

第二百三回国会参議院厚生労働委員会会議録第六号

令和二年十二月一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月二十七日

辞任

山下 雄平君

補欠選任

島村 大君

十二月三十日

辞任

衛藤 晟一君

補欠選任

今井絵理子君

十二月一日

辞任

今井絵理子君

補欠選任

衛藤 晟一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小川 克巳君

石田 昌宏君

自見はなこ君

石橋 通宏君

矢倉 克夫君

足立 信也君

委員

今井絵理子君

衛藤 晟一君

こやり隆史君

島村 大君

そのだ修光君

羽生田 俊君

藤井 基之君

古川 俊治君

本田 颯子君

三原じゅん子君

打越さく良君

川田 龍平君

厚生労働省職業安定局長 田中 誠二君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○労働者協同組合法案(衆議院提出)

○委員長(小川克巳君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山下雄平君及び衛藤晟一君が委員を辞任され、その補欠として島村大君及び今井絵理子君が選任されました。

○委員長(小川克巳君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康局長正林督章君外七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小川克巳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川克巳君) 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福島みずほ君 立憲民主・社民共同会派、社民党の福島みずほです。

参考人質疑では、脇田参考人が、ワクチンについて、まだよく分かっていない、推奨は問題と発言

言をされました。また、隈本参考人は、任意接種をまず行った上で推奨すべきではないかと発言がありました。

やはり任意接種で有効性や安全性を確かめてからにするべきではないでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 蔓延予防という意味で、今般、予防接種法、臨時接種の特例という形にさせていただいております。

これ、予防接種法の中に規定する中において、副反応情報、こういうものをしっかりとこの法律にのっとって集めることができるということ、それから救済制度、救済給付というものも手厚く対応できるという意味からすると、これはやはり予防接種法の中で臨時接種という形で位置付けるというのは意味があると思います。

脇田参考人ですが、ちよつと私も後で議事録を拝見させていただいたんですけども、ワクチンの有効性、安全性を見極める必要があり、勧奨すべきかどうかは現時点では判断できないと、こうお答えをされておられるわけでありまして、そういう意味では、これから申請が出てくれば、当然のごとく、海外の治験のデータ、それから国内でのデータ等々を鑑みて、しっかりと有効性、そして安全性をこれで判断をしていくということになりますので、予防接種法の中の臨時接種の特例という形で位置付けさせていただきたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 接種するかどうかは個人が自由に決定することができなければならないと思います。自分の健康と命をどうするか、自己コントロール権、これは憲法十三条の幸福追求権の一環ではないでしょうか。不安を持つ者も多く、接種の努力義務を課すことはこれは問題ではないでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今般、接種勧奨と努力

義務をお願いさせていただいておりますが、もちろんこれ、例外的にこれを外すということもできるようなことはあるわけでありますが、なぜこうなっておるかという、やはり実施している言うなれば実績というものが非常にまだ乏しいということがある中で、接種開始時に例えば安全性、有効性の情報が制限されている、制約があるでありますとか、それから、接種開始して進めていくうちに安全性に対する懸念のそういうような情報等々が入ってくることもあるわけでありまして、そういうときには総合的に判断してこれは努力義務を外すことも、これはあるわけでありまして。

ただ、これ、薬事承認のときに有効性、安全性はこれは認められているということが前提でございまして、そういう意味では決して危ないというわけではないわけでありまして、そういう意味で、努力義務をまず課していただく中において、実際問題、接種開始する、若しくは接種前ということもあるかも分かりませんが、総合的に判断した上でそこは努力義務を外すということもあり得るという中においての今般の法律の内容であるというふうに御理解いただければ有り難いと思います。

○福島みずほ君 大臣から、努力義務を外すということもあり得ると発言がありました。

今度のワクチンは異例づくめです。遺伝子のワクチンであることや、それから、購入することを決定するときにはまだ承認受けていないとかあります。だとすれば逆で、まず任意で、その後可能性があれば努力義務の方が順番としてはいいのではないかと思います。

では、厚労省、大臣にお聞きします。接種するかどうか個人が選択できるよう、自己決定権を尊重するため、厚生労働省としてどのような対策を考えていますか。

○国務大臣(田村憲久君) 何度もこれは国会でも御答弁させていただいておりますが、努力義務ではありませんけれども、これを接種するかどうかはこれは御本人の判断でございまして、御本人が

自らいろいろと判断をいただく中で接種をしないということであつたとしても何ら不利益な取扱いをされることがありませんし、当然それによって偏見、差別が生まれてはならないので、そういうことに關してはしっかりと我々としても周知をしていこうというふうに考えております。

○福島みずほ君 実質的に接種を強制される事態が生ずるおそれがあると考えます。

病院で勤務する医療従事者が接種しないと勤務できなくなるとか、企業によっては勤務時に接種済証明書を出すように求めるとか、あるいは過疎地域でワクチンの準備が整った場合に一斉に集団接種をするよう求められるなど考えられます。こうした事態が生じないための注意喚起、指針やガイドラインの作成などはどうするんでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) お答えします。

予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持った上で、自らの意思で接種を受けていただく必要があると考えています。このため、接種の強制やワクチン接種をしない方への差別や不利益な取扱いがあつてはならないと考えております。

厚生労働省としては、こうした考え方や感染症予防の効果、副反応のリスクも含め、国民に正しい情報、知識を伝えることができるよう、効果的な周知、広報の方法について具体的な検討を行つてまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 ただ、例えば、病院における入院患者、高齢者施設、障害者施設、福祉施設などでは被収容者が移動できない、さらに、高リスクの者も含まれるため、より圧力を受けやすいんじゃないか。高リスクかつ施設内にいる者の接種の自由をどう担保するのか。

やつぱり人に迷惑を掛けちゃいけないのような考え方から、旧優生保護法下の強制不妊手術じゃないんですが、ここの施設にいる人はワクチン受

けてもらいましよう、いいですよと言つて実際には強制されるというようなことが起きてしまうんじゃないか。その点の歯止めはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 今回の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、緊急の蔓延予防の観点から実施するものであることから、原則として接種勧奨の実施や接種を受ける努力義務を課すこととしておりますが、これらの規定により国民が必ず接種しなければならなくなるというものではありません。

このため、施設内においても、最終的にはワクチン接種をするかどうかを自らの意思で決定していただくとともに、ワクチン接種の有無により不利益を受けることはあつてはならないと考えており、本人の意思を確認した上で接種を行うことが重要と考えております。

こうした観点から、感染症予防の効果や副反応のリスクも含め、正しい情報、知識を持つことが重要であり、厚生労働省としては、国民への周知、広報にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○福島みずほ君 接種したかどうかは個人のプライバシーに関する問題です。

様々なプライバシー情報と同様の扱いとして、接種しましたかと聞くことも、接種した情報を勝手に広めるなど、いわゆるアウティングの問題ですよね、ハラスメントで問題になったアウティングというのがありますが、あなたは接種しましたかと職場で聞いて、えつ、していないんですかという、しているのかしていないのかというのを聞くことそのものも含めてすべきではないことについて何らかのルールの確立が必要ではないでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) ワクチンについては、最終的には接種をするかどうかを国民自らの意思で決定していただくものであつて、ワクチン接種をしていない方への差別やいじめはあつてはならないと考えています。

お尋ねの、まず、接種したという情報を勝手に広める等の行為についてですけど、そうした情報について、本人以外には医療機関や市町村が入手することになりますが、医療機関については個人情報保護に係る法令やガイドライン、それから市町村については各自自治体の個人情報保護条例などに基つき、個人情報保護が適切に取り扱われるよう適正に対応することが必要と考えています。

また、接種したのだからというふうに聞くことについてでありますけれど、そうしたことは是非について一概に述べることは難しいですが、そのことによって差別的な取扱い等をするものがあれば、個別の法令等に違反するかどうか、最終的には各法令に照らして個別に判断されるものと考えています。

政府としては、感染症予防の効果や副反応のリスクも含め、正しい情報や知識を持つことが重要であり、国民への周知と広報にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○福島みずほ君 私は、聞くことも含めて問題となり得ると思います。

医療従事者で、あなたは受けましたか、受けましたか、この職場で受けていない人いますか、あなた受けましたかと言つて、でも、自分の基礎疾患があつたりワクチンに対していろんな思いがあつて受けなかった場合に、それを言うと、じゃ、何で受けないんだ、人に迷惑かけていいのかというような問題が起り得る。これはやつぱりプライバシーに関する問題で、私は、本人がやつぱり判断する、本人が私受けましたかというのはいいんですが、あなたは受けましたかというふうに聞くことそのものは、これやめないと実際は強制になってしまうというふうに考えています。どうですか。

○政府参考人(正林督章君) 本人の意思に反して言わせられるというのは望ましくないと思えます。

○福島みずほ君 でも、聞かれたら答えざるを得ないという状況ありますよね。医療従事者であ

介護現場であれ学校であれどこであれ、あなたは受けましたか、はい、ノーになったちゃうので、やっぱり聞くことそのものも問題、それはプライバシーに関する問題なんだということも含めて徹底する必要があると考えます。

接種済証の取扱いについて、プライバシー保護の観点から何らかの指針やガイドラインを設定すべきではないでしょうか。職場の健康診断時に提出を義務付ける、政府主導のキャンペーン利用時、GOTOキャンペーンなどに提出を義務付けるということなどはないと思いますが、禁止するなど、何らかの配慮が必要ではないでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 予防接種法令の規定上、予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して予防接種済証を交付することになっております。今回の新型コロナウイルスの接種についても、実施主体である市町村が、接種を受けた方に対して予防接種済証を発行することになるものと考えています。

ワクチンを接種するかどうかについては、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持った上で、自らの意思で接種をするかどうかを決定していただくことが重要であります。このような基本的な考え方に基づき、例えば従業員やサービスの利用者が接種を受けていないことや証明書を提出できないことによつて不当な扱いを受けないよう、国民への周知啓発を進めてまいりたいと思います。

○福島みずほ君 オーストラリアのカンタス航空は、国際線の利用客にワクチン接種を義務付ける方針だと報道がありました。

日本で企業がそうした義務付けを設けることに對して、厚生労働省の見解はいかがですか。
○政府参考人(正林督章君) 繰り返しですが、国民の自らの意思で決定していただくことが重要であり、ワクチンを打っていないことによつて差別やいじめを受けることがあつてはならないと考えています。

個別の企業の方針についての見解をお答えすることは差し控えたいですが、一般論としては、現時点の科学的知見に基づいて御指摘のような義務付けを行う根拠は乏しいと認識しています。

感染症予防の効果や副反応のリスクも含め、正しい情報や知識を持つことが重要であり、国民への周知と広報にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 外国からの入国者に対して義務付けの方針はありますか。

○政府参考人(浅沼一成君) お答えいたします。入国者に入国前のワクチン接種を義務付ける方針はあるかというお尋ねでございますが、現状におきましては、政府として何らかの方針を決定している状況ではないと認識しております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスに関する水際対策につきましては、時々刻々と状況が変化する中、関係省庁が連携し、機動的に対応してきたところでございまして、今後とも、引き続き関係省庁が連携し、その時々状況に応じて対応することになると考えております。

○福島みずほ君 ワクチンの副反応によつては、副反応の出にくいワクチンに希望者が殺到する可能性があります。副反応の状況によつては、あるワクチンの仕入れ量を下げ、別のワクチンの仕入れ量を増やすなど、柔軟な対応が必要ではないでしょうか。製造販売業者との契約はどうなっているのでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) この新型コロナウイルスの皆さんが大変期待をいただいていると思います。それは、生命でありますとか安全、こういうものをしっかりと守っていくという意味、それから、また一方で、社会経済的な問題、また医療に負担をどう掛けないか、こういうことを考えると、本当に有効性のある、安全性のあるワクチンというものに対して大変な期待をいただいているんだと思います。

一方で、ワクチンというふうに買い取るの

か、調整するのかわというのは、これはそれぞれのワクチンメーカーとの秘密保持義務がございまして、これに対して今ここで申し上げるわけにはいかないわけですが、一方で、このワクチン自体が流通するときに、メーカー、卸、医療機関、国等々、それぞれとネットワークを結ぶシステムというものをつくつております。こういうものを構築する中で、必要なワクチンがある程度必要な医療機関に流れていくような、そういう仕組みを考えておりますので、想定される、副作用でその特定のワクチンに殺到するということが起こることがないように我々としては努力してまいりたいというふうに思いますけれども、何かそういう供給量に対しての一定の不都合があつた場合には、そのシステム等々を使いながらしっかりと必要なワクチンが医療機関に流れるような、そういう努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 コロナワクチンに関して厚生労働委員会が衆参で議論しているわけですが、契約の身がよく分かりません。
合意している、三社と合意していることは分かっているんですが、契約書を私たちは見ておりません。契約は、これは終了しているんですか。契約書はどれぐらいの分厚さでどの程度のものか、教えてください。

○政府参考人(正林督章君) 今回のコロナワクチンについてですけれど、急ピッチで開発が行われています。仮に開発された場合には世界的に需要が逼迫するおそれがある中で、様々な企業と交渉し、ワクチンを確保することが求められています。

ワクチンを供給する製薬企業は我が国以外の国とも契約交渉を行っているところで、我が国が個別の契約の内容を公表することで、そもそも我が国が今後より有利な条件で他の製薬企業と契約することが難しくなるおそれや、逆に契約の公表を恐れて我が国への供給を交渉前から断念する企業が生ずるおそれがあるほか、相手方企業との間で

秘密保持義務もあるため、契約、個別の契約の内容を公表することは差し控えたいと思います。

○福島みずほ君 契約は終了していて、今後その契約の変更はないという理解でいいんですか。まだ承認もされていないので、契約書の交付は終わっていない、原則としてはその契約どおりに履行されるという理解でよろしいですか。

○政府参考人(正林督章君) 一社とは契約結んでいますが、ほかの社とはまだ契約結んでおりません。

○福島みずほ君 損失補償契約についてお聞きをいたします。

特に、損失補償契約を締結する場合に国会承認の手続規定が必要ではないか、これ参考人質疑の中で出てきておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 今回の改正法案は、現に発生している新型コロナウイルス感染症に對象を限り、全国民に提供できる数量というワクチン確保の方針も示した上で御審議いただくものであることから、平成二十一年の新型インフルエンザ発生時と同様、個別の契約に当たつて国会承認の手続を設けないこととしております。

○福島みずほ君 そうすると、先ほど三社のうち一社だけとやつて、あと二社はまだということ、損失補償契約も今後の議論になると思います。

参考人質疑の中で出てきました、製造販売業者に不正行為があつた場合にも損失補償を認めるのか。これは認めるべきではないと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(正林督章君) 具体的な範囲については企業と交渉を継続中でもあり、それを申し上げることで様々な不利益、お互いありますので、この場で申し上げることはできません。
しかし、故意に、故意に健康被害を生じさせた場合に代表されるような国民の理解が得られ難い損失を補償することは意図しておらず、御指摘のような点も踏まえながら引き続きしっかりと交渉を行つてまいりたいと考えています。

○福島みずほ君 そのような場合に関して、損失補償契約を締結する場合にはそういう条項をちゃんと入れていただきたいというふうに思います。副反応疑い報告制度、健康被害救済についてお聞きをいたします。

副反応疑い報告については、PMDA、医薬品医療機器総合機構が担当することになっております。迅速な対応ができるのか、MMRWワクチンの例のように自発的報告では遅いのではないかと、これは参考人質疑でかなり問題になりました。いかがですか。

○政府参考人(正林督章君) ワクチン接種後には、例えば軽症で頻度の高い副反応が生じることが考えられ、こうした症状に関することも含め、国民の皆様からの疑問にも丁寧にお答えしていくことが重要であると認識しており、接種体制の整備に関して、本年九月十五日に閣議決定した予備費について、これを自治体におけるコールセンターの設置経費等にも充てることができることとし、その旨を十月二十三日に自治体に周知したほか、自治体では対応が難しい御質問に対応できるよう、国においてもコールセンターを設置することを計画しております。

○福島みずほ君 コールセンターで大丈夫なんですか。参考人質疑で問題になったのは、その副反応、これが副反応なのか、そのワクチン、二週間前に打ったワクチンの結果なのか、一般的には分からないけれども、そういうのをきちっと医療機関なりいろんなところに、自発的じゃなくやってばり早く集めないと手遅れになっちゃうんじゃないかというのが参考人質疑で議論になりました。

コールセンターはないよりはあった方がいいけれども、医療的な知識があるわけでもなく、そこをちゃんと充実しないと、副反応の情報、副反応の早期発見というものが手遅れになってしまうのではないかというふうに思います。

医療機関からの報告はPMDAに集中できても、一般の相談、問合せはどうなるのか。これは

もうコールセンターだけになるんですかね。被害救済の申請先が市町村であると、相談、問合せが保健所に集中することにならないか。さっきの答弁だとコールセンターに集中させてという理解でよろしいんでしょうか。こうした窓口などの運営は現実的にどうなるんでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 委員言われたとおり、予防接種法にのっとって医療機関からの情報もPMDAに集まってまいりますし、それから、薬機法にのっとってこれはそれぞれの製薬メーカー等々からも集まってきますが、それ以外に、メーカー自体がこういうような薬、薬というかワクチンも含めてでありますけれども、医療機関に供給した場合に、メーカー自身が一定の情報を、副反応も含めてその後の状況を集めてもいるわけでありますので、そういうルートからも副反応報告といえますが情報は入ってくると思います。

あわせて、今まで、そもそも以前、この予防接種においては市町村に情報が集まってくる、医療機関から市町村、都道府県、そして国というふうなそういうルートだったわけでありますが、迅速性が無いということで直接国の方に医療機関から情報を集めるようにしておりますが、やっぱり一定程度は市町村にも集まってくると思います。

それは、そういう意味でコールセンターという窓口をつくらせていただいて、そこに今まで集まってきた一定程度の情報も、そこで相談という形で受けていただいて国の方にお上げをいただくという仕組みになっておりますので、幾つかの、何層かの情報が集まるような、そのような仕組みができておりますから、そういうものを総合的に使いながら、副反応情報というものをしっかりと収集しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 コールセンターも一つの窓口だと。保健所、病院、そしていろいろあると思うんですが、コールセンターをせっかく設置するのであれば、その研修や、それから一般の人に、何か具合が悪くなったり、ワクチンを打った後に、

十日後でも二週間後でも、具合が悪くなったたらその症状を含めて言ってくれとか、そういう啓発や積極的に身を乗り出して情報収集するってしないと、やはりまた予防接種の問題が起こり得るといふふうに思っています。

あと、海外で生じた副反応の事例に関する情報収集はどのように行うんでしょうか。製造販売業者からの情報だけでなく、広く収集する予定でしょうか。

というのは、日本では、サリドマイド禍も含めて、HIVもそうですが、外国では問題になっているのに日本での対応が、アスベストもそうですが、非常に遅れてしまう、そのために被害が拡大するということが歴史的にありました。海外の本社、日本の支社、情報がちゃんと共有されて、リアルタイムで日本にその情報が伝わり、共有できるのか。いかがでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) コロナワクチンの安全性情報については、国内だけではなく海外の情報も収集して評価を行い、必要な安全対策を実施することが重要であります。

製造販売業者には、医薬品医療機器等法に基づき、海外を含む安全性等の情報を収集し、PMDAに報告することを求めています。また、国としても、欧米等の薬事規制当局とも連携して情報の収集に努めてまいりたいと考えています。

引き続き、予防接種法や医薬品医療機器等法の関係法令に基づき、国や製造販売業者においては国内外の情報を評価し、しっかりと情報提供を行うこととしております。

○福島みずほ君 副反応の事例についてウェブサイトなどで注意喚起するというふうに言われていますが、情報の公開はどのようにするのでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) これまでも、予防接種法や医薬品医療機器等法の関係法令に基づき、国は収集したワクチンの副反応疑い情報を含む国内外の情報を審議会ですべて評価しています。当該審議会の資料は厚生労働省のウェブサイトでできるだ

け公表しており、誰でもアクセス可能であります。

また、新型コロナワクチンについても、国として副反応情報が記載された審議会の資料等を適切に公表するとともに、分かりやすい情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 日本の予防接種の問題や薬害の問題に関して、これも参考人質疑で議論になりましたが、審議会ですべてすごい時間も掛かるし、あるいはHPVワクチンに関してもいろんな議論があります。結局、副反応がどうか、あるのかないのかという議論しているうちに物すごい時間が掛かってしまう。それ、対応できますか。

○政府参考人(正林督章君) 副反応報告が上がってきたときに、やはり専門家の目で評価していただくというのは大変重要だと思います。

副反応の関係の審議会ですけれども、通常、定期接種の場合は四か月一回ぐらいの頻度ですが、今回はもつと頻度を上げようと思っています。それから、できるだけその結果についても正確に、かつ迅速に公表していこうと考えています。

○福島みずほ君 四か月に一遍、政府がどうか、この法案によつて努力義務、推奨義務を課して四か月に一遍というのは、やっぱり余りに時間がありますよね。

今の答弁でもつと頻度を上げてとありますが、国民の多くの方、こう思っていると思うんですが、ワクチンの有効性やいいワクチンが入手できるといいなど、しかし、余りに急なので副反応やいろんなこともとても心配だと、ちょっと体調が悪いときに受けて大丈夫かと、みんなやっぱり不安もすごい抱えていると思います。

今、やっぱりその副反応のチェック機能と対応が十分かどうかというのはとても大事なポイントなので、審議会です四か月とか言わずに、もうしよつちゅうこの副反応はどうなのかというのを、ワクチンを打ち始めたときから審議会やつぱり頻繁に開いていただいて、本当にどうなのか、

あらゆる角度から検証して警告を発してほしいと思います。いかがですか。

○政府参考人(正林督章君) 認識は委員と共有しております。四か月に一回は確かに長いので、もっともつと頻度は頻回にやろうと思っておりますし、本当に重大な情報が入れば、もう臨時の審議会も開こうと考えています。

しっかりと対応したいと思います。

○福島みずほ君 遺伝子ワクチン初めて、そして三相試験やらないことも初めて、承認受ける前にもう契約してしまうことも初めて、もう初めて尽くしなんですね。ですから、副反応が本当に起きないようにもう、しよつちゅうと言うと専門家の方にとても急がせて申し訳ないが、副反応の要するに収集とそれから副反応が起きた場合の警告と対応を含めて、もう同時並行的に頻繁にやっていたらよく心にやさしくお願いをいたします。

ちよつと実施体制について、ちよつと質問が戻って済みませんが、お聞きをいたします。

これもこの委員会でもよく議論になっておりますが、感染が拡大している地域では予防的なワクチン接種に人員を割くことが困難だと考えられます。現場の体制は地域差があり、どのような実施体制で行っていくのか。福島があったり過疎地があったり、いろいろあります。具体的な計画についてはまだ厚労省は議論中というふうに聞いておりますが、これはどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 接種体制については、自治体の関係者にも御参加いただいている審議会等において、国、都道府県、市町村がどのような役割分担で行うか、議論を行っております。具体的な実施体制構築に当たっては、知事会を通じて都道府県からの御意見を伺うとともに、接種の実施主体である市町村からの御意見も伺いながら進めております。

今後、都道府県、市町村担当者に対する説明会も開催予定であり、そのような場でも現場の御意見をよく伺いながら接種体制の整備を進めてまい

りたいと考えています。

○福島みずほ君 優先順位は、まず日本では医療従事者からと言われています。しかし、医療従事者の人に聞くと、心配であるという声も実は聞きます。外国では高齢者から始めるという地域もあります。そして、実際打つときに、さっきの質問で、介護施設や福祉施設でどうかなんです。が、体調とかその人の基礎疾患とかさういうものを見ながら、ワクチンをあなたは打ちますか、打ちませんかという丁寧な作業が必要だと思いますが、その点についていかがですか。

○政府参考人(正林督章君) コロナウイルスワクチンの接種順位の設定に当たっては、公平性、それから国民への分かりやすい周知などの観点から、国で一定のルールを示す必要があると考えており、特に全国の市長会とか町村会からは、九月の四日に、優先順位等について市町村の判断に委ねることのないよう接種方法について明確な指針等を示すことといった御要望をいただいています。

このため、地域の実情や状況に配慮する必要があるものの、基本となる考え方や接種の時期は国で示す必要があるかと考えています。

○福島みずほ君 私自身の問題関心は、本人が選ぶということ、強制はされないこと、打たないことも含めて差別を受けないこと、実施体制、それから副反応についてきちっと入手をすること、契約の人身、損失補償、そういうことが問題関心なんです。

さっきの答弁で、もう一回済みませんが、やっぱり私は、学校現場で学校の健診のようにはやらないというのは衆議院の委員会でも聞いているので、そこでは子供たちが選べると思うんですね。でも、企業の健康診断で予防接種も受けるようにとか、あるところで集団でどうか受けてくださいます。ある病院で予防接種を今からやりますので三時に来れる人全員集合とかやったら、例えば受けない人と受ける人がはっきり分かれてしまう、ある介護施設現場で今からワクチンを打ちます、

で、Aという人だけ打ちませんとなると、それはみんなに分かるわけですね。

そういう配慮、私は受けないという自由が保障されることの工夫について、改めていかがですか。

○政府参考人(正林督章君) ワクチンについて、打ちたくないのに無理やり打たされる、あるいは、まさにいわゆる集団接種ですが、昔の、平成六年以前の集団接種、御本人の意思に関係なく順番に並んで、よく私も子供の頃に小学校でそういう経験がありましたけれど、並んで次から次へと本人の意思に関係なく打たされるみたいな、そういうことはあってはならないというふうに考えています。そういうことのないように注意深く情報発信に努めていきたいと思っています。

○福島みずほ君 是非よろしくお願いいたします。

では次に、JALの整理解雇に伴う人員削減のことについてお聞きをいたします。

二〇一〇年十二月三十一日、日本航空は、事業規模縮小を理由として、希望退職に応募しなかった百六十五名、パイロット八十一名、客室乗務員八十四名が整理解雇をされました。大みそかの夜ですね。

この整理解雇事件について、労働組合は二〇一一年三月二十三日にILOへの申立てを行った結果、第三次勧告まで出されております。しかし、JAL側は、再雇用など何も対応せずに今まで来て、十年たつてしまいました。

ILO勧告を守らない企業に対して、政府として働きかけをすべきではないでしょうか。

○政府参考人(吉永和生君) 御指摘の事案につきまして、委員御紹介のとおり、ILOの結社の自由委員会において報告書に記載がございますが、四次にわたり記載があるところでございます。

その報告書の中では、日本航空と関係労働組合の協議が実施されることを期待するというような記載も盛り込まれているところでございます。ま

た、本事業につきましては四回目の報告書が平成三十年十一月に採択されておりますけれども、その中では、労働委員会に申し立てることができる等に照らしまして結社の自由委員会による本件の審議を継続しないという記載がなされているものと承知しているところでございます。

本件のような整理解雇された職員の再雇用に關します事項につきましては、まずは労使の当事者が自主的に解決に向けた努力をすべきものというふうに考えているところでございます。

○福島みずほ君 これは、やはり喉に刺さったとげではないですが、これ、しつかりやっぱり解決しなければならぬ問題だと思えます。コロナ禍の中で雇用を守るぞというのを各企業が一生懸命やっている中で、やっぱりこの整理解雇の問題こそやっぱり解決をすべきだと思えます。

国としてILO勧告を無視するような企業に対して何らかの対策を取らなければ、整理解雇をしても責任を取らない企業が増加しかねないと思えます。この点についての見解はどうでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今説明ありましたとおり、このILOの結社の自由委員会の報告書は、JAL側と労働者側、ここに協議をしつかりやってもらいたいということをお願いしている旨でありました。

結果を申し上げますと、国としては労働委員会があるわけで、労働委員会の中で要するにいろいろな対応ができるということで、これ、ILO側も再度という意味では審議を継続しないというふうにしていくわけでありました。

このJALと労働組合自体が団体交渉をやっているかという点、これは、整理解雇は行われましてたけれども団体交渉はまだやっているわけでありまして、そういう意味ではまだ協議は続いているというふうな認識をいたしております。あわせて、もし不当労働行為、つまりもう協議をしないと、正当な理由なくして協議自体を拒否するという形になれば、この場合には労働委員会の救済措置がございますので、そのような形で対応してま

いるということになるかと思っております。
いずれにいたしましても、法令に照らして政府としては対応していくことであります。

○福島みずほ君 それがなかなか解決をしないんですね。御存じ、千四十七名、国労の問題に関しては、連立政権のときに何とか、これは金銭的解決ですが、解決をしました。

私は、歴史の中にある集団解雇事件や解雇の、本当にこれは正しい解雇なのか、これ問題じゃないかということについては、政治がやっぱり身を乗り出して問題の解決をするときだというふうに思っています。

是非、ＩＬＯ勧告が出ているこの問題に関して、厚生労働省、国土交通省だけでなく厚生労働省もしっかり対応していただきたいということを強く申し上げます。

労働行政が今やはり非常に大変な状況なので、一言質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大関連の解雇や雇止めなど、雇用情勢が厳しさを増しております。仕事を失ったり就職活動がうまくいかないなど、一人一人に行き届く労働行政の充実が必要です。具体的には、丁寧な再就職支援、高校生や大学生の内定率の落ち込みから若者への就職支援など、強化が必要です。

これらの重要な施策を担う労働行政の体制ですが、十分な体制がなければ効果は大きく減殺をしてしまいます。

この間、地方労働行政における職員数の削減が続いています。この二十年間でどれほど削減されているのか、二〇〇〇年度、二〇一〇年度、二〇二〇年度の統計を示してください。

○政府参考人(山田雅彦君) お答えします。

都道府県労働局の定員は、二〇〇〇年度は二万三千五百三十三人、二〇一〇年度は二万二千五百十三人、二〇二〇年度は二万一千七百八十三人ということになっておって、二〇二〇年度は二〇〇〇年度と比べて一千七百五十人減少しております。

○福島みずほ君 そのとおりで、二〇一〇年から

二〇二二年度でもう本当に減っていると。例えば、二〇〇〇年度から二〇一〇年度で千五百人減っているんですね。これだけ労働行政が大事だと言われながら、非常に人員が減っております。

このコロナ禍の中で、労働行政の職員は大変苦勞され、疲弊しています。私も実は個人からメールをもらったりしているんですね。来年度以降、

地方労働行政の体制をどう整備していくのか。このコロナ禍で労働行政の定員削減を強いことは無いと思いますが、増員をしてもいいという現場からの要求、さらには、コロナ禍において雇用、労働の面で安心できるセーフティーネットの構築をしてほしいという多くの国民の切実な要求に対して、大臣の決意はいかがででしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) コロナ禍において、労働行政、大変な負担が現場に掛かっているというふうに思っております。

そのみならず、ここ数年、やはり労働行政というものの、新たな法律ができる中で大変業務量は増えてきております。同一労働同一賃金でありましてとか、また時間外労働の規制といいますか長時間労働は正でありますとか、いろんな言うならば政策的な目標がある中において、労働行政、現場の方々に対する負担というものは大きくなってきているわけでありまして、そういう意味ではしっかりと定員を要求していかなければならないと考えております。

令和三年度の定員要求事項にしましては、国民の生活を守るための雇用支援体制の強化として三百二人、また解雇抑制に向けた指導及び働き方改革等のための体制強化として計百二十名という形で要求をさせていただいております。

いずれにいたしましても、しっかりと国民の皆様方、労働者の皆様方に対応できるような体制をしっかりとつくるべく、これからも努力してまいりたいと思います。

○福島みずほ君 是非、国民の雇用を守るためにも増員に向かって頑張ってやっていただきたいと思います。

この委員会でも、一人親家庭に対する再度の給付金を払うべきだとか雇用調整助成金の延長をすべきだとか言ってきました。それぞれ実現をさせていただくということで、それは感謝をしているんですが、雇用調整助成金は年末までの措置だったのが二月末までというふうに聞いております。

二か月の延長、もちろん有り難いんですが、それで十分なのか。むしろ、もっと延ばすべき、つまり、コロナ感染症の終息のめどが立つて、通常の事業を再開できる見通しが立つまで特例措置は続けるべきではないでしょうか。特例措置をコロナ感染症が終息し通常業務の再開めどが付くまで延長し、雇用を守り、労働者の生活を守るために柔軟な対応、コロナ状況を見据えて延長していくことが必要ではないか。これ、今、命綱になって、雇用を守ることに雇用調整助成金、役立っていますので、いかがでしょうか。

○大臣政務官(大隈和英君) お答えいたします。雇用調整助成金の特例措置等につきましては、雇用情勢が大きく悪化しない限りは来年から段階的に通常制度に戻していくことにしておりますが、これまでその旨を御説明させていただいたところでございます。

現在の雇用情勢というのは十分に厳しさが増しているということは認識しております。八月時点と比べまして、休業者数、失業者数が急増するなど大きな悪化がしている状況までは至っていないということも一方では承知しているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者の急激な増加、またその情勢を見極めながらしっかりと雇用に与える影響に対して万全を期すために、今般、来年二月末までということで現行の特例を維持させていただいておりますが、その上で、今後とも都度都度、状況判断をしっかりときめ細かく行いまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 年末、これ二月までということ、これで首を切られるというね、十二月末にと

いうのは減るかもしれません。ただ、二か月だけで、まだまだコロナ禍が続いております。

今答弁で、状況を見ながらその都度とおっしゃいました。是非、やっぱり雇用調整助成金、果たしている役割とても大きいと思いますので、今の答弁のように、二か月延長したのは有り難いけど二か月だけなので、是非延長をもう少しやっていただきたい。いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 今政務官からお話がありました。基本的には、前大臣も申し上げておりましたけれども、失業者や休業者が急激に悪化しない限りは、本則に向かって、段階的ですけど、段階的に戻していくという話でありました。

今、足下は急激に悪化しているような状況ではありません。ただ、コロナ禍、つまりコロナの感染が急激にこれ伸び出しておりますので、これから急激に悪化するおそれがあるというような認識の下で、二月まで三か月といいますが、一月、二月ですね。十二月、一月、二月。十二月はこれはもう今延長で決まっておりますけれども、この状況を見ながら、どういうような感染状況かということも判断しながら決めていきたいと思っております。

一方で、やはりずっと休業ではモチベーションが落ちてしまうというお声も、労働者の方ですね、そういうお声もお聞きしますし、必要などころに人材が回ってこないのではないかと、こういうような声もあります。

結果的に失業なき労働移動ということも、これも必要でありますので、そういう意味では、在籍出向、これ、雇調金の中でもそういう制度があるんですが、これが今の状況と見てなかなか使い勝手が悪いというような、そんなお話もいただいております。そういうことも踏まえながら、これからどうあるべきかを考えてまいりたいというふうに、検討してまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、本当に厳しい企業等々が、この雇調金がこれからどんどんどんどん本則に戻っていく中において、労働者、本来は必要な労働者を解雇しなきゃならないというような状況

確率で出るのか、こういったことを自分で調べることはしませんでした。なぜならば、私は医学を
実際に勉強したことはないですし、また、これ、
二年前半開始になったのかということ調べて
みました。
六月二日に、厚労省の方々は加速並行プランと

WHOが勧奨していると、それを打つべきだというふうに言っている、それから、仕事之余にも忙しくて、こういった副反応のパーセンテージ、治験の中にアジア人がどれだけ含まれているか、こういったことを自分の目で調べている時間、エネルギーも余裕もなかったんです。

振り返って考えてみれば、これからこのワクワクいうことを公表されております。この内容は、二〇二一年前半に接種開始というふうになっているんです。接種を始めるのを六月三十日までにするということですから、非常にこれゆつくりとした、我々にとってみたら非常にゆつくりとした形ではあると思うんですが、その後、八月の二十八日、政府が二〇二一年前半までに国民全員分のワクチ

ンを打とうと考えていらつしやる日本国民の方々、こういった方々は、多分私と同じような状況にあるんじゃないかと思えます。国がいいと言っているんだから打とう、自分がお世話になっているかかりつけ医の方々、先生方がいいというふうに言っているんだから打とう。こういったクチンを調達できるようにするというのを言い始めているんですね。これ、二〇二一年の前半までに開始をするのか、それとも二〇二一年までに全員分を調達して確保するのか、この二つには大きな大きな差があるように思います。

まず最初に、厚労大臣にお聞きしたいと思います。

とで、毎日、朝から晩まで働いていらつしやつて、家に帰れば家庭の中で自分の役割を見付けよう^とと本当に一生懸命に生きていらつしやる方々がその後に変化をしまして、二〇二一年度前半

に、本当に我々が副反応どれだけパーセンテージまでにその量を確保するというふうに変った理

が出るのか、どれだけの有効性があるのか、安全性があるのかということ、個人の判断で見たいかどうかということ、個人を尊重するということ、これを決めた主体というのは官邸なのか、厚労省なのか、誰なのか、また、なぜこういった変化が起こったのか、御説明いただきたいと思っています。

○国務大臣（田村憲久君） ワクチンというものは、当時から、当時というのは今年のもうそれこそ新型コロナウイルス感染症が拡大をした頃から、国

ら、たくさんの方々に意見を聞いてまいりました。その中で感じたことは、我々がどれだけ多くのことを分かっていないか、そして、分かっているというところが国民の皆様にきつちりと説明されていない、このことに非常に懸念をしております。

まず、この分かっているにもかかわらず、こ

民の皆様方には、安全性、有効性の確認ができるそういうワクチンというものご要望されていたことは事実だということに思います。

もちろん、委員言われるとおり、そのワクチンの副反応でありますとかいろんなところまで国民の皆様方が十二分に御理解をいただいていたかどうかはちょっと私も存じ上げないわけです。

うした分かつていないことをきちんと国民の皆様
に公開せずに、法的な努力義務、緊急的に必要だ
という形でこの法案を通していく、この中に、非
が、いろんな報道がありました。実際問題、ワク
チン作るの難しいであろうとか、いろんな話が
あつたんですが、事実、今、海外のワクチン、三

常にスピードの速さ、懸念するわけですが、過去の遑って、どうしてこういった形で二〇入って、報道によるとでありますけれども、それ

それぞれ成果というものを報道ベースで発表いただいておりますという状況であります。

委員言われた部分で申し上げれば、八月二十一日に対策分科会、これは新型コロナウイルス対策分科会でありましても、ここで、やはりできるだけ早くワクチンを確保すると、すべきである、こういう議論がなされたわけでありまして、その議論のつとめて、当時いろんなことを鑑みただんと思えますけれども、できるだけ早くというのはいつ頃だということで、来年の前半というふうな、そういう方針になったというふうに認識いたしております。

○田島麻衣子君 十一月二十日の参議院本会議で、日本維新の会の梅村議員がこう質問されました。新型コロナウイルスワクチンの接種状況は、東京オリンピック・パラリンピックの開催の可否に大きく影響するものですかというふうに問われていますが、その質問に対して、菅総理大臣、このようにお答えになりました。パッハ会長は、ワクチン接種を大会参加の条件にしない旨を述べているというふうに承知しています。これ、ある意味答えてもいますが、答えていない部分もたくさんあると思うんです。

大会参加の条件になるかということもありますけれども、海外からたくさんの方、旅行者の方々がいらつしやると、レストランにも行きます、ホテルにも泊まります。そういった大会に参加していない場所でのワクチン接種の可否とオリンピック開催の可能性、この関連性というのはあります。

○国務大臣(田村憲久君) 総理もお答えされていられると思いますし、私も衆議院の委員会でしたからね、お答えしたんだと思いますが、オリンピックの開催、オリンピック、パラリンピックの開催の前提としてワクチン接種というものを挙げていることは今まで、例えば調整会議つくっているんですけれども、各省でありますとか、それぞれオリンピックを開催するに当たっての新型コロナウイルス等々の対応をどうしていくかというふうな、その調整

会議の中でもそういう議論は一切なされていないわけでありまして、条件になっていることはないというふうに認識いたしております。

でありますから、その上でオリンピック会場以外の場所という話になると、仮に海外からお客様をお迎えをしたオリンピックということを考える、その海外の方々もどこかでワクチンを打つてこなきゃならないという話になりますので、そういう意味からすると、今我が国は、もちろんCOVAXファシリテーターという仕組みの中で、それこそ、それぞれ先進国だけじゃなくて他の国々に対してもしっかりと供給ができるようにという、そういう努力は日本の国も参加しておりますけれども、基本的には日本の国で今確保するというところでこの法律を提出させていただいておりますので、海外から来られる方々のワクチン接種ということは想定いたしておりますので、そういう意味では、そういう前提の下で議論を進めておるといふ事実はございません。

○田島麻衣子君 初めは二〇二一年前半に開始すればいいとなっていたこの加速並行プランが、その後、前半までに調達、全て量を確保するというふうに変わってきた状況にこのオリンピックの開催というのは関連していないということでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 少なくとも、私、そういうような認識はございませんし、あくまでも、先ほど申し上げました八月二十一日の分科会で、できるだけ早期に国民に対して提供できる数量確保を目指すべきではないかと、これが二十一日で、その後、二十八日の閣議了解の中で当面の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保方針についてとか出ておりますから、時系列的に見ますと、分科会でそういう御提言をいただいた中においてこのような形になったというふうに認識いたしております。

○田島麻衣子君 分かりました。では、関係ないということで私、今理解して、大臣ももうずいていらつしやいます。

次の質問に入らせていただきます。

全国民をターゲットにしたオペレーションです、非常に広範囲かつ複雑、かつ非常に予算が大きく掛かるというふうに考えております。二十兆円を超えるとも言われる第三次補正予算で計上されるのは、医療機関のワクチン接種費用というふうに理解しております。幾らかはまだ分かっているというふうな、また、予備費百七十億円で計上されるのが、今こちらの方でも出ましたコールセンターの費用、そしてクーポンの印刷費用、また会計年度内で雇用される地方自治体の任用職員の方々の人件費というふうに理解しております。

こうした費用が、クリニック、また本場に末端で現場で働いていらつしやる地方自治体の職員の方々、こうした方々の手元に届くのはいつでしょうか、お答えください。

○政府参考人(正林督章君) 今回のワクチン、円滑な接種のための体制整備については、本年十月に、各地方自治体に対して、医療機関以外の接種会場を設ける場合の留意点など、接種体制の確保に向けた考え方やあらかじめ準備をお願いしたい事項をお示したところであります。これらに必要な経費については既に予備費により百七十億円を確保しており、所要の手続を進め、今年度中に地方自治体に交付する予定であります。

また、今回の改正法案において、ワクチンの接種については、国が主導的な役割を果たすことにより国民への円滑な接種を実施することが必要であることから、特例的に国が全額負担する、負担を行うこととしており、市町村が支弁する費用を国が負担する規定となっております。

今後必要となるワクチン接種体制の構築や接種費用等については検討していく必要がありますが、自治体負担の軽減という観点も念頭に置いて、引き続き自治体の御意見もよく伺いつつ、できる限り速やかに交付できるよう努めてまいりたいと考えています。

○田島麻衣子君 先ほどの答弁の中で今年度中とおっしゃいましたが、これは三月三十一日

末までという理解でよろしいですか。

○政府参考人(正林督章君) そのとおりです。

○田島麻衣子君 そうしますと、例えば二月からワクチン接種が始まった場合、地方自治体で運営されているコールセンターやまた任用職員の人件費など、どうしてもいいんでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 通常、先に地方自治体の方で予算措置をして、後から国のお金が来るというのは通常あり得ることです。

○田島麻衣子君 ちよつともう一回説明していただけますか。ごめんなさい。

○政府参考人(正林督章君) 先に自治体の方で地方の議会なりなんりの承認を得て予算を確保しておいて、その後から国のお金が届くということは一般的にあることです。

○田島麻衣子君 私、愛知、地元に戻って地方自治体の市長さん方にいろいろ意見交換しますが、皆さん口をそろえておっしゃるのは、国で決めた政策はいいけれども、それを実行する予算が来るのが非常に遅いということをおっしゃっています。

議会でもう議論されて予算確保されている自治体はどれくらいあるんですか、このワクチン法案に関連して。

○政府参考人(正林督章君) まずこの法案が通らないと市町村が実施主体ということすら決まらないので、まだ自治体の方では何も決めていないと思います。

○田島麻衣子君 十一月二十六日、参議院厚生労働委員会、参考人の意見陳述で坂元参考人から、川崎市からいらつしやって、いろんなためになるお話くださいましたけれども、このコールセンターの件に関して、予防接種の問合せ、一日で一番多いとき、千四百件弱です。これだけのたくさんの相談が市町村に押し寄せると、川崎市は規模が大きいからそれだけのもしかしたらキャパシティがあるかもしれないですが、本当に小さい市町村で国民の疑問に答えられるだけのコールセンターを運営するだけの余力があるというふうにお

考えになっていますか。

○政府参考人(正林督章君) 先ほど申し上げましたけど、自治体がコールセンター立ち上げるための経費については国の方でも面倒を見ますし、それから、市町村単位では、レベルでは対応し切れないような難しいようなお問合せについて、国としてもコールセンター立ち上げるつもりです。で、こちらの方で対応できたらと考えています。

○田島麻衣子君 まだ法案が可決されていないので議会でも、地方議会でも議論されていないということは、場合によっては市町村の持ち出しということも考えられるということですか。

○政府参考人(正林督章君) 国で今回は負担することになっていますので、それはないと思います。

○田島麻衣子君 これ、十一月の三十日の東京新聞なんですが、コロナ対応部署、残業続きで職員二割過労死ラインというのが出ています。

これ、今でさえも非常に負荷が掛かっている地方自治体の職員の方々に、このワクチン行政、国民の皆さん非常に疑問に思っているしやと思うので相談が殺到すると思うんですが、本当にこの地方自治体職員の方々、更にもっと多くの業務というのを担当できるものなんじゃないかな。

○政府参考人(正林督章君) 例えばコールセンターについて、市町村の中だけで難しければ、場合によってはアウトソーシングする場合もありますし、それから、難しいような相談案件について、実は市長会、町村会とお話をしたときに、都道府県の保健所でも少し受け持ってもらえないかということも御要望としていただいたもので、都道府県でも相談体制組んでいたことも考えています。さらに、国としてもコールセンターは立ち上げるつもりであります。それから、市町村間、お互いの連携を取りながらということも考えていますので、様々な方法で何とか市町村の負担を軽減していこうと考えています。

○田島麻衣子君 このワクチン行政の追加によって生じた市町村の職員の方々の残業代というのは国が負担するものですか。

○政府参考人(正林督章君) 非常勤職員を雇う経費についてはこちらでカバーすること可能ですが、正規職員の残業代までを見ることはちょっと想定しておりません。

○田島麻衣子君 コロナで本当に既にもう過労死ラインの残業続きというところで更にワクチン行政を追加する中で残業代払うことを考えていらっしやらないというのは、ちよつとやっぱり市町村の方々にに対して厳しい部分があるのかなと私自身は思っております。

よく言われているのは、国が政策を決めてそれを全部市町村に丸投げしてしまうという批判というのは非常によく聞かれることなので、このワクチン行政しつかりやっていくために、地方自治体の職員の方々の声をしつかり聞いていただきたいというふうに思っております。

次に、質問に移らせていただきたいと思います。やはりこの委員会でも何度も何度も取り上げられていますけれども、私もこの緊急的に必要だという形で努力義務、法的な努力義務を課すということについて非常に疑問を持っております。

十一月十一日、衆議院厚生労働委員会、大島委員への質問に対して田村厚生大臣、このようにお答えになりました。有効性と安全性、こういうものの比較考量を個人が慎重に行う必要があるような場合、こういう場合は努力義務等を外させていただく、このようにおっしゃっています。

比較考量を個人が慎重に行う必要がある場合には外すというふうにおっしゃっていますが、情報がそもそも不足していて個人が比較考量自体も慎重に行うことができない場合、これも努力義務、外されることを考慮されておりますか。

○国務大臣(田村憲久君) これ、衆議院でもお答えしたんですが、使用実績が乏しいというような状況の下で、例えば接種を始めた後すぐですね、すぐにその安全性、まあ有効性もそうかも分かりませんが、そういうものに対しての情報に制約がある、つまり十分に情報が入ってこないであります。

すとか、一方で、接種後、やはり懸念の、懸念といえますか、安全性に対して懸念等々が想定されるようなそういう場合に関して例外的に努力義務というものを外す場合があり得ると。

言われるとおり、多分、有効性がリスクを相当程度十分に上回っているという状況でなければ、これはやっぱり努力義務というものを課すというわけにはいかないということでございますので、じゃ、具体的にどうなんだというのは、ただ単に安全性だけじゃなくて有効性も絡んでくるわけでありまして、一定の有効性は、薬事承認されておりますので、それは有効性、安全性というものは認められているわけでありますけれども、それぞれ有効性、安全性というものを比較考量する中、つまり、リスク、ベネフィットを比較考量して、十分にそのベネフィットというものが確認できないという場合になった場合にはこれは努力義務を外すということでありますので、そういう情

報提供といえますか、まあこれを外すのは国でありますからね、御本人に、外すという話、御本人が自らの努力義務を外すという話じゃないので、国が総合的に判断した上で、そういうようなことが想定された場合には努力義務を外すということが例外的に行われるという認識をいただければ有り難いと思います。

○田島麻衣子君 今の答弁の中で、情報が入ってこないときには努力義務を外すということも考えられるというふうにおっしゃいました。大臣もうなすいていらっしやいます。

では、情報がこれまで入ってきていない方々に対する安全性、有効性について伺っていききたいと思います。

まず初めです。

妊娠中の女性に対するワクチン接種、この安全性と有効性について国はどこまで御存じなのか、教えてください。

○政府参考人(正林督章君) お問合せは妊婦の方ですか。

現段階ではまだ治験の最中ですし、妊婦とか、

具体的にデータについてはまだこちらでも把握しておりません。ただ、一般に、妊婦に対する投与を行うに当たっては、安全性に関してより慎重な考慮が必要とは考えています。

薬事申請がなされていない段階で妊婦へのワクチンの接種について予断を持ってお答えすることは難しいですが、国内外で行われる臨床試験の結果等、引き続き情報収集し、国民に対して科学的知見に基づく丁寧な情報に取り組んでまいりたいと考えています。

○田島麻衣子君 治験にそもそも妊婦の方々というの是对象になっているんでしょうか。

○政府参考人(鎌田光明君) 得られた情報、企業の情報でございませけれども、海外において行われている治験におきましては妊婦は対象になっていないと把握しております。それから、アストラゼネカ社、ファイザー社、モデル社については、いずれも妊婦については治験でも除外されております。また、国内においても対象となっていないというふう聞いております。

○田島麻衣子君 今後、妊婦の方々が治験の対象になる可能性というのはありますか。

○政府参考人(鎌田光明君) 可能性というお尋ねに対してですが、そこは正直お答えできないことは御理解いただきたいと思います。

一般論といたしましては、医薬品の効能、効果、それから用法、用量などは治験のデータなどによって判断し、リスク・ベネフィット・バランスなども評価して設定されております。

通常、妊婦については治験の組入れから対象から除外されております。その場合、使用上の注意を行った上で、成人の効能、効果、用法、用量の範囲、承認の範囲内でどうするか、承認後の臨床データの蓄積などを踏まえて、必要に応じ使用上の注意の改定で対応することもございますし、また、場合によっては追加的な治験とかいふようなことが考えられます。

いずれにしても、現時点では情報等がございません。

○田島麻衣子君 大臣、先ほど、情報が入ってこない場合には努力義務外すとおっしゃいましたが、今のこのやり取りを聞いていて、私、妊娠中の女性に対する治験というのは本当に情報入ってくるのかどうか分らない。入ってこない場合は、妊娠中の女性に対するワクチン接種の努力義務、これを外すという理解でよろしいですか。

○国務大臣(田村憲久君) 必ずそうだと言っているわけじゃなくて、そういう場合に努力義務を外す場合があると先ほど申し上げたというふうに私は思っておるんですが、ただ、やっぱり一定程度治験がないということに関して、例えば妊婦を外すかどうかということは、これは、その有効性といえますか必要性といえますか、それと安全性というものの、こういうものを総合的に判断しなきゃいけないんだと思います。

他のワクチンでもどうだということを考えた場合に、治験がなくても妊婦にワクチンを打っているということもあるというふうに私はお聞きもしているわけで、そういうことも含めて、総合的な判断になると思います。

今予断を持ってここできなかなお答えすることはできないというふうに思いますが、それは、できれば本当は治験でそういうものがあつた方がより判断しやすいということは事実であらうというふうに思います。

○田島麻衣子君 皆様にお配りしております資料二を見ていただきたいんですが、これは、厚生労働省のホームページでワクチンの有効性や安全性について語られている部分であります。この中に、なぜ妊婦さんに対する新型コロナウイルスワクチンの有効性や安全性に対する記述というものがないんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(正林督章君) この厚生省のホームページは今現段階で得られている情報に基づいて記載していますので、御指摘の点は、まだ情報が入っていないので記載がありません。

○田島麻衣子君 分かっているというところも含めて、しっかりと国民の皆様は情報共有していくべきではないですか。

きではないですか。
○政府参考人(正林督章君) それはそのとおりだと思います。

我々は、分かっていることをまずお伝えし、分かっていることはそもそも伝えることができませんので、引き続き情報発信の仕方はいろいろ考えたいと思います。

○田島麻衣子君 分かっていることもしつかり書いてください。そうしないと、皆さん、市町村のコールセンターに電話するんです。そこでも職員の方々は過労死寸前でお仕事されているんです。そんな無責任なこと言わないでください。次に行きます。

十二歳以下の子供に対するワクチン接種の努力義務、これについて国はどこまで分かっているんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(正林督章君) 繰り返しになりますが、まだこのワクチン、現時点では開発中の段階で、製造販売業者から承認の申請もされていないため、小児が適用の対象となるかについても現時点では不明であります。

そうした状況のため、小児へのワクチン接種について予断を持ってお答えすることは難しいですが、国内外で行われている臨床試験の結果等、引き続き情報を収集し、国民に対して科学的知見に基づいた丁寧な情報提供に取り組んでまいりたいと考えています。

○田島麻衣子君 この論点も先ほどのところに関連しますが、それもしつかりと説明するべきではないですか。まだ情報が分かっているという、本当に努力義務を課すべきかどうかすらも今検討事項であるということとをきちんとこのホームページ内に私、書くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 御指摘も踏まえて、今後、情報提供の在り方についていろいろ考えたいと思います。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。前向きな答弁、非常に感謝いたします。

資料一に、菅総理大臣の答弁の記述を載せさせていただいております。赤の線で囲ってあるところなんです。その後段です。高齢者、また基礎疾患のある方々、医療従事者を優先して無料で接種できるようにしますというふうに書いてあります。

これ、基礎疾患を持つている方々、優先順位非常に高いところに置くという意味だというふうに私自身は捉えましたが、疾患を持っている方々に対するワクチン接種の有効性、安全性に関する情報、国はこれについてどこまで把握しているのでしょうか、お答えください。

○政府参考人(正林督章君) まず、基礎疾患を有する方が今回のコロナの感染についてはリスクが高いということはいろんな文献で明らかになっています。一般的に治験では、基礎疾患を有する方や特殊な背景を有する方は除外基準に設定されて十分なデータが得られない可能性がありますが、基礎疾患を有する方に対する投与に当たってはより慎重な考慮が必要だと考えています。

○田島麻衣子君 疾患を持つ方々に対する治験というのは行われていないので、有効性、安全性も分からないということなんですよ。にもかかわらず、この基礎疾患のある方々、優先順位に上げてしまっているんでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) そこは、あくまでもまず今回のコロナの感染症に対するリスクというものの評価して、高齢者であるとかあるいは基礎疾患を有する方というのは確かに重症化しやすいと、そういう方々こそ守るべきということで、今回、ワクチン接種に当たっては優先的にというふうに整理をしています。

○田島麻衣子君 人の命に関わることなので、本当にきちっと責任を持って答弁していただきたいんですが、前段ではこのようにおっしゃっているんですよ。ワクチンについては、安全性、有効性の確認を最優先にというふうにおっしゃっているんですが、この安全性、有効性の確認すらもできていない

基礎疾患を持つていらっしゃる方々のワクチン接種を優先順位上位に上げてしまっているんじゃないかな。

○政府参考人(正林督章君) もちろんまだ治験の段階ですので分かりませんが、まず、優先順位についてもまだ中間の段階であります。

ただ、今の現時点で今回のコロナの感染症ということについてのリスクを考えたときに、医療従事者とかあるいは高齢者とか基礎疾患を有する方とか、そういう方々を優先してもいいのではないかと、そういった専門家の間でのコンセンサスがあるかというふうに承知しています。

○田島麻衣子君 十一月の九日、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の議事録を私、読みました。の中で、委員からは、基礎疾患を有する方々の把握方法などについて意見が出たものというふうに書いてあるんです。

専門家の方々も、この基礎疾患を持つ方々に対するワクチン接種、有効だというふうに本当ににおっしゃっているんですか。

○政府参考人(鎌田光明君) お答えいたします。委員からも御指摘ございましたように、一般的に治験におきましては、基礎疾患を有する者、それから特殊な背景を有する方につきましては除外基準というふうに設定されておりまして十分なデータが得られない可能性がございますが、リスク、ベネフィットを考慮し、様々なデータから対象とすることもあり得まして、その場合には、より慎重に投与すべきという判断も併せてなされると思います。

このため、そうした場合には、添付文書などにおきまして必要な注意喚起などを行うとともに、製造販売後に調査などを行って情報収集を行っていくこととなります。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、安全性、有効性については承認に際してしっかりと確認いたしますし、承認後も引き続き情報収集を行って適切に評価、確認していることとしており

ます。

○政府参考人(正林督章君) 補足しますが、恐らくその審議会での御発言は、基礎疾患を有する方というのがどの方かというのは市町村が把握することが難しいという趣旨で発言されていると思います。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。

そうしますと、基礎疾患を有する方々の有効性、安全性に関するデータというのは今後どのように取得されていく御予定ですか。

○政府参考人(鎌田光明君) 済みません、先ほどの答弁と同じでございますけれども、治験では除外基準に設けられておりますけれども、その場合でも様々なデータから対象かどうか、とすることをお願いいたしますが、また、先ほど申し上げましたように、承認、販売後の調査により情報収集も行っていく予定です。そして、そうした情報収集を行いつつ適切に評価、確認するということを考えております。

○田島麻衣子君 病院に今通つていらつしやる方々は、国がいいと言うものはいんだと本当にお感じになっているおじいちゃん、おばあちゃん、たくさんいらつしやいますよ。こんなふうにデータすらも分かつていないのに優先順位を上げるということを国会の場で答弁されているということも本当に皆さんが知つたら驚かれると私は思いますが、少なくとも、このホームページ、有効性、安全性のページに、基礎疾患を持つていらつしやる方々のデータというのは今のところないということを私、きつちりしつかり書くべきだと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) まだ薬事申請も来ていない状況です。これから申請が出てきて、その上で、しっかりと審査した上で承認するかしらないかということを判断するわけで、様々、治験という意味からすると今対象外だという話が、これは多分海外も含めてであろうと思いますが、そういう話でありましたが、多分、海外の薬事規制当局とも、海外が先行してこのワクチンを使用していく

という話になれば、いろんな情報交換もしてまいるといふふうに思いますので、様々なルートで様々な情報を得ながら、得られた情報に関してはしっかりと載せてまいりたいというふうに考えております。

○田島麻衣子君 新型コロナウイルスにこれまで国内で感染された方々の累計、十四万人というふうに出ております。この十四万人の方々に対する今回のワクチン接種、この有効性、安全性、また努力義務、国としてどのようにお感じになっていらつしやいますでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 既に感染された方々について、一般的に、既感染者など免疫を有する方がワクチンを接種する際には、追加的な免疫が得られることがあるというふうには認識してあります。その際、より強い免疫反応が生じることにより、副反応がより強く生じることなども理論的にはあり得ることは考えています。

引き続き、新型コロナウイルスに関する医学的な知見を収集して、ワクチンに関する適切な情報提供につなげていきたいと考えています。

○田島麻衣子君 今回、新型コロナウイルスに感染された方々というのは治験から除外されているという理解で正しいですか。

○政府参考人(鎌田光明君) まず、個別具体の事例についてはお答えを差し控えていただきましたが、一般的にワクチンの治験では、元々抗体のある方はスクリーニングから、対象から除外されております。

○田島麻衣子君 先ほど、国民の皆さんに対する情報公開ということを非常にたくさん発言されていましたが、こういった分かつていないこともきつちりとのこのホームページ内で出していくべきだと思います。市町村の方々がコールセンターで本当に電話を取つてその相談を受けなきゃいけない立場になるわけですから、この新型コロナウイルスに感染されている方々に対するワクチン接種、この情報もしつかりと、今分かっていることを正直に書いていただきたいというふうに思っております。

す。

今後、健康被害等が生じた場合に、国民に対するワクチンの努力接種義務を外す基準について、もし何かありましたら御教示ください。

○国務大臣(田村憲久君) 先ほど来申し上げておりますけれども、やはりベネフィットがリスクを十分に上回っているということが努力義務の前提になっておりますので、そうじゃないような状況、しかも国民から外すということでありまして、部分的に外すということも想定をした例外規定でありまして、例えば若者を外すであるとか、いろんなパターンはあると思います、そのときの状況を見なきゃいけないわけでありましてけれども。

全国民を外すということはなかなか我々としても想定しづらいというか、蔓延予防のために国民の皆さんに接種勧奨をお願いし、努力義務をお願いするわけでありまして、薬事承認はされているけれども、何といいますか、接種勧奨はしないというような話でございますので、論理的にはあり得ないことはいないだろうと思えますけれども、基本的なそういう状況がどういう状況なのかというのは、今現状、想定しているわけではございません。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。

次に、副反応について質問させていただきたいと思っております。

このホームページの、厚労省のホームページによりまして、ワクチンの副反応について、赤線で引いていますが、極めてまれではあるものの、不可避的に発生するというふうに書かれています。極めてまれというのとは大体何%のことをいうんでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) この厚労省のホームページですけれど、極めてまれというのは、特に重篤な副反応をイメージしてこれは書いております。

副反応そのものというのは、体に異物を注入しますので、もう軽いものはちょっと痛いか、恐

らくそれは相当なパーセンテージで痛がる方が多いと思います。ここではそうではなくて、より重篤な副反応のことをイメージして書いております。

○田島麻衣子君 資料三番に、これは分科会でですね、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会が出された資料を抜粋しております。

アストラゼネカ社では、疲労感、大体これは六割弱、皆さん出ていらつしやいます。それからファイザーですね、これは同じように疲労感が八割の方々出ております。こうしたこともしつかりと国民の皆さんに対して周知していくべきではありませんか。

○政府参考人(正林督章君) この点については、まさにお配りのこの厚労省のホームページに記載があると思います。

○田島麻衣子君 私のようにワクチンだけをずつと一日中追いかけて、朝から晩まで資料を読んでいるような国民の皆さんはいないと思います。厚労省のホームページに行つて、分科会の資料を上から、物すごい量です、片っ端から見ていく国民の皆さん、どれだけいるんですか。ほとんどの方々は、ワクチン、有効性、安全性、厚労省というふうには検索をしてこのホームページを見るんじゃないですか。その中で、極めてまれである、聞けばこれは重篤の患者のことをいっているんだと、これやつぱり余りにも無責任だと思えますが。

きちつとやつぱり書くべきだと思いますよ。どうですか。

○政府参考人(正林督章君) お配りのこの資料をよく見ていただいて、これ、このページがまさに厚労省のホームページです、こちらは審議会の関係の資料ですけれど、このホームページのこの開発中のワクチンの副反応の三パラ目その該当の記載があると思います。

○田島麻衣子君 物すごく、こちら側でもよく分からないなという声が上がっていますが、分かりにくいです。普通の方々、これ医学の知識を持つ

ていない人間が一般的に読んだら、極めてまれなんだな、出ないんだな、大丈夫なんだなと思いますよ。

重篤のことを、もし重篤症状のことをもしおっしゃっているのであれば、しっかりと書くべきです。そして、半数以上ではないですよ。八割弱というふうに書いてはどうでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 情報発信の仕方はこれからいろいろ工夫したいと思います。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。

一部報道では、加藤前厚労大臣が、私はワクチンは打たないということが出ていますが、田村厚労大臣に伺いたいと思います。

これだけ副反応が出ておまして、安全性、有効性について分かっている部分、分かっている部分があります。大臣として、これが承認されて国内で流通されたら、イの一番に予防接種打たれますか。

○国務大臣(田村憲久君) 一般的に予防接種は軽度な副反応は比較的出るわけでありまして、先ほど来申し上げております重篤な副反応等々は極めてまれというような話であります。

私も、予防接種、いろんなものを打ちますけれども、やはりちよつと腫れが出たりだつたりとか、倦怠感とは言いませんけれども、何となく体がだるくなつたりだとかということはよくある話でございますので、そういうものであろうというふうには思っております。まあ異物を入れますから、体の中に。

今般のやつは、なかなかそれよりも更に、非常に技術的に初というふうなそういうワクチンでありますから、これは十分に国民の皆さんに御説明、言われるとおり、今まで以上に、いろんな副反応も含めて、これは薬事申請を受けて承認したときであろうと思えますけれども、これはきめ細かくいろんなことを国民の皆さんにお知らせをしなければならぬと思っております。

その上で、やはり情報がないと打つのが怖いという話になるんだと思います。私は、おかげさま

でこういう立場でございますので、そういう意味ではいろんな情報入ってまいります。

私は、今もし承認されれば、順番がありますからなかなかこれは自ら望んで打てるかどうか分かりませんけれども、順番が来れば早速打たせていただきたいというふうに通じております。

○田島麻衣子君 大臣はしっかりと打たれるということ、を、力強い答弁いただきました。ありがとうございます。

次に、国内治験の進行状況について伺いたいと思います。

石橋理事の質疑に対して、ファイザー社、国内で百六十例、アストラゼネカ社は二百五十例の国内治験検査が第二相であるというふうに、また第一、また第二相であるというふうに理解しております。

ファイザーとモデルナ、モデルナの公表がないというふうに出ていますが、これはもうFDAで緊急許可申請されていますので、もうすぐ日本にも来るのかなとも思いますが、モデルナ社の国内治験の進行状況について伺いたいと思います。

○政府参考人(鎌田光明君) 御指摘のモデルナ社につきましましては、今先生から御紹介がありましたとおりで、国内治験を開始したという情報はないと承知しております。

○田島麻衣子君 これから国内治験を行う予定はありますか。

○政府参考人(鎌田光明君) モデルナ社のワクチンにつきましては、武田薬品がその国内での治験を実施する予定であるというふうなことは伺っているところでございます。

○田島麻衣子君 モデルナ社は国内治験を行うという理解でよろしいですか。

○政府参考人(鎌田光明君) 国内治験を開始する予定であるというふうに通じております。

○田島麻衣子君 次に、英国で行われているヒトチャレンジテストについて伺いたいと思います。ワクチン開発を進めるため、健康な人々を意図的に新型コロナウイルスに感染させるヒトチャレ

ンジですが、これは非常に倫理的に賛成、反対の立場、たくさん意見あると思うんですが、九月二十四日、英国政府の報道官はもうこれやるということを、進めているというふうにコメントしていらつしやいます。オックスフォード大学の研究者もこれ本当にやるということを言っているらしいやう方もいらつしやいます。

アストラゼネカ社とオックスフォードは共同研究しているというふうに理解しておりますが、アストラゼネカ社、これは日本にも輸入される予定があるワクチンでございます。この英国で行われているヒューマンチャレンジテストと日本に輸入されるアストラゼネカ社のワクチン、この関連性についてお答えください。

○政府参考人(正林督章君) イギリス政府が、健康な人に開発中のワクチンを投与した後人爲的にウイルスに感染させてワクチンの効果などを調べ、いわゆるヒューマンチャレンジトライアルに對して支援を行うと発表したことは承知しております。このときの報道等では、二〇二一年一月から試験が開始される可能性があることが述べられています。

一方、アストラゼネカ社の第三相試験の公表結果にはヒューマンチャレンジトライアルを実施したとの記載はなく、いまだに実施された例はないと考えています。

なお、現在、このような研究が我が国で計画されているとは承知しておりません。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。時間もなくなってきましたので、次の質問に移ります。

住民基本台帳を基にワクチン接種の対象者を決めていくというふうに理解しておりますが、この住民基本台帳に載っていない方、例えばホームレスの方々に対するワクチン接種について検討、今、検討状況をお知らせください。

○政府参考人(正林督章君) 今回の接種については、原則、住民基本台帳に記録されている方を対象として市町村長が実施することを想定していま

す。

一方、何らかの事情により住民基本台帳に記録されていない方も一定数いると考えられることから、そのような方には、居住の実態のある市町村がその方の希望に応じて接種を実施することを検討しています。

具体的な接種方法等については今後検討していく必要がありますが、居住の実態があり、接種を希望されているにもかかわらず、その方が接種を受けることができない状況に陥ることがないよう、引き続き体制の検討を進めてまいりたいと考えています。

○田島麻衣子君 私の地元名古屋市には、非常にほかの市から、市町村から名古屋に働いていらつしやる方がいらつしやいます。この東京でも、埼玉や神奈川、こういったところから多くの方々が東京で働いていらつしやると思うんですが、住所をまたいでワクチン接種をしたいと思った場合、この取扱について御教示ください。

○政府参考人(正林督章君) まだ具体的にそういった点、詰まっておりますが、やむを得ない事情の範囲や具体的な接種方法について、とにかく今後検討していきます。接種を希望されている方が接種を受けることができない状況に陥ることがないように、引き続き体制の検討を進めてまいりたいと考えています。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。

今年の前半には多くの国内企業がワクチン開発に名のりを上げています。三月五日は大阪大学発のバイオ企業アンジェス、三月十八日はBIKEN財団等が我々もワクチン開発するんだということをおっしゃっていて、予算もそれなりに投じられていると思うんですが、結局我々は英米のワクチン製薬会社から大量のワクチンを輸入することになりました。

国内でワクチン開発が本当に遅れている理由、この理由を厚労省の方々、どのように理解されているんでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 今回のコロナワクチ

ンについては海外企業が開発競争をリードしていますが、これは、SARS、それからエボラ等の経験から、平時から新興感染症に対するワクチンの実用化を目指した開発が行われており、開発の着手が早かったという点と、それから、海外のメガファーマと呼ばれる世界的な製薬企業がワクチン開発を行っている一方で、日本は研究所から発展した規模の比較的大きくないワクチンメーカーが多い点などが理由として考えられるかなと思っています。

厚生労働省としては、新型コロナウイルスを始めとした予期せぬ感染症に対するワクチンについて、国内で開発、生産ができる体制を確立しておくことは重要であると考えています。

このため、第二次補正予算等において、研究開発及び国内の生産体制の整備について全面的に支援を進めており、国内で開発、生産されたワクチンを含めたワクチンの早期実用化を進め、有効性、安全性が確認されたワクチンについて接種が早期に開始できるよう、取組を進めてまいりたいと考えています。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。

国家の安全保障にも私、関連してくる話だというふうに思っています。ですので、次は本当に国内発のバイオ企業がワクチン作るということを実際に二ユースで見たいなというふうに思います。最後になります。

この新型コロナウイルスは、当初、生物兵器ではないかということもわざわざされてまいりました。生物兵器というのは非常に簡単に造れるものだというふうに専門家の方々はおっしゃるんですが、厚生省、またほかの省庁との連携の下に、今後生物兵器に対応するためのワクチン開発、これをどのように行っていくのか、お答えください。

○政府参考人(正林督章君) 生物兵器への対応については、厚生労働省では、バイオテロ等の可能性を踏まえ、天然痘ワクチン等の備蓄や天然痘対応指針の策定などを行っているところです。かつて防衛省の方で検討会を行っていますが、

防衛省と連携しながら、感染症法や関連指針の規定に基づいて、関係機関と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えています。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。

時間が来ますので質問を終わりますが、この情報公開だけは本当にしっかりとやってください。妊婦の方、子供たち、基礎疾患を持つていらっしゃる方々、新型コロナウイルスも感染された方々、こうした方々がどうしたらいいのかということをしつかり書いていただきたいと思います。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○石橋通宏君 立憲民主・社民共同会派の石橋です。

会派三人目で質問させていただきますが、今日、二十分だけ時間をいただいておりますので、最初に田村大臣、先ほど福島委員からもやり取りがありました。この間も、新型コロナウイルス感染症、残念ながら感染がまだこれだけ拡大をしている中で、雇用への影響が本当に心配されております。何度か大臣ともやり取りをしましたし、私も三月以降ずっとこの厚労委員会でも雇用対策、とりわけ非正規雇用の労働者の皆さん、そして既に解雇、雇止め止めに遭った、ずっと失業状態に置かれていて完全に収入が断たれてしまっている方々、そういう方々への施策が余りに弱いのではないかと、もうそういう指摘をずっとさせていた

て、そこにもっと手厚い支援をすべきだと言ってきたんですが、なかなか厚生労働省、対策が届いていないと言わざるを得ません。

これは、今日、突っ込んだ質問しませんが、今週にでも超党派の非正規雇用対策議員連盟で緊急の大臣に対する要請、要望行動をさせていた、ということでも予定しております。その中で、与党の皆さんも含めて、緊急で具体的な非正規雇用対策、年末年始迎えてまいりますので、しっかりとした対策を緊急で打っていただきたいということを要請させていただきますので、是非大臣、しっかりと対策を講じていただきたい。年明けにまた

追加の補正等々も議論される、また予備費もまだ七兆円あるということですので、命をとにかく守っていただきたいということを強くお願いをしておきたいと思っています。

その上で法案の審議に入りますが、お二人から幾つか指摘があった事項で若干更問いもさせていただきますと思いますが、今、田島委員から、無料接種の対象、接種の対象でホームレスの方々の御指摘がありました。

確認をさせていただきますが、今回の無料接種、この法律ができれば、その接種の対象になるのは国内におられる全ての方々がこれ接種の対象になるという理解でいいのか。例えば、住民基本台帳の先ほど話がありました。ホームレスの方々、ネットカフェ難民の方々、なかなか居住地、居住地が定まらない方々、さきの十萬円の給付のときにも大変大きな問題になりました。こういった方々、果たして、じゃ、どうやってその接種券を交付されるのか、誰がどういう責任で接種券を得ていたのか。

そして、外国人の方々も大変心配しております。じゃ、住民基本台帳に登録がない外国人の方々、仮放免中の方々、こういった方々、ちゃんと接種ができるのか、どう厚生労働省は担保するおつもりなのか、そこを、現時点の状況で結構ですので、教えてください。

○政府参考人(正林督章君) 先ほど御答弁申し上げましたが、基本は原則住民基本台帳、そこに記録されている方でありませう。

ただ、何らかの事情によって住民基本台帳に登録されていない方が一定数いらっしゃる考えられますので、やむを得ない事情があると市町村長が認める場合についても、その方の同意を得た上で接種を実施することを検討しています。

接種の実施方法等はまだ決定していませんが、現時点では接種券、いわゆるクーポンですね、それと接種後の記録となる接種済証を一体化して自治体から発行することを検討しています。

具体的な接種方法等については今後検討していきますが、居住の実態があり、接種を希望されているにもかかわらず、その方が接種を受けることができない状況に陥ることがないよう、引き続き体制の検討を進めてまいりたいと考えています。

○石橋通宏君 いや、確認ですが、全ての、外国籍の方も含めてあらゆる方々が、国内におられる方々を対象にするということによろしいですね。

○政府参考人(正林督章君) 居住しているという外国の方とか、そういう方が対象になると思っています。

○石橋通宏君 居住しているというのがどういう意味なのかを厳密に言っていると、また皆さん、いや、居住しているというのは住民基本台帳にあることですか、すなわち話になると、重ねて四月の状況のようなかことが起こるわけです。

国内におられる全ての方々を対象にしますと、よろしいですね。

○政府参考人(正林督章君) 旅行中の外国人はさすがに対象にはならないと思っています。

○石橋通宏君 つまり、短期で観光ビザ等で滞在される方は短期なのでということ、逆に言えばそれ以外の方々は対象にすると、よろしいですね。

○国務大臣(田村憲久君) 我が国に継続して居住したく方、それは仕事で来られている方もおられると思いますが、そういう方は対象になります。ただ、どれぐらいの期間かというのはちょっとまだ整理しておりませんので、その期間が基本的に、例えば日本でもう長年、何年も居住されている方は当然対象になりますけれども、短期か中期かという、その仕事の期間ですね、それに関してどういうところが対象になるかという細部はまだ詰めておりませんので、それに関してはこれからしっかりと詰めていきたいと思っています。

○石橋通宏君 今大臣が言われたような方々は当たり前だと思えます。むしろ、重ねて、十萬円給付のときに対象にならず、我々ずっと指摘をした仮放免中の方がどう

なるのかとか、そういった方々に対して、あの四月、五月の教訓をしつかりと踏まえていただいで、どうきちんとワクチン接種を希望されればしいただける体制つくれるのか、これは是非検討してください。大臣、そこはよろしいですね。はい、うなずいていただきましたので、これ我々もフォローしていきたいと思います。

あつ、じゃ、大臣、どうぞ。

○国務大臣(田村憲久君) もちろん在留資格がない方というわけにいかないと思いますけれども、ちゃんと在留資格がある、合法的に国内に入ってきていただいているという方で居住実績のある方は対象になるということでもあります。

細部に関しましてはちよつと詰めさせていただきますたいところもありますけれども、委員が御懸念の点は我々もしつかりと考慮をさせていただくということでもあります。

○石橋通宏君 いや、ちよつと待つてくださいよ。在留資格がない方々、じゃ、長期に収容されている方々、仮放免中の方々、正規の在留資格ありません。除外するんですか。

○国務大臣(田村憲久君) その後、合法的にと申し上げておりますので。

非合法的に国内に入ってきた方々まで対象というわけにはいかないというふうには思いますが、合法的に入つてこられた方々、それから日本の国の中で在留の資格等々がある方々は対象になると思います。ただ、例えば密入国等々で入つてこられてどこにおられるか分からない方々に対して、こういう方々を対象にできるかという、なかなかこれは対象にできないということでもあります。

○石橋通宏君 ちよつとこれ、大臣、ちゃんと整理してください。今日、これ課題提起しておきます。

臣は分かつておられるでしょう。それ除外するのは、これゆゆしき問題だと思えますよ。今日、これ問題提起させていただきますので、そこしつかり整理していただかないと、これ国際問題にもなりかねませんので、これは我々フォローしていきます。大臣、重ねて整理をしておいてください。時間ありませんので、先へ行きます。

今日、前回聞こうと思つて聞けませんが、資料を配付しておりますが、大臣よろしいですか。先へ行きます。

本法案がこれで成立をすれば各自自治体が各医療機関と契約を個々に結んでいただく、なかなか全て個々にやつていただくのは難しいんじゃないですかと言つたら、過去の経験でこういう包括的な委託契約を検討されているというふうな理解をいたしました。一点確認したいんですが、これ、医療機関の場合、診療所等々の医療機関の場合ですね、これは委任しない選択というのは可能なんですか。これは全ての医療機関が原則委任しなければならぬということなのか、医療機関においては、いや、委任しないという選択はそれはあり得るんだということなんでしょうか。そこを確認させていただきます。

○政府参考人(正林督章君) この契約の仕組みというのは、まさに個々の市町村が個々の医療機関と一つ一つ契約を結んでいくと相当な負担になるので、その負担軽減のために、いわゆる集合契約という形で全国の市町村と医療機関との間で契約を結ぶと、そういう形を考えています。可能な限り各市町村あるいは各医療機関には御協力をいただけたらというふうに考えています。

○石橋通宏君 なので、可能な限りということ、そうしない。

これ、前回も議論になりましたが、今回例えばもし三社の承認がされた、接種お願いする、それは個々のちつちやい診療所なんかでは非常に大変な御苦労をお願いすることになる、なかなかうちでは責任持つて接種体制取れないと、そういう診療所、医療機関も現実あるのではないかと思いま

すが、そういうところが、うちは委任しないという選択は可能は可能なんです、選択としては。○政府参考人(正林督章君) 今回のワクチン接種という大きなプロジェクトに医療機関として参加しないという選択は可能だと思います。ただ、参加するのであればできるだけこの枠組みに乗つていただきたいと考えています。

○石橋通宏君 何となく分かつたような分からないような。

これ、参加するにはちゃんと契約を結んでいただく必要はないわけでしょう、だつて、この法律に基づいて。この包括契約に乗らなければ、市町村と独自に個別に契約を結ばないと、少なくともこの法律に基づく臨時接種の対処はできないということでしょう。だから、できるだけこの包括契約に乗つてほしい。でも、乗らない選択も可能は可能だという整理だつたと思いますが、重ねて、それでよろしいですね。

○政府参考人(正林督章君) 繰り返しますが、個々の医療機関が契約するしないという形ですと相当な負担になるので、したがつて、できるだけ集団、集合契約という形を取つていただければと。ただ、もうどうしても医療機関としてこのプロジェクトに参加したくないということであれば、そういう選択を取することは可能です。

○石橋通宏君 最後の部分、ちゃんと最初から確認してくればよかった。でも、これ、契約はあれだけど、委任はしなきゃいけないので、委任をしないという選択は可能なんですかという質問をさつきからさせていただいているので、今それは可能だということを確認をいただきました。

それから、接種の体制については、先ほど来、福島委員、田島委員からもありました。参考人で、川崎の坂元参考人から大変貴重な参考人の提言をいただいたわけですが、川崎のようにしつかりと体制組んでいただくことが全ての市町村で可能なのかという質問に対して、坂元参考人からも、これはやっぱり国がしつかりと接種体制のモデル案を出すべきだと、いろんな規模の自治体、

いろんな状況に応じて、様々状況が違う中で自治体お困りになるだろうと、国がやっぱりモデルをしつかりと示すべきだと、早期にというふうにおつしやつていました。国がモデル案を示す計画はあるでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) もういつも申し上げておりますけれども、既にあらかじめお願いするような事項はこれはお伝えさせていただきながら、また今、現状考えられる体制等々、こういうものに対していろいろと自治体には検討をお願いをさせていただいているところでもあります。言われるとおり、様々なことが多分想定されるんだと思います。例えば高齢者施設はどうするんだとかだとか様々なことが想定されるので、それぞれをどのような形でというのは、手引書というものを作ろうと思つておりますが、ちよつといろんな方々からいろんなお知恵をいただかなきゃならないというふうな思いです。

そういうものをもつてして一つのモデルみたいなものとして示せるのかどうか、ちよつとこれは私分かりませんが、様々なことが想定できるように、また相談体制も組めるように努力してまいりたいというふうな思いです。

○石橋通宏君 そこは重ねて、自治体からもそういう具体的な要請も出ておりますので、しつかり自治体からヒアリングもしていただきながら、体制構築に向けて国として、いろいろな複数のモデル案が必要だと思ひますので、そういったことも含めて早急に対応していただくように、これをお願いしておきたいと思ひます。

それから、先ほど来、これも副反応報告云々の議論がありました。これまでの報告制度では十分だという強い指摘があります。積極的に国、自治体とも連携して、積極的な副反応の確認、情報収集、そして集積、分析、対応、周知徹底、それをしてなければ駄目だという様々な参考人からの御提言もございました。

これは是非やつていただきたいんですが、一点確認をしたのは、今回の接種に当たつて、副反応

の情報集積もそうですが、さらには、本当に国民が自らの意思に基づいて、つまり情報をしっかりと得ていただいて、御理解をいただいて、接種を希望していただいたのか、いわゆるインフォームド・コンセント、そういったことも含めて、これ、接種の記録ですとかその保存、保管、まあ今後の分析にも使えるのかもしれませんが、こういったことは一元的に国としてシステムを開発されて実施をしていくという計画なのか。では、そういったものが、例えばHER—SYSとかG—MISとか、これまでつくってこられた、そういうこのコロナの感染症に使われている様々な感染の記録ですとか、そういったことと関連、連携をしてしっかりとした体制を国として情報通信、ICTの活用をしていただくことも含めて検討されているのか、教えてください。

○政府参考人(正林督章君) 今回のコロナワクチンの接種やその同意についての記録も含め、国民一人一人の新型コロナワクチン接種の記録については、予防接種法に基づき市町村において保存されることになっています。ほぼ全ての市町村においては、従来から行われている定期接種に関する記録を予防接種台帳に電子的に保存しており、今回の新型コロナワクチン接種に関する記録もこの台帳に保存されると考えています。

接種記録の分析、研究等での活用については、予防接種記録と保険診療データを連結することにより安全性を評価するシステムの実現性と課題を探るために、試行的に市町村が有している予防接種情報と保険者が有している保険診療に関する情報を連結して分析する事業を昨年度から開始しています。

現時点で、お尋ねのHER—SYSとかG—MIS、そういったものを統一するような統一的なシステム開発は予定しておりませんが、これらの取組を通じて安全性評価の仕組みを検討してまいりたいと考えています。

○石橋通宏君 もちろん、個人情報の保護、プライバシーの保護、最大限配慮をいただかなければ

なりません。一方で、今回もコロナ禍の中で国の情報通信、ICTの活用が非常に実は脆弱だったことも残念ながら明らかになっております。ばらばらにシステム開発して連携が全然できていないという、これ厚生労働省、絶対教訓にしていだきたい。そのことも含めた今後の有効な活用を、国民の命を守る意味でのこの活用、システム開発、これは非検討いただきたい。そのことは、我々も引き続き、また具体的な提言も含めてフォローしていきたいと思っています。

時間なくまりました。最後に一点だけ。

これも、先ほど来、三社との契約についてなかなか情報開示ができないと言っていますが、新型インフル特措法のととき、二〇一一年の国会審議でも、新型インフルのときには損失補償契約について国会の事前承認を必要としていたはずですが。そのときの国会の議論の中で、現官房長官、前厚生大臣の加藤勝信委員が、国会に損失補償契約の事前承認を求めるときには契約書を開示して承認を求めるべしという強い要求を当時加藤委員がされております。今回なぜしないのか、教えてください。

○国務大臣(田村憲久君) 委員言われたのは二〇一一年の予防接種法改正でありまして、これと比べてどこが違うかというと、一つは、これは新型コロナウィルス感染症、つまり新しい感染症であるということでありまして。それからもう一つは、やはり国民全ての方々にに対してワクチンをしっかりと供給をしていかなきゃならぬというような話の中で、急なというか、要するに、新たなワクチンという形で新しい感染症に対してワクチンを急に開発してそれを全国民に供給をしていかなきゃならぬという、こういう点は新型インフルエンザ、二〇一一年のこの法律のとときは違うんですね。むしろ二〇〇九年のインフルエンザ、新型インフルエンザ、このときの対応に近いんであるうということをごいまして、そのような意味で、今般このような形にさせていただいているということであります。

○石橋通宏君 終わりますが、何か説明にならないような答弁でした。足立委員が後ほどまたやっていただけるそうなので、私の方は今日はこれで終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(小川克巳君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(小川克巳君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、今井絵理子君が委員を辞任され、その補欠として衛藤晟一君が選任されました。

○委員長(小川克巳君) 休憩前に引き続き、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤井基之君 自由民主党の藤井基之でございます。

本日は、法案に関係しまして、主としてワクチンについて御質問をさせていただきます。

これまでに、欧米のワクチン企業、既にファイザーとビオンテック社、またモデルナ社、アストラゼネカ社の三社といたしまして、三チームが、もう開発に成功したと、そういう成果を公表しております。それらは世界各国の報道機関で大きく報じられました。我が国においても同様でございます。

間近になりました、この約一週間でしょうか、このワクチンが実用化に向けてもう間近じゃないかという、そういった二ニュースが続いております。日曜日、イギリスから、ファイザー、ビオンテックのワクチンをイギリスの規制当局が審査を行うと、そして、十二月の七日にも接種が始まるのではないかという報道がございました。

また、本日、日本時間で今朝ですが、現地時間では十一月三十日になりますが、モデルナ社がアメリカのFDAに対してワクチンについて緊急使用許可の申請をしましたと、そして、これについてFDAでは十七日に開催予定の諮問委員会に審議を委ねるということです。このアメリカにおけるFDAにおける審査は、このモデルナ社に先立ちまして、既にファイザー、ビオンテックのワクチンにつきましては十一月二十四日にFDAに対しての申請がなされております。

アメリカにおきましては、この緊急使用許可というんでしょうか、かつて余り聞かなかった用語なんですけれど、コロナの問題になりまして、例えば半年前、五月に、コロナの治療薬のレムデシビルもアメリカにおきましてはこの緊急使用許可を取得したんだというふうに出ました。

政府委員に教えていただきたいんですが、この緊急使用許可というのと、普通に通常言われますアメリカにおける医薬品の薬事承認というんでしょうか、これは同じと考えていいんでしょうか、それとも違うんでしょうか。

○政府参考人(鎌田光明君) お尋ねの米国のEUAでございますが、エマーゲンシー・ユース・オーソライゼーションといまして、先生おっしゃったように、緊急使用許可と訳しております。すなわち、承認とは異なると、通常の承認とは異なるという位置付けでございます。

また、実は、そのEUAについての手続については、正直、詳細が公表されておりますので分かりませんが、まず、米国におきまして保健省の長官などが緊急事態宣言を出して、その後企業等に対してこの申請を求めて、それを踏まえて当局の方で許可を出すという仕組みでございます。

一方で、通常の承認は、御案内のとおり、ほぼ日本と同じでございます。治験等の手続を経て、そして申請があつて、それを踏まえて承認するというところで、EUAと通常の承認では、それを出すような条件が異なるということと手続について異なるというふうに理解しております。

○藤井基之君 ありがとうございます。続けて、制度をもう少し教えてください。先ほど申し上げましたコロナ治療薬のレムデシビル、アメリカにおきましてEUAを取得した後、五月の七日、我が国ではこの商品に対して特例承認を下ろしております。

我が国の医薬品医療機器等法によりますと、承認とこの特例承認というのはたしか条文も異なるという理解をしておりますが、このような承認と特例承認と、この二つの選択というのは、きつとこれは申請者側にその選択権があるんだろーと思っておりますが、この選択した申請を受けて、国としてこれらの申請に係る商品の有効性とか安全性の審査というものについて、その本質的な審査の基準において違いがあるのでしょうか、それとも同じなのでしょうか、お尋ねします。

○政府参考人 鎌田光明君 日本の特例承認制度でございますが、先生御指摘のように、いわゆる通常の承認と特例承認制度では根拠条文が異なります。

特例承認におきましては、疾病の蔓延防止のための緊急の使用が必要なこと、それから、当該医薬品の使用以外に適切な方法がないこと、そして、海外で販売などが認められていることなどについて要件を満たす医薬品につきまして、承認申請の資料のうち臨床試験以外の資料の提出を猶予するというものでございます。また、この特例承認をするのか、そしてあるいは通常の承認申請をするのかということは、先生御指摘のように企業が判断するところでございます。

我々といましては、こうした要件に該当するかどうかを加えまして審査するわけでございまして、今申し上げたように臨床試験の資料については提出していただきますので、有効性、安全性については、特例承認か否かにかかわらずきちんと確認しているところでございます。

○藤井基之君 ありがとうございます。午前中にも質問もありましたし、これまでの質問でも多くあったんですが、やはりこういう新し

いお薬あるいは新しいワクチンというものについて、国民、あるいは医療の関係者の方もそうかもしれませんが、やはり効果も当然ながら、その安全性の問題に対しては大きな疑念を持つと、もしもそうなったときには、なかなかそのお薬とかワクチンというのは一般診療には使われてこなくなるわけですね。

今回のワクチン、当然のことながら合目的を有する形で使われるわけですが、ワクチンといいますが、これも何かといったら、ある意味で体外異物になるわけですね。だから、体外異物である意味で体内に接種をする。ですから、それで目的とするもの以外の体内、体の反応というのがないかといったら、それはあり得ない、何らかの反応があるのではないかと思うんです。午前中も田村大臣が、予防接種をした際にやっぱりちよつとだるくなったとかというお話がございましたが、そのようなことがあると思うんです。ですから、ワクチンの接種を考えると、副作用があるいは副反応がありませんってことは考えられない。私は、それは何もワクチンだけではなくて、全てのこういうお薬なんかもそうだと思うんですよ。

多くの場合、お薬なんか、開発前においてこれはすばらしい薬だという前評判が立ちます。そして、認可にこぎ着ける。で、認可されて市場に出て多くの患者さんに使われる。そうすると、すばらしい薬だねと、最初は使用量が増えていく、一般論で申し上げて。そうすると、そのうちに、おや、不具合があったということ、その使用量というのは若干減るといふふうになる。そして、その後、適切な使い方、それが再発見といましようか、ある程度そのコンセンサスを得ることによってそのお薬の医療における位置付けというのは決まってくるというふうに言われております。今回のこのワクチンにつきまして、やはりある意味で今期待感も結構ありますので、そういった概念で下手に前のめりをしてはいけないし、かといってちゅううちよし過ぎていけないんだらうと

いうか、その辺が行政としての審査のかじ取りも大変だと思うんですね。

午前中の質問にもありましたけれど、我が国におきましては、幸運にも、今のところ世界と比べましたら、この感染者の発症状況、あるいは重症者あるいは死亡者数、必ずしも多くないわけですね。そういった社会状況を考えたときに、我が国におけるワクチン導入する社会的な影響、これは、患者が大変だと、もう爆発的な状況に発生しているところと比べたら違うと思う。

ただし、このワクチンにおける意義の在り方というものは、結果的には同じことを、皆さん同じように考えていくことになると思うんです。このワクチンのリスク、ベネフィットをどのようにお考えになるかということが一つ。それからもう一つ、大規模な治験をやられたというふうに言われても、所詮はファイザーの商品でも大規模治験というのは四万例少しだというふうに言われております。モデルナの商品につきましても、これについても大規模治験と言われても三万人と少し。そういうことですから、所詮はその程度の人にしか接種をされた経験がないわけですね。これから一般的に認可になって広がることも、もつともつと多くの方に使われることになります。

それを考えた場合、これからのいわゆるワクチン接種の安全性の確認というものが大切になると思うんです。特にポストマーケティングサーベイランスといいますか、実際に市販された後の情報収集というものが非常に大切だと、これは今までも何度も政府委員からも御答弁を頂戴しておりますが、改めてお尋ねしたいと思っております。

先ほどの社会的な影響の問題に加えて、ワクチン接種後のモニタリングの徹底方式について、もう一度御説明いただきたいと存じます。

○政府参考人 正林督章君 二つのことを御質問いただいたと思います。

まず一点目のワクチンの社会的な影響度、特にリスクとベネフィットをどう評価するかという点でありまして、まず、予防接種には極めてまれに

生じる健康被害のリスクを避け難いことから、接種によるベネフィットが副反応によるリスクを上回ることが接種を進める大前提になると考えています。

ベネフィットの大きさは感染症の流行による健康、生命への影響にも左右されますが、これまでの重症者、死亡者数を前提とするだけでなく、今後の死亡者や重症者を減らす効果を考慮に入れて評価することとなると考えています。

その際、我が国においては、これまでに欧米と比較して重症者、死亡者が少ない状況であったことについては、春の緊急事態宣言下での対策を始め、感染防止に関する国民の皆様の御協力によって流行が抑制されたものであることや、十一月以降、新規感染者数の増加傾向が強まっております、このままの状況が続けば医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じることがあると新型コロナウイルス感染症対策分科会において評価されていることなども踏まえ、必ずしもこれまでと同じ状況が続くとは限らないことも考慮に入れる必要があると考えています。

ワクチン接種に当たっては、PMDAにおいて有効性、安全性等を評価し、承認されたワクチンを用いるとともに、広く接種を行う際には審議会で適切に議論することとしています。また、最終的には個人の判断で接種されるものであることから、接種の判断ができるよう、リスクとベネフィットに関する情報を国民の皆様提供していくことが重要と考えています。

二点目、副反応についての特にモニタリングであります。このワクチン承認後、短期間で多くの人に接種する可能性があるため、接種開始後にも情報収集を行い、必要な安全対策を取ることが大変重要であります。

現状、副反応と疑われる症状については、予防接種法等に基づき、PMDAが医師や製造販売業者等から報告された情報を取りまとめて、厚生労働省の審議会等で評価し、必要な安全対策や情報提供を実施しています。

今般のワクチンの接種に当たっては、この枠組みを活用しつつ、更にPMDAの体制強化や評価の迅速化などを検討しています。

国として、接種開始後に副反応に関する情報を迅速に収集、評価し、必要な安全対策を講じるとともに、分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○藤井基之君 ありがとうございます。

今、当面のこのワクチン対策、感染が拡大していますので、世界各国いろいろと研究してでき上がったワクチンが有効であり、かつ安全であることが担保できたら、それを使って国民の不安を払拭するというのは、当然これをまずやらなければいけないことだと思っております。

もしも、ここからは将来の話になります、コロナウイルスがある程度鎮静化できたときに、今度は何をしなきゃいけないんだろうかということについて少し考えたいと思うんですね。

かつて我が国におきまして、二〇〇九年、新型インフルエンザパンデミックが出現したとき、その収れんをしたと思える、あるいは収れんしつつあると思えたその次の年に、総括検討会議でしようか、対策総括会議というところがかなり詳細なレポートを提出して、これから何をしなきゃいけないのかということの提言をしております。例えばワクチンについて申し上げますと、体制とか制度の見直しや検討、そして事前に準備を要する問題と。そして、そこでは、国家の安全保障という観点からも、可及的速やかに国民全員分のワクチンを確保するため、ワクチン製造業者を支援し、細胞培養ワクチンや経鼻ワクチンなどの開発促進を行うとともに云々と、そういうような形で、このとき、これから将来に向かって何をすべきかということ、非常にこれは立派な私は報告だと思っておりますが、そういういわゆる書類が報告書として提出されました。そして、それを受けて、我が国においても幾つかの対策が取られたことも事実であります。

今回、ワクチンの開発、今までワクチンの開

発って通常十年近く掛かりますよねと、こう言われていた。ところが、今回、非常に短期間で欧米の新型コロナウイルス開発が成功いたしました。

成功いたしましたと言っているのか、多分成功しつつありますというのでしょうか、そういう状況です。そして、それは新技術、例えて言いますと遺伝子ワクチンの製造技術と、これらによる、新しい技術によるところが大きいんだとも言われているわけです。

そして、その理由の一つとして、午前中の政府委員の答弁にもありましたが、新型コロナウイルスと同種のコロナウイルスによるSARS、このSARSパンデミックというのは二〇一二年に発症いたしました。幸運にも、我が国においてはこれはほとんど患者さんが発症しなかったというふうに聞いております。そして、その後、MERSも発症いたしました。

今回のワクチン開発が非常に短期間でできた一つの理由として指摘されているのは、こういったSARSやMERSのときに培ったワクチン開発、結果としてSARSのいわゆるパンデミック時期には、その時期にはワクチンの開発は成功しませんでした。その後の研究の蓄積等によってそれが今回花開いたんじゃないかというふうに言われているわけです。

私は、必ずしもそれを否定するものではなくて、そのとおりだと思えます。そういった意味で、逆に言うと、我が国はそういったSARSやMERSの爆発的な感染がなかったというのは、本来だったら幸せと言うべきなんでしょうが、あるいはワクチン開発の面から見ると、若干その後押しが、力強い後押しができなかった理由になるのかもしれない。

新型インフルエンザの話、先ほど対策の総括会議の報告書の話、少し申し上げましたが、この後、政府は、新型インフルエンザの次に来るパンデミックに対応するために、ワクチン生産体制の構築であるとか、ブレパンデミックワクチンの備蓄であるとか、抗ウイルス薬の備蓄等の幾つかの

対応策を取られました。しかし、残念だけど、これら我が国の取った政策というのは必ずしも高い評価にはつながっていません。と聞いております。

今回のコロナワクチン接種により抗体価がどの程度、時間、持続するか、これは分かりませんが、それにもよりますけれど、ひよっとすると、季節性インフルエンザのようにこれから繰り返し、例えば毎年接種をして対応するような、そういった可能性も否定できないんだらうと思っております。

先ほど申し上げましたが、ワクチンは医療における安全保障の役割を担ういたします。医療の向上はもとより、我が国のワクチン開発技術の向上やワクチン産業育成の観点からも、研究開発費、製造施設の整備、維持管理費等の支援を含めて継続的なワクチン開発の支援を行っていくことが大切だと思っております。

これから先のワクチン開発の研究支援の方向性について、もしもできましたら大臣からお言葉をいただきたいと思います。

○国務大臣(田村憲久君) 委員おっしゃられますとおり、いっとういう感染症が広がってくるかわからないわけで、それに対してのワクチン等のやはり生産する能力というものが、これ、開発力もそうでありますけど、こういうものも持っている必要じゃないわけであります。

今般、第二次補正予算におきまして、この開発のための支援ということで五百億円、それから製造体制でありますとか接種体制、これの整備ということ、一千四百五十五億円、これを予算として計上させていただいたことでありまして、今そういう意味では、これを使っていたら、今いるような開発でありますとか生産設備等々の要するに体制を整えていただいているということであります。

問題は、インフルエンザ、新型インフルエンザのときには新型インフルエンザの言うなれば生産体制の整備ということ、ございましたので、新型

インフルエンザ以外に転用する場合には一定の手続が必要でございまして、そういう意味では使いづらかったということだったんだと思います。

今般はワクチンという形にいたしましたので、仮に新型コロナウイルス、これが一定程度方向性が見えて新型コロナウイルスに対する需要がなくなっていくというようなことになれば、これは他の医薬品等々にも転用をしていただきやすいというような形で、今回はそういうような対応での契約という形になっておりますので、ある意味、幅広くこれからのいろんな新興感染症等々に対する対応を取るための体制という意味ではお整えをいただけるのかなというふうに考えております。

○藤井基之君 大臣、ありがとうございます。よろしく願います。

もう一つ、新型インフルエンザのときの話をさせていただきます。

このときも、実は国内でワクチンは作れていた、だけど量的に足らないんじゃないかということと海外からワクチンを緊急輸入いたしました。先ほどお尋ねした特例承認制度を利用してのものでございました。

このときの輸入ワクチンの価格、実は二社から購入をしたわけなんです。一つがグラクソ・スミスクライン社、もう一つがノバルティス社ですけど、どちらもワンユニット単位でいうと千円を超える値段で購入をしています。この際、国内で作製させました国内開発のワクチンは実はワンコイン、五百円以下だった。つまり、二倍以上高い値段で海外のワクチンを購入したということに結果としてなっております。

これから先、ワクチンというものが需要が毎年あるという、先ほどちょっと私の質問の途中でも触れましたけど、そういう状況になったときに、今後のワクチンの確保の問題を考えたときに、やはりこの価格がどうなるかということというのは無視することはできなくなってくるんだらうと思うんです。そして、その際に、海外から毎回毎回購入して輸入しますということよりも、明らかに

国内のものを生産させる方が結果としてある程度コストパフォーマンスが良くなるんじゃないかと思うんです。

今回のワクチンについて、開発が進められているワクチンの中でも、実は、報道によりますけれど、価格はかなりばらついていて、高いものもあれば、実は一桁ぐらい安いんじゃないかと言われている製品もあるわけですね。そうなったら、これから先、こういった価格面へも配慮した安定供給あるいはワクチンの確保ということも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

加えて、このワクチン、今回たまたまメッセンジャーRNAワクチン二つがアメリカのFDAに対して緊急使用許可の申請が出ているわけですが、もしもこの二つがある同時期に認可をされるとなった、そして市場に出るとすると、御案内のとおり、保存、保管条件がかなり違います。そして、そのお薬について言うと、片っ方はたしか三週間間隔で二度目のショットを打つ、もう一つは四週間間隔でショットを打たなきゃいけない。つまり、どちらのワクチンもマールケットに存在した場合、どちらをどう使っているか、どう管理するかということが非常に難しい問題を惹起するんじゃないかと思うんです。

このようなことが取りあえずはアメリカで起るんじゃないけれど、来年になったら、ひょっとして同じことが我が国においてもこの問題対応しなきゃいけないんじゃないかと思うんです。それに、これは来年の話になりますけれど、それに対してどういう対処方針で臨もうと、あるいはどういう御検討をなさっているのか、可能でしたらそれを教えていただきたいと思います。

○政府参考人(正林督章君) 複数のワクチンが同時に当たる場合を想定しての御質問かと思えます。複数のワクチンが並行して供給されるようになった場合に接種される方のワクチンの種類がどのように決まるかについては、現時点では決定していませんが、その供給量や供給時期などを踏まえて接種体制等を定める中でお示しする予定として

ています。

また、ワクチンを接種するかどうかについては、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持った上で、自らの意思で接種するかどうかを決定していただくことが重要であると考えています。

接種対象者の皆様に正しい知識を持った上で、自らの意思で接種を受けていただけるよう、ワクチンの情報も含め、正確で分かりやすい情報の発信を行うとともに、相談窓口の整備も行ってまいりたいと考えています。

○藤井基之君 ありがとうございます。お願いしたいと思っています。

最後に、もう時間がありますので答弁は結構ですが、午前中の御質疑にありましたように、国民が自ら接種をするかどうかの判断をするんだ、自らの意思で判断をするんだと、こういうふうにしますと言われた。そうすると、それに対する必要な情報が提供されなければいけないだろうと思うんです。この情報提供については是非政府のお力をいただきたいと思います。適宜適切な情報提供をしていただきたいと思います。

殊にこのコロナにつきましては、今年になりましてですが、WHOがインフォデミックという用語を、実は造語です、これは、インフォメーションとパンデミックの用語を加え、つまり、コロナに関するフェイクニュースの拡散がこれが大変だということ、その対応を十分取ってほしいということ、これをWHOはこの春申し上げた。そして、それに対応して対策が取られていると伺っています。

政府の情報提供につきましても、是非このインフォデミック対応についても十分な力を持つような、アクセスがしやすく国民が理解しやすいような、そういった情報提供をお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。
○塩田博昭君 公明党の塩田博昭でございます。今、新型コロナウイルス、急激な感染拡大が続

いております。医療崩壊を防ぐためにも、やはり万全な検査受診体制の構築が必要であると、このように考えております。そのためにも、やはりPCR検査などのスムーズな検査体制の実現が不可欠であると、こう思います。

そこで、発熱時の検査受診体制について確認をしたいと思っています。

厚生労働省はこれまで、保健所を中心とした体制から身近な医療機関での相談、受診、検診受診体制への移行を進めてきています。十七日のこの委員会でも、身近な医療機関への移行がどこまで進んでいるのかを私お聞きしましたけれども、田村大臣は、二万四千軒を超える医療機関が既に都道府県から指定を受けていると、もし何か目詰まりがあれば早急に支援し、検査、診療体制を整備すると、このように述べられました。

その上で、確認なんです。例えば東京の場合、既に三千の医療機関が指定をされております。都内の一般診療だけでも、ただ、約一万三千軒あるんですね。そうすると、例えば住民がこの指定を受けていない医療機関に電話相談をした場合、スムーズにこの診療・検査医療機関を教えてください、ということがあると思います。

実際に、この指定を受けていない医療機関に電話してみたいですね。その病院は、検査が可能なのか。医療機関のリストを実は持つておりませんでした。保健所や医師会に確認してから教えてもらう、このようなスタイルで、余りちよつとスムーズではないという、そんな印象がございました。一方で、診療・検査医療機関になっている病院でも、病院の独自の判断で電話相談の段階で保健所などに回してしまっている、このような例も実はございました。まだまだ医療現場への徹底が不足しているのではないかと、このように感じている点がございます。

その一方で、私の地元世田谷区の保健所に聞いてみたところ、四月から五月にかけて、つながった電話は一日当たり五百件以上だったそうなんです。それは、当然、つながった電話が五百件以

上です。五百件、まあもつと大量に電話掛かってきていたんだと思うんですけども、今は一日当たり百五十件程度に下がっている。この数字を見ても、身近な医療機関での検査受診への移行が機能し始めていると、これは感じています。誰かがスムーズに身近な医療機関で検査受診できるように、万全の体制で移行をやはり進めていただきたいと思います。

また、全国二万四千の指定医療機関だけでは足りない、このような声もございますので、十分な体制整備をお願いしたいと思います。厚生労働省の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(正林督章君) 発熱等の症状がある方が確実に医療機関を受診できる体制を構築するため、御指摘のように、以前は保健所にまず連絡してでしたが、そうではなくて、症状のある方ばかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、地域の診療・検査医療機関を受診する仕組みを導入しています。

各都道府県においては、今月十日時点で二万四千の医療機関を診療・検査医療機関として指定しているところです。かかりつけ医とそれから診療・検査医療機関の間できちんと情報共有をしていただくという、そういうことをお願いをしています。御指摘のケースは、まだまだ始まったばかりなのでなかなかうまくいかなかったケースかと思いますが、今後、そのような体制が整備されていくのではないかと考えています。

こうした運用が始まっているところですが、発熱等の症状がある方が確実に受診できる体制となるように、都道府県とも連携して医療現場への周知を徹底してまいりたいと考えています。

また、全都道府県において検査体制整備計画を策定し、最も検査需要が集中するピーク週に一日四十六万件程度の需要を見込むとともに、それに対して五十万件程度の検体採取能力の確保を見込んでおり、検査体制整備計画に基づき、インフルエンザの流行ピーク時に向けた体制整備にも取り組んでいるところです。

都道府県状況などを伺った上で必要に応じて技術的助言を行うなど、都道府県とともに体制整備を進めてまいりたいと考えております。

○塩田博昭君 次に、発熱時に相談、受診できる医療機関の公表について伺いたいと思うんですけれども、全国二万四千の指定医療機関のうち、そのほとんどが非公表になっております。問合せであるとか検査の希望者の殺到であるとか、やはり混乱への心配が非公表の要因かもしれないけれども、一方で、公表している例えば高知県などでは混乱起きていないと、このようなお話を伺っております。また、病院ごとに対応できる時間帯や検査のやり方などが具体的に公表されていて、高知県では、県のホームページを見ればすぐに近くの医療機関が探せるようになっていいます。

非公表の場合、やはり国民が分からないわけですから、スムーズにそこに行き着くことは難しいわけですが、例えば、今後、公表する医療機関を増やすよう働きかけていくような考えとかあるのか。また、ともかく国民からのアクセスがスムーズにいくように体制の整備に努めていただきたいと、このように思います。厚生労働省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(正林督章君) 診療・検査医療機関の名前の公表の取扱いについては、地域の医師会等で協議、合意の上、各自治体で判断することになっております。

非公表とした場合であっても、先ほど申し上げましたが、医療機関名や対応時間等をかかりつけ医等々の身近な医療機関や受診相談センターの間で随時共有しておくことで、発熱患者等を適切な医療機関に速やかに案内できる体制を取ることにしております。

いずれにせよ、発熱等の症状がある方が確実に受診できる体制となるよう、都道府県とも連携し、医療現場への周知を徹底していくとともに、引き続き都道府県状況の周知を伺った上で必要に応じた技術的助言を行うなど、都道府県とともに体制整備に一層努めてまいりたいと考えています。

○塩田博昭君 ありがとうございます。

今後、インフルエンザの流行を考えますと、例年一月下旬から二月上旬にかけてピークを迎えるというところでございますので、厚生労働省はこのピーク時までPCR検査や抗原検査の能力を一日当たり五十四万件まで引き上げると、このように聞いておりますけれども、この約五十四万件という数字は各都道府県の見込み件数を機械的に合計したものだということに伺っております。

検査能力については、比較的精度の高いPCR検査と抗原定量検査で合計二十万件と、簡易キットを用いる抗原定性検査の三十四万件を加えて五十四万件。国立感染症研究所がまとめた新型コロナウイルスの病原体検査の指針によりますと、PCR検査と抗原定量検査は症状がある人に加えて無症状者への検査にも活用できると、一方で、簡易キットを用いる抗原定性検査については無症状者への検査は推奨されていないと、現状では発症二日から九日目の有症状者の確定診断に用いられているということでございます。

こうした特性に応じた検査体制について、インフルエンザとの同時流行が懸念される冬に向けて全国の都道府県で十分な能力を整えることが迫られていると、こう思います。十分な検査能力の構築に向けて、厚労省の考えをお伺いしたいと思います。

○副大臣(山本博司君) 塩田委員にお答え申し上げます。

この冬の季節性インフルエンザの流行期に対応するために、各都道府県におきまして、地域の医療機関において発熱患者等への検査を簡易、迅速に行うことができる抗原簡易キットを積極的に活用いただくとともに、無症状者の検査も行うことができるPCRや抗原定量検査を適切に組み合わせる検査体制整備計画を策定いただいております。この整備計画では、最も検査需要が集中するピーク週に一日四十六万件程度の検査需要、それに対して、必要な検体採取、検査分析能力の確保も見込んでおりまして、近年のインフルエン

ザの流行期と同程度の発熱患者等の検査需要があっても対応可能なものとなっております。

厚労省としては、抗原簡易キットの増産の要請やPCRと抗原定量検査の設備整備の補助などによりまして都道府県等の体制整備を支援したところでございまして、引き続き冬のインフルエンザの流行期に向けて検査体制の確保を図ってまいります。

○塩田博昭君 今御答弁いただいたように、まさに、この冬、一月、二月にかけてピークが来るというふうに言われていますので、そこに向けてしっかりと万全の体制で臨んでいただければというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、感染が急拡大をしている地域の医療体制の強化について伺いたいと思います。

今、重症者の増加など、医療現場の逼迫が深刻化をしております。今既に入院できる病床の逼迫度合いが強まっております。病床の使用率が七〇％を超える地域が北海道と今兵庫県、東京都も六三％に達しているとの報道もございました。

医療崩壊はやはり断じて阻止しなければならないと。総理も勝負の三週間と言われている中、更なる手だてが必要な地域には厚生労働省として果敢に先手を打つべきであると、このように思っています。

マスクや医療用の手袋、防護服、消毒薬などの供給体制の再確認と再徹底、必要な医療機器や医薬品の補給、また隣県を含めた医療機関における病床の広域調整とか、考えられる支援策の全てを集中すべきだというふうに思っています。

また、医師や看護師の不足についても、政府は自衛隊の活用も含めて全国的な支援を早急に検討すると十一月二十五日のコロナ分科会の提言でもあったように、今できることは全て実施すべきというふうに考えます。

さらに、年末年始の医療機関が手薄になる時期に向けて、今から万全の対策を講じるべきであると思います。

厚生労働省の見解をお伺いいたします。

○副大臣(山本博司君) お答えいたします。現在、新規感染者数が過去最大の水準になるなど、最大限の警戒状況が続いております。感染の拡大に伴いまして、幾つかの都道府県では医療提供体制への負荷が更に厳しさを増しております。危機感を持って対応している次第でございます。

医療提供体制を万全なものとするためには、これまで、医療機関において必要となる個人防護具などの物資につきましても、医療現場のニーズに応じまして必要な医療機関へ無償配付するなど取組を行っているほか、病床に関しましては、各都道府県におきまして事前に病床確保計画を策定し、それに沿って病床の確保を進めていただいております。委員御指摘の都道府県間の広域調整につきましても、地域ごとに取組が進んでおりまして、厚労省としても必要に応じた支援を行ってまいります。

さらに、先日の分科会からも提言がありましたように、医療従事者の不足につきましては、医療体制が逼迫している地域への全国知事会、さらには委員御指摘の自衛隊等と連携した医療スタッフの派遣、さらには重症者が多くなる地域に対して関係学会と連携した専門医の派遣等を行うこととしております。

また、年末年始におきましては各医療機関等が平時と異なる体制を取ることが想定されることを踏まえまして、各都道府県に對しまして、地域の医療機関や医師会等の関係者と事前に調整した上で、入院体制の確保等に関しあらかじめ準備を進めていただくよう促していきます。

引き続き、国民の命と暮らしを守り抜くという強い決意の下で、地方自治体とともに更にその連携を強化し、万全の対策を講じてまいります。

○塩田博昭君 ありがとうございます。

感染が急拡大している地域については、やはり今御答弁いただいたように万全の体制で臨んでいただければというふうに思いますので、よろしく

お願いいたします。

次に、ワクチン接種において不安を払拭する取組についてお伺いしたいと思います。

これは午前中にも様々御質問があったと思いますが、昨日の報道にもありましたけれども、スイスの民間機関で調査をしたものに、四人に一人がワクチン接種を望んでいないとの調査結果が出ているというのがございました。通常、ワクチン開発には十年程度掛かるものを、一年程度で開発したワクチンについては、やはり効果であるとか安全性に不安がある、こういう心配が影響していると、このように思います。

この調査では日本でも同様の数字が出ておりますけれども、政府としてこうした不安を払拭する丁寧な説明がやはり不可欠であるというふうに思っています。あらゆる機会を通じて信頼を得るための情報提供に努めるべきであると考えますけれども、具体的な取組も含めて厚労省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(正林督章君) 新型コロナワクチンについては、今後、安全性や有効性、接種の方法など、様々な情報を国民の皆様積極的に提供していく必要があると考えています。

このため、厚労省から地方自治体や関係機関へ一貫した内容で情報提供を行うほか、厚生労働省のホームページや会見などを通じ、統一的な見解を発信していく予定であります。専門家の意見も聞きつつ、分かりやすい情報発信を目指すほか、報道関係者にも丁寧な情報をお伝えしていく予定です。高齢者等、ホームページ等の媒体に接する機会が少ない方々に対しても接種についての案内が届くよう、地方自治体から個別送付による情報提供を行っていただくことを予定しています。

有効性や安全性について引き続き情報を収集しつつ、接種の判断にも資するよう、科学的知見に基づいた正確な情報を発信し、国民に丁寧に届けるように努めてまいりたいと考えております。

○塩田博昭君 できればテレビ等も通じた政府広報をするとか、様々な工夫の中で進めていただきました

いと、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

そして、次に地方自治体におけるワクチン接種の体制の整備についてお伺いをしたいと思います。

厚生労働省が十月二十三日に地方自治体に示した実施要綱では、地方自治体の体制整備に必要な経費については、国庫補助金交付要綱に基づいて予算の範囲内で国庫補助を行うとされております。これについては今年度予算費で約百七十億円が計上されておりますけれども、第三次補正予算にワクチン接種関連費用が盛り込まれるとの報道もありますけれども、地方自治体がワクチン接種事業に万全の体制で臨むにはやはり十分な人員と予算が必要であります。この点は、十一月二十六日の参考人質疑におきまして、川崎市で医務監を務めておられる坂元参考人も同様の御意見を主張されておられました。

そこで、各自治体の予算面での不安を払拭するためにも、必要に応じて追加の予算を確実に確保すると厚生労働大臣から明言していただけないでしょうか。御決意をお伺いしたいと思います。

また、今回の予防接種は国が主導的な役割を果たすとされていますけれども、あくまでも実施主体は市町村です。各市町村が地域の実情に応じて柔軟な体制を構築できるように、補助金交付要綱の決定に際しても、地方自治体の意見を十分に聞いた上で内容に反映していただきたいと思います。あわせて見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田村憲久君) このワクチンの接種に当たっては、やはり地方自治体、また医療機関、関係機関、それぞれやっぱりしっかりと準備をしておいたかなきゃいけないわけでありまして、そういう意味では、今委員言われました十月の二十三日に通知を出させていただきました。その中では、あらかじめ準備をお願いしたい事項でありますとか、現在考えられるといいますが、接種体制ですね、こういうものに対しての整備の考え方、こういうことをお示しをさせていただきました。

市町村においては、例えば接種場所の確保でありますとか、それから住民への周知、広報も必要でありますし、さらには接種券ですね、このクーポンの配付でありますとか接種記録の管理、様々な業務が考えられるわけでありまして、そういう意味で、言われたとおり、百七十億円というのを計上させていただいております。

ただ、これからいよいよ接種が始まったりとかするわけでございますので、いろんな経費が必要になってくようと思います。これ、各自治体の御意見をしっかりと聞かせをいただきながら、使い勝手のいいような形でしっかりと対応できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○塩田博昭君 今大臣から御答弁いただいたように、やはり十分な人、そして予算、これがやはり大事になってくるというふうに思いますので、是非よろしく願いをしたいと思います。

次に、ワクチンの国際的枠組みへの日本の積極的な支援についてお伺いをしたいと思います。

新型コロナワクチンを共同購入する枠組みのCOVAXファシリティーに日本は九月十五日に正式に参加しております。公明党は、この五月にワクチンや治療薬開発の専門チームを立ち上げまして、ワクチン調達に関する提言書を厚生労働大臣に提出するなど、積極的にこの国際的枠組みへの参加を働きかけてまいりました。その結果、既に百八十か国を超える国が参加するまでになっていると伺っております。多くの開発途上国にもワクチンが供給されることになっていきます。今後、日本がこのような国際的な枠組みへの積極的な支援、参加を通じて国際的なリーダーシップを発揮していくことは重要であると、このように考えております。

今後、更に開発途上国へはワクチンや治療薬、診断薬の供給を含む感染症拡大防止への支援が必要であると、このように思います。今後日本政府として、グローバルファンドやGaviワクチンアライアンス、グローバルヘルス技術振興基金

などの国際保健機関等を通じて、開発途上国へのワクチンや治療薬、診断薬の供給のための国際協力を引き続き推進すべきと、このように考えます。山本厚生労働副大臣に見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(山本博司君) 公明党からも御提言いただいておりますけれども、委員御指摘のとおり、新型コロナウィルスを含む感染症が世界的に終息していくためには、途上国を含めてワクチンや治療薬等の公平なアクセスが確保されることが大変重要でございます。

このため、各国政府やWHO等の国際機関によるCOVAXファシリティーの取組に加えまして、グローバルファンド、Gaviワクチンアライアンス、グローバルヘルス技術振興基金、GHIT等によって、途上国に対する主要な感染症の予防、治療、予防接種率の向上や医薬品研究開発等について国際共同の取組が行われているところでございます。

こうした中で、日本政府としても、グローバルファンドやGaviワクチンアライアンス、またGHITにそれぞれ拠出を行う等を通じましてこうした取組に貢献しております。引き続き、国際社会や関係団体との連携をして取り組んでまいります。

○塩田博昭君 最後の質問でございますが、新型コロナウィルスのワクチンについては、国民民分を確保すればそれで終わりというわけではございませんので、接種の優先順位の決定とかワクチンの分配とかワクチンの保管、流通体制の整備、また副反応疑い報告制度の運用とか国民への適切な情報提供など、実施に当たった課題はやはり山積している、このように思います。

今後、ワクチン接種の実施に向けて、そして新型コロナ感染症の克服に向けて、最後に田村厚生労働大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田村憲久君) 一般のワクチンですけれども、本当にいろいろと課題といえますか難しい対応が必要になってくるわけで、様々な年齢の

方々に広範に打たなきゃならないということもございいますし、新しいワクチンということで、その保管、流通も新たな対応というものも必要になってまいります。

そういう意味で、今言われました、委員が言われたとおり、まず国民の皆様方に対して例えば安全性でありますとか有効性、こういうものをしっかりとお伝えをしていかなきゃならない、周知をさせていただかなきゃならないということもございしますれば、今申し上げました、ワクチンが新しいということで、冷凍、かなりの低温での冷凍保管という形になります。そういうものに對してのいろんな対応。それから、先ほど来ずっと言われておられました、そもそも自治体の接種体制の整備、これも様々な状況が想定されるわけでありまして、手引書を含めて、そういうものに對しても対応していく準備をしなきゃいけないわけであります。

しっかりと国民の皆様方の分のワクチンを確保する、そして接種体制を整備していくということがこれから求められる我々にとつての大きなことは責務でございしますので、そのような意味で、この法律を是非とも早急に成立をさせていただきましてその体制整備等々進められますように、よろしくお願いいたします。頑張ってください。

○塩田博昭君 大臣を先頭に、やはり国民の命を守る取組しっかりとお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。先週、たまたま、朝、十一月の二十六日でしたけれども、NHKのニュースを見ておりましたら、厚生労働省のことが朝からニュースでやっています、これ何かなと思つて見ましたら、厚生労働省の残業時間がやっぱり非常に長いというふうな問題をニュースでやつておるのを見させていただきました。

厚生労働省の職員の方が、日中は国会議員の質問の問取りに行つて非常に時間が費やされる。今

度、検疫、空港の検疫の報告を上司にするときはもう既に日にちが変わつておつたということで、夜中の十二時を過ぎておつた。結局タクシード帰ることになるんですけれども、タクシード帰る時間は二時半ということでした。この方、女性の方でしたけれども、そういったニュースを見まして、やはりこの我々のできること、国会議員として、できることをやっぱりやつていかなければいけないと、それはやっぱりまず質問通告ではないのかなというふうに改めて認識をいたしました。ですから、我々、今、梅村議員と二日前の、もう今日も昼頃には多分出して、お互い出しているんだと思うんですけれども、そんな形でやらせていただいております。

今回、質問通告一番遅かつたのは前日の何時だったのか、教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 参議院の厚生労働委員会では、筆頭理事を中心に、もう働き方改革ということで、委員会の運営改革について積極的に御議論をいただいておりますということをお聞きいただいております。

そういう意味では、この臨時国会も多くの委員の方々が二日前に質問をいただいておりますという現状もございします。質問趣旨等々を電子メール等々で送つていただくというような御努力もいただいておりますし、また、レクに関しても、場合によってはスカイプやズームを使つていただくというような御努力もいただいております。

そういう御努力をいただいておりますわけでございます、なかなか誰が一番遅かつたかと言いつらいわけでございます、これはあえて申し上げませんが、少なくとも、私、朝はあつと資料を目を通すんですが、五時になつてもうちのファクスが鳴り続けるということはおよくあつたんですが、参議院におきましてはそういうことはございませんで、非常にもう、多分三時ぐらいにはもうファクスが届いておるという状況でございますから、ズームに私も、朝四時過ぎに起きるとこの質問書を目を通せるということでございます。

大変な御努力をいただいている中で、皆様方も大変だと思います。それは、質問を早く作するためにはそれなりの段取りをしていただかなきゃならぬわけでありますから。しかし一方で、それによつて厚生労働省の職員が、本当にある意味、仕事を上において効率的に働けるということ、改めて御努力いただいておりますことに心から感謝を申し上げたいというふうに思っています。

○東徹君 それでも、三時というのは夜中の三時ですから、非常にやっぱり質問の答弁作るとするのはやっぱり大変なんだろうなというふうには思っています。

もう一つ、今、議了御礼というのが、大臣は今、多分各会派のはなくなつたんだろうと思うんですけれども、今コロナの関係です。ただ、局長とか課長とか、あれ、また部下を引き連れて議了御礼というのもやっていますよね。あんなのこそ、大臣も、あんな形式的な慣例的なものはなくせて部下に指示されてみてはいかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 大臣から強制して御礼に回れというようなことは職員には指示はしていません。中にはコミュニケーションで、本当に大変お世話になつた先生方、ところに職員が個人的に回ることもあると思います。そういうような有り難い言葉もいただいておりますので、とは言いがた、先生方の御理解もいただかなきゃいけない話だと思いますけど、儀礼的というよりは、本当の意味で、ズームなその後の委員会運営、法案審査、そういうものに対しては、コミュニケーションという意味ではこれからも取らせていただくと有り難いと思いますけれども、意味のない儀礼的な対応というものは、御理解をいただきたがら減らしていければなというふうに思っております。

○東徹君 我々もしっかりと協力させていただきたいと思つています。こんな、今回、やっぱりコロナのこういった状況によつて、やっぱりすごく厚生労働省の皆さん

方もかなり疲弊しているというふうなことも聞きますので、我々もやっぱり協力できることは協力して、厚生労働省職員の負担を軽くして、本来の仕事にやっぱり集中していただけるような、そういった環境をつくつていかなきゃならないというふうな思っておりますので、よろしく願ひいたします。

予防接種法、ワクチンのことについて質問させていただきますが、先日参考人質疑等で接種者の台帳のことがいろいろと話題に出ておりました。市町村が用意する接種台帳ですね、接種台帳についてでありますけれども、これ、やはり誰がいつどのワクチンを一回接種したのか、二回接種したのか、こういったことがきちつと台帳でやっぱり管理されていくということがやっぱり非常に大事だということに思ひます、まずはですね。やっぱりそういったことを市町村の方できちつと把握し、それがまた都道府県、また国の方でも、どのワクチンがどれぐらい、どの市町村で、どの都道府県で、全体をやつぱり把握していくということにやつぱりつながっていくというふうに思ひますね。まずは、やつぱりそういった把握をしていくためにも、そういった接種台帳のやつぱりデジタル化というのは非常に大事だと思います。

今、政府を挙げてデジタル化の推進ということをやつておられますので、そういった接種台帳というものがデジタル化したものを厚生労働省として市町村に用意をして、そして、そういったものが国の方でも管理ができる、大体状況を把握できる、そういった仕組みが大事だと思いますが、その辺どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(正林督章君) 予防接種法に基づく予防接種については、接種を行った記録を自治体が予防接種台帳に登録することとなっております。定期接種については、多くの自治体、平成三十年度に実施した調査では、九五%以上の自治体がデータベース化されたシステムで管理しているとのことです。

また、今回のコロナワクチンにおいては、円滑なワクチン流通を管理するために、自治体、医療機関、卸売業者の関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステム構築に取り組んでいます。V－SYSと呼んでいますけれど、このシステムを用い、ワクチンの供給に必要な情報の一つとして、どの医療機関でどのワクチンが何人に接種されたかを定期的に把握することを想定しております。

○東徹君 じゃ、そのV－SYSというシステムを各市町村に届けて、各市町村がそれを運用していくということだと思います。

もう一つは、副反応のこともきちっと市町村、都道府県、国レベルで把握をしていくことが必要だということに思います。医療機関からPMDAの方に報告する仕組みということを開いておりますけれども、やはり市町村の例えば相談窓口、例えば保健所、そういったところで得た副反応の情報、そういったものも含めて、市町村、都道府県、国でやはり管理していく、情報を把握していく、そしてもって、それはもちろんデジタル化したものでやっぱり把握していく、そういったことが非常に肝腎だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) やはり、これ、ワクチン、短期間の間に多くの方々に接種をいただくかなきゃいけないということでありますので、そういう意味では、副反応の情報というのもしっかりとこれを収集していかなきゃならぬということだと思います。

今言われたとおり、医療機関等々は、副反応を疑われる場合は、PMDAの方にこれは予防接種法にのっとって提出をいただくという話になります。平成二十五年の予防接種法の改正以前は市町村に情報が行き、県に届いて、そして国に上がっていたと。これですとやっぱり時間が掛かるので、この二十五年改正で国がもう直接副反応の情報を集めるというふうな形に変わりました。とはいえ、自治体の方にはやはり今も被接種者

や保護者の方々からいろんな相談、それは副反応の報告みたいなものもあれば、多分、ちょっと赤く腫れているんだけど大丈夫みたいな話まで、いろんな相談があるんだと思います。そういう相談に関しては、やはりそういうものを国の方に御報告をいただくということは今も続けております。ですから、そういうような情報をしっかりと集める中で、副反応のいろんな情報というものをまた国民に周知をしていかなきゃならないというふうに考えております。

コールセンター、これも各自自治体でつくっていただくと同時に、国でも、難しい問題等々への対応もありますから、今つくるといことで準備いたしておりますが、デジタル化に関しては、ちよつとこれ私、来年の四月、もう今やり出しているところもあると思うんですが、来年の四月を目途にこれデジタル化を含めて整備をしていこうということでございますので、各自自治体にも御協力をお願いしながらそんな体制を組んでまいりたいというふうに思っております。

○東徹君 今回、市町村が恐らく相談窓口になるケースもやっぱり多々あると思います。そういったときに、やっぱりデジタル化していつて、できるだけ市町村の負担をやっぱり減らしていくということが非常に大事だというふうに思いますので、そういったデジタル化の推進を、先ほど四月というふうなお話でしたが、是非とも四月めどに進めていつていただきたいというふうに思います。

続きまして、今回の予防接種法の改正案等についてであります。今回のワクチンは海外で製造されたワクチンがあるわけでありますが、海外で製造されたワクチンを日本に運んでくる場合、その輸送に当たる事業者、これは製造販売事業者が手配するのか、日本が手配するのか、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 海外のワクチンの確保については、国外から国内への輸送やそれに必要な資機材等に要する費用も含め、本年九月の予

備費により必要な措置を行ったところで。輸送等を行う事業者は、ワクチンメーカー、この場合、製造に当たったメーカーとか、あるいは製造販売業者、いろんなケースが考えられると思いますが、そういったところが手配することになります。

○東徹君 今回のワクチンは、例えばファイザーが開発中のワクチンだとマイナス七十度ですから、そういったものを運んでくるというのは大変これ非常に難しい問題が生じることもあるだろうというふうに思います。取りあえず、海外から日本に運んでくる事業者はワクチンの製造会社が行んでくるんだということでありますので、そこを一つ確認をさせていただきました。

〔委員長退席、理事石田昌宏君着席〕

今回の例えばファイザーのワクチンであれば、マイナス七十度ということで、かなりの温度管理というものがこれ必要なわけですね。これ、前回、前々回ぐらゐの質問の答弁の中でも、マイナス七十度で保管できる冷凍庫、これを三千台確保してというふうなお話もありました。それから、ドライアイス、これは知れているのかもしれないが、あと、ワクチンを車で運ぶ、マイナス七十度で車で運ぶ、車、これが七千五百台、こういったものを用意しているというふうなお話でもありました。

こういったトータルの金額というのは大体ます幾らなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(正林督章君) 海外ワクチンの確保については、国内における一時保管や配送、これらに必要な資機材等に要する費用といった海外ワクチンの流通、保管等に必要なる費用も含め、本年九月の予備費により必要な措置を行ったところであります。

輸送や保管に要する費用についてはこのワクチンの確保の費用に含まれるものであり、当該予備費からこれまで契約等を行ってきた企業に支払うものであります。個別の企業による費用の詳細については、秘密保持契約を締結していることか

ら、この場ではちよつとお答えすることが困難であります。

○東徹君 何か秘密保持でいつも逃げられるんですけども、冷凍庫、保管する冷凍庫を三千台、それから車七千台というふうな話ですから、それぐらゐの大体概算の見積りというのは厚生労働省として当然知って把握されているだろうし、それを別に公表することによって何が問題なのかというのには僕はないと思うんですけども、それは是非公開していただきたいと思いますが。(発言する者あり)

○理事(石田昌宏君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○理事(石田昌宏君) 速記を起してください。

○政府参考人(正林督章君) 先ほど御指摘いただいた三千台の冷凍庫でありますけれど、これは九月の十五日の予備費で措置していますが、おおむね、ちよつと正確な数字、きちんと把握していませんが、大体一台五、六十万と聞いております。掛ける三千台というふうに承知しております。

○東徹君 いや、冷凍庫と車ですよね、七千台。(発言する者あり)

○理事(石田昌宏君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○理事(石田昌宏君) 速記を起してください。

○政府参考人(正林督章君) 七千台というのは、今申し上げたこの三千台のマイナス七十度の冷凍庫とまた別に、マイナス二十度の冷凍庫の台数を申し上げています。

○東徹君 ちよつと、二日前にこれ質問通告出しているんですけど、もうちよつときちゃんと答弁していただきたいと。

要は、マイナス七十度で保管が可能な冷凍庫を三千台確保して、そして、車載でできるポータブルフリーザーとか医療機関に設置する冷凍庫を七千五百台とか、そういったものを必要な予算を予備費に計上しているということですから、それがトータルで幾らなんですかということをお聞きしているんです。(発言する者あり)

○理事(石田昌宏君) 速記を止めてください。

(速記中止)

(理事石田昌宏君退席、委員長着席)

○委員長(小川克巳君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(正林督章君)

九月十五日の予備費で百七十億を措置していますが、これが地方自治体等における接種体制整備に要する経費の補助ということなんですが、その中で実際に流通に係る経費というのは、ちよつと残念ながら今内訳を持ち合わせておりませんので、済みません、お答えすることができません。

○東徹君 百七十億というのが大体全体の数字だということですよ。

今回、アメリカでは、これ、ワクチンの接種開始に当たり、これ運搬、運搬が非常に問題だと思ふんですね、運搬していく、マイナス七百度でこれ運搬していくわけですから、各市町村に行つて、各市町村からまた医療機関に行つたりとかするわけでありまして、これ、アメリカの方ではこの運搬もこれ訓練をやつておるといふことなんですね。

こういった運搬の訓練、これ国内でもやるのかどうか、その点についてもお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(田村憲久君) やはり、かなりの量を確保した上で、言われるとおり、メッセンジャーRNAワクチンというものは非常に低温で保存しなきゃならぬということ、流通もそうでありまして、でありますから、かなり難しい対応になると思ひます。

以前、参議院のこの委員会だつたと思ひますけれども、衆議院でしたつたね、私も、大変これはちゃんとしたコミュニケーションをしなきゃいけないと申し上げましたけど、やはり運送業者ともしっかりと訓練をやらなきゃならないと考えておりまして、適切に対応できるように準備をしてまいりたいというふうに考えております。

○東徹君 非常に大変難しい問題だというふうに

思つています。

改正案の附則の第八条には損失補償契約のことがこれ書かれておるわけでありまして、契約の相手方として、製造販売業者のほか、当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に係る者といふふうにあるわけですね。先ほど申し上げましたように、今回のワクチンはマイナス七百度で大量にこれ運んでいく必要があるわけでありまして、輸送途中の温度管理のミスによつてこのワクチンが変質して、そして接種した人に健康被害が生じるという可能性もこれあるわけでありまして、事業者がそういうようなリスクの負担を嫌がるケースも考えられるといふふうに思ひます。そこでなんですけれども、附則八条の開発若しくは製造に係る者の中にワクチンを輸送する事業者もこれ含むのかどうか、このことについてもお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(正林督章君) 今回の法案等においては、損失補償契約を締結できる相手方としてワクチンの開発若しくは製造に係る者を規定していますが、具体的にはワクチンの製造販売業者に技術等を提供した開発者やワクチンの製造販売業者から委託を受けて製造した製造委託先などが考えられるところで、ワクチンを輸送する事業者を直接の相手方として損失補償契約を締結することは想定しておりません。

なお、損失補償契約の直接の相手方以外にも、その委託先に間接的に健康被害の賠償責任や損失補償による恩恵が及ぶことは想定し得ますが、輸送に關することが損失補償の対象になるかどうかも含め、具体的にどのような範囲の損失が補償の対象になり得るかについては、契約交渉の影響があることからお答えを差し控えたいと思ひます。

○東徹君 非常に大事なところだと思ひますね。やっぱり、車を運搬している人が電源をつけ忘れて、マイナス七百度のところ、マイナス七百度じゃなかつてワクチンが変質してしまったというケース、これやつぱりあり得ると思ふんですね。その場合に、じゃ、この補償というか、これはど

がどうするかということの問題というのはやつぱり非常に大事だと思ひますので、是非この点についてきちつと明快なことを御回答いただきたいというふうに思ひます。

次に、ワクチンの第三相試験についてであります。これ国内で第三相試験を省略せずに行った場合、ワクチンの接種開始がどの程度遅れるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(正林督章君) 開発中のワクチンに關する具体的な承認時期、接種開始時期について予断を持つてお答えすることは困難であります。いずれにしても、国内外の治験データ

等々、最新の科学的知見を踏まえ、ワクチンの有効性、安全性等についてしっかりと確認した上で、承認に至つたワクチンについて早期に接種を開始できるよう努めてまいりたいと考えております。

○東徹君 もう、ちよつと時間ですので、最後に大臣に一問お伺ひしますが、これ、海外で第三相試験をやつていふ上、厚労省が承認したワクチンだから大丈夫といふふうに見える人もいれば、国内での試験の省略は心配だから接種したくないと考える人もいふと思ふんですね。

前回の委員会では、接種を受けた一人について、本人の同意の下で接種後の健康状況の情報を集めて結果を公表するということでしたけれども、その時期については、一万人の接種とそれ以外の人の接種を同時にするのか、又は一万人の接種を先に行つて結果を公表してからほかの人の接種を開始するのか、これは決めていないという御

答弁でありました。ワクチンに対する安全性の確認という意味では、先行者の情報収集とその結果の公表を先にしてから他の人の接種を始めるべきとも言えますけれども、そうすると、同時に進めるよりも他の人のワクチンの接種はこれ遅れていくわけでありまして、感染拡大を抑えるためにワクチンの接種を早く進めていくのか、ワクチンの安全性の確認を重視するのか、これは誰がいつどのように判断するの

か、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(田村憲久君) 優先接種をしていただく方々の中で一万人という話は前から話があったとおりであります。もちろん本人の同意を得た上でその後の経過報告等々出していただくという話なんです。この方々と同時にやれるかやれないか、つまり、優先接種で一万人の方々と同時に他の方々も進められるかどうかという意味からすると、それは薬事承認が下りておりますので接種はできるということです。

ただ、今言われたように、できる中において、優先的に先に一万人の結果を見るのか、それとも同時にやるのかというのは、結果を見てからだとすると、多分、接種、二回目の接種してから二十八日ぐらいつつ経過を見ると思ふんですね。一回目と二回目の間も三、四週間置かなきゃいけないという話になると思ひますので、多分二か月ぐらいい、早くて、早くてありますけれども、遅れてくるんだと思ひます。

そういうようなことも鑑みながら、接種体制をこれから決めていく中においてどうあるべきかといふことはこれから判断をしていくという形になつてよいと思ひます。

○東徹君 できるだけ早い判断をお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○梅村聡君 日本維新の会の梅村聡です。

今日は、予防接種法改正案の審議の前に、特に勝負の三週間だと言われておりますので、国民の皆さんにどういふメッセージを出すのかと。あくまでも我々としては、感染防止とそれから経済を回すことのバランスというのはこれはもう重々承知をしておりますけれども、厚生労働省の立場としてはやつぱり感染防止により重点を置いていたいただきたいなというふうに思ひます。

そういった中で、今、国民へのメッセージなんです。これ、会食の問題というのが今あります。これ、菅総理も十一月二十日の日に都道府県

知事会議の中で、四人以下で、まあＧＯＴＯイートもあると思うんですけど、四人以下で会食することを検討してくださいと、こういうメッセージを出していますので、世の中では、四人以下でしてください、五人以上は駄目ですということがこれメッセージとしては伝わっています。一部企業なんかは、四人以下じゃないとやってはいけない。と。じゃ、五人だつたらどうするのかいと、誰か一人今日は遠慮してくれという、本質論じゃない対応になってしまっているんですね。

これ、ちょっと確認なんですけど、要は人数の問題ではなくて、例えば家族とか同居人とか、一蓮託生ですよね、その人たちは会食の後も一緒に過ごすわけですから。一蓮託生の人たちの会食はオーケーなんですけど、どっから集まってきた、また別れてあちこち行くという方は、二人でも三人でも駄目だと思っんですよ。

だから、この三週間の間のメッセージの出し方として、家族、同居人以外の会食は控えてくださいという、こういう分かりやすいメッセージにすべきだと思うんですけども、見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 四人以下の会食をお願いするというのは、多分、対策分科会の方で五つの、リスクの高い五つの場面というのを国民の皆様方に広報しておりまして、その中で、多人数で長時間の飲食、こういうものは避けていただきたいといううな、これは一次会、二次会、三次会含めてそういう長時間と、こういう話で、ここで、例えば大人数の例で、例えば五人以上の飲食では大声になり飛沫が飛びやすくなるため感染リスクが高まるというような場面二でお示しをさせていただいておるということであります。

こういうのを鑑みながら多分四人以下という話になってきたんだと思いますが、言われるとおり、家族、じゃ、五人じゃ駄目なのかという、言われても、常にマスクを外して家で生活しておるとすれば、それ五人であろうと六人であろうと変わらないわけですから、そのとおりであります。

ので。

ただ、じゃ、家族以外はもう会食全く駄目なのかという、そこまで強いメッセージを出すのもですね。なぜかという、なるべく本当は出したくないんですけど、というのは、私権制限とは言いませんけれども、やつちゃいけない、やらないでくださいというのは本当は政府が国民の皆さんに余り言うべきことではない中において、ぎりぎりの中で、感染防止と、それからそれぞれの方々の消費行動、飲食行動とを折り合い付ける中で、一定人数、四人という一つの、五人じゃ、五人は駄目なのかという困るんですけれども、一つのメッセージとして、大人数ではやめてくださいねという意味合いでこういうことを発させていただいておるというふうに御理解いただければ有り難いと思います。

○梅村聡君 人数は、多分相關関係はあると思うんですけど、因果関係はないと思うんですね。というのは、それは大家族がいるかもしれないですけど、余り家族でそんな盛り上がりつて、マスク外して、今日はお父ちゃんどうやこうや言っでんちゃん騒ぎするということとは普通はないんですよ。

だから、僕が言うているのは、禁止しろとかじゃなくてメッセージの出し方ですよ。四か五かという出し方じゃなくて、シチュエーションとすれば、家族以外の方が、まあ同居人でもいいんですよ、以外の人たちがそれだけ騒ぎ立てるということをやっぱりなくすということでは、分かりやすく言えば、家族、同居人はいいいんだけど、それ以外はちょっと三週間は我慢してくれと、こういう出し方の方が分かりやすいんじゃないかなという提案なので、是非ちょっと御参考にしていただきたいと思います。

もう一つは、マスクを外して食べて、食道まで行つたらまた閉じたらいいという、こういう尾身会長からの御提案なんですけど、ちょっと観察をしてみましたが、余り見ないですね、やつてはる方。僕は全然見ていない。

相変わらずやつぱり大声でお話されている方も多いかと思うんですが、これ何でも大きな大声でしゃべっているのかなというのを観察しますと、店のバックミュージックなんですね。あれ流れている、あれ元々何で流しているかいうと、いろいろお話聞くと、隣同士のテーブルで話し声を聞かえなくするためとか、いろんな配慮があつて流れているんですね。この間僕が行つた居酒屋さんなんかも早見優とかいろいろ流れているんですけど、何も店の人はその早見優さんの曲を聞かせたんじゃないやなくて、お店の中で隣同士が聞こえないようにすると。あるいは、ひよつとするとそういう雰囲気をつくりたいというのはあるかと思うんですが。

こういうマスクの着け外しの会食よりも、この三週間なり年末まで、全国の飲食店はＢＧＭを流さないでくれと。これ、一円もお金掛からないですし、現にシンガポール等は今もこれ既にやっているし、聞いているんです。だから、一円もお金掛からないやり方だつてあるの、そういうのは出されるおつもりないですかね。

○国務大臣(田村憲久君) ガイドラインには、大きな声を出さないように、もしお客さんでそういう声が出ていれば、それに対して適切な対応をお願いしますといううなガイドラインは出しております。

ちょっと一概にＢＧＭという、ＢＧＭを聞かせているようなジャズ喫茶みたいな店もあるのかも分かりませんのでなかなか難しいんだと思いますけど、私もジャズ喫茶つてどういうものかよく知らない世代なんですけど、正直言つて、ＢＧＭに対しても、余り大きい音でＢＧＭを流しているというのはいや余り適切ではないんだろと思うんですから、何かそういううなことをまた業界の皆様方からお願いすることはさせていたいただきたいと思ひます。

○梅村聡君 要は、個人への努力も大事なんですけど、周りの環境を、しかも予算を掛けずにやれる方法だつてあるんじゃないかということなので、

是非考えていただきたいなというふうに思ひます。

それから、先週のちよつと参考人質疑でも私、脇田参考人にお聞きしたんですが、クラスター対策ですね、濃厚接触者なんかもそうだと思うんですが、これだけ感染者が増えている中で、いつまでこれを続けていくのかという問題意識は持っています。

といいますのは、だんだん地下に潜つてきているという、無症状の方が広がったり、いろんな市中感染に近くなつてきている中で、自治体も保健所も負担というのは非常に訴えられていて、そのマンパワーをできれば別のところに、入院調整とか別のところを持つていくべきだから、クラスター対策というのをいつまでやるべきなのか、これに対して厚労省今どう考えているのか、これを教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(正林督章君) 感染者のうち八割の方はほかの人に感染させないと言われています。新型コロナウイルスは主にクラスターを形成することで感染拡大が起きており、クラスターを制御できれば感染拡大を一定程度制御できるというふうになつています。そのため、クラスター対策というのは引き続き重要なんですが、確かに優先順位を考へるといふのは重要なこと。

今般、積極的疫学調査については、より効果的、効率的に実施するために、特にクラスターが発生しやすい状況等を優先して調査すべきであるというふうな都道府県にお示ししています。

例えば、重症化のある者が多数いる場所、集団とか、それから地域の疫学情報等を踏まえて感染が生じやすいと考えられるような状況とか、そういったところを優先的にというふうにお示ししています。また、高齢者の施設でクラスターが多発している中、重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるために、発熱患者は必ず検査を実施するなど高齢者施設等での検査の徹底、それからクラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施、こういったことも都道府県等に対して

して改めて要請したところです。

さらにあわせて、国において保健所の業務支援のために、応援派遣する保健師等の専門職、我々IHEATと呼んでいます、それを追加で六百六十名、合計で千二百二十名ですが、それを機動的に現場を支える体制で強化していくと、そういったこともやっております。

そのほか、自治体の営業時間の短縮の要請とか様々な対策を講じているところです。

○梅村聡君 二月、三月のクラスター潰しというのはこれ本当に効果的であつたと思うんです。今ももちろん無駄では決まてないんですけど、やっぱりその重要性が下がつてきてはいると思うんです、その辺りの力の均衡を是非考えていただきたいなというふうに思います。

それから次は、七月、八月にも私の当委員会でお話ししたいいわゆる指定感染症としての扱いをどうするかということで、当時はその指定感染症という扱ひ方を非常に大事にしていこうという考え方があつたので、私とすれば、医療現場のいろんな声とかあるいは実際の早期発見、早期治療を考えれば、指定感染症、来年の一月末、これ本則で一年と決まっていますので、ここで一回終えて、感染症法上の位置付けを決めてやった方がいいんじゃないかというふうに申し上げました。

そのときのテーマもいろいろとお話をしましたら、その後、政令でいい意味で骨抜きにしてくれたと思うんですね、いい意味ですよ。つまり、全員の入院はしなくても大丈夫だと、それから、消毒も今は、ああ、そうですね、電話保健所にしたらそれで終わることが多いですし、そういう意味では、あと疑似症例ですね、これももう届出は要らないんだとか、いい意味で骨抜きだったとは思っています。それから、最終的な形を考えれば、いつか外さざるを得ないというふうに思っています。

田村大臣は、これ、読売テレビの番組の中でおっしゃったんですが、二〇二二年の一月末まで指定感染症を続けると。あつ、考えを示したです

ね、続けるとは言っていない、一月末までとする考えを示したと。その中で、ウイルスの特性はつきり分かつてくるまでは続けるというコメントされているんですけど、これ、どういう特性はつきりすれば外れるのか、ちよつとこれ、お考えを教えてください。

○国務大臣(田村憲久君) 御承知のとおり、感染症、感染力だとか重篤性、こういうものに鑑みて一類から五類という形にして、講ずべき措置というものはそれぞれで決まっています。指定感染症は、言われるとおり、その中でどれを、どの講ずべき措置をどの段階にするかということを選べるわけでありまして、私が言ったのは特性が分かるまでというような意味合いで言ったので、決していつまで延期するなんてことは言っていないということはお理解ください。

その上で、基本的には審議会の方でこれ御議論いただく話なので、それぞれの講ずべき措置を見た上で、ウイルスの特性がどれに当たるかということを判断した上でそれは審議会でご提案をいただいて、最終的に厚生労働大臣として判断をされているということになろうというふうに思っています。

○梅村聡君 済みません、今のは読売新聞の報道を僕は引用しただけなので、おっしゃっていないのかもしれないんですが、一応新聞報道はそうなっています。それから、指定感染症のままじゃなくても、どこかに位置付けた後に例えば政令なんかでこういうことをすればいいんじゃないかと付けていくこともできると私は思っているんですね。だから、ちよつと特性が分かるまで外せないというのは僕はちよつと違うと思つていました、やっぱりそれは医療現場の状況とか社会の状況によって変わつていくんじゃないかなと、そういうふうに思っています。そこも是非考えていただきたいなと思つております。

それで、今回の法案の中身なんですが、十一月二十日の参議院本会議で私、本会議質疑で田村大

臣に質問させていただきました。そのときに、ワクチンが国民が余り打たなくて、まあそんなことない方がいいかとは思っていますけど、大量に余ったときにどうするかという質問をさせていただきました。

そのときの答えは、企業との交渉事項であり、秘密保持契約をしていること等から内容を公開することは差し控えますという、先ほど東委員からも、ちよつとこればかり問題じゃないかという話ありましたけれども、私が聞きたかったのは、その余ったときの海外メーカーとのやり取りではなくて、いわゆる国内の医療機関ですよね、あるいは自治体がある場合もあるかと思いますが、この国内での契約。あるいは、これは新型インフルエンザのときも買い戻すかどうかということで非常にめめた経緯はあるんですけど、ここはどう考えておられるのかということを開きたかったんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 今回のコロナワクチンについては、国が確保した上で、接種を行う医療機関等に無償で供給するというふうに考えています。仮に余った場合、そもそも買い取りを想定しておりませんが、医療機関や自治体に金銭的な負担が生じることはないと考えています。他方で、今回のワクチン、できるだけ円滑なワクチンの流通を実現するために、自治体とか医療機関及び卸売業者の関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステムの構築を取り組んでいます。こうしたシステムの活用によって、ワクチンの効果的、効率的な供給に努めてまいりたいと考えています。

○梅村聡君 よく分かりました。要は、実施主体の市町村やあるいは委託契約を結ぶ医療機関に、それで余ったから金銭的な損害が出るということはないということですね。はい、ありがとうございます。

それでは、もう一つなんですが、今回、海外メーカーからの買取りですね、買取りというか、契約ということ想定していますけれども、本会

議で私、国内企業への開発支援をすべきじゃないかという話もさせていただきました。じゃ、でも、現実的には海外のメーカーがこれ開発をしているわけですから、海外のワクチンメーカーの製造拠点をですね、製造拠点を日本国内に誘致すると、あるいはそれに対するサポートをしていくと、こういう考えはないのかどうか、教えていただきたいと思っています。

○政府参考人(正林督章君) 海外メーカーが開発を進めている新型コロナワクチンについては、海外での製造を予定しているもののほか、海外から技術移管を行い、日本国内において原液を製造する予定のものもあるというふうに承知しています。

厚生労働省としては、今年度第二次補正予算を活用して、海外から技術移管を行ったワクチンの国内での製造等も含めて、ワクチンの大規模生産体制の整備を支援しているところであり、整備した生産体制は今後の感染症流行時にも活用することを視野に入れています。

引き続き、こうした事例も踏まえながら、必要な取組を進めてまいりたいと考えています。

○梅村聡君 製造拠点がどこにあるかということも非常にこれ大事なことで思っていますし、恐らく今回船なのか、飛行機はちよつとないと思うんですけど、そのいろいろリスクもありますから、やっぱりこういう拠点を日本国内に誘致をしていく、このことも是非考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、今回、定期接種ではないんですけども、臨時接種ということで行うわけですが、伺いをしたいと思つています。

先週もこの当委員会が質問が少し出たんですけども、今回、元々定期接種化、HPVワクチンが行われて、接種率が当該学年は七〇%近く行つていたものが今一%未満になつていっていると、これをどう解決していこうかということで、十月九日にこの通知が改正をされました。

その通知が改正された内容は、これもう御案内だと思いますが、一つは、新旧対照比べてみると、その周知方法については個別通知を求めるものではないことと前回は書かれていたわけですね。二十五年には書かれていたんだけど、それがまず消えたということで、個別通知はしても構いませんよということが一つと。それから、積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに、これも消えましてから、積極的な勧奨やつていませんよと言わなくてもいいですよという話なんですね。

ところが、これで今トラブルが起きているかというと、各自治体はいまだに積極的な勧奨は行っていないということをホームページとかいろんなところでまだ残していますから、そこで混乱が起きていると思うんです。

まず確認をしたいことは、今回の通知は、積極的な接種勧奨を差し控えていますと接種対象者に伝えることは不要で、あくまでも積極的な接種勧奨となる行為を差し控えれば今回の通知というものは満たされるんだと、こういう考え方でまずいいのかどうかの確認をしたいと思います。

○政府参考人(正林督章君) 御指摘のとおりだと思います。

今回、十月九日に改正した通知において、医療機関に対して、対象者等が接種のための受診した場合には積極的な勧奨を行っていないことを伝えることについては求めておらず、有効性と安全性等について十分説明した上で、対象者等が接種を希望した場合に接種することを周知することとしております。

○梅村聡君 これは是非、全国の自治体とももう一回確認をしてほしいと思うんですね。というのは、その文字だけが今残っているんですよ、ホームページとか見ますと。例えば某政令市は、現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていませんと書いてあるんです。

どういふことかというたら、書いてもいいんですよ、書いてもいいけど、なぜ定期接種なのかとい

うメリットを書いた上でデメリット書くんやったらいいと思うんですよ。何でもそうですよ。車って何ですかと言われたときに、年間車が原因でこれだけの方が亡くなっていますというのは説明じゃないんです。そうじゃなくて、こういう便利なきがらあつて世の中にも役に立っているけれども、こういう事故とかいうかいろんなことも、デメリットもあるからそれに注意しましょうが公平な記述の仕方であつて、いまだにこのお勧めしていませんという文字だけが先頭に来ているというのは、私はこの通知がきちんと理解されていないことなんじゃないかなと思つていますので、この辺も是非厚生労働省は考えていただきたいと思っています。

それでは、最後の質問になりますけれども、そうしますと、今回、その個別通知はそれぞれの対象の年齢の方、中学生や高校生だと思つていただ、女子の御家庭の、いるうちに送られることとなりますけれども、今回の通知改正で自治体からそれぞれの対象者にどの程度の自治体それぞれが実際にいったのか、あるいは、もしやつていない自治体があれば、それはなぜやつておられないのか。この実態把握を、まだ始まったばかりなので今すぐはできないと思いますが、厚生労働省では非やつていただきたいと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○政府参考人(正林督章君) 個別送付の規定は自治体への技術的助言であるため、定期接種対象者等に対する情報提供資料等の個別送付を行うかどうかは最終的には自治体の判断ではありますが、できるだけ多くの自治体が個別送付を行うことは期待しています。

御指摘の個別送付の実施状況に関する調査の実施については、今後検討してまいりたいと考えています。

○梅村聡君 ワクチン行政というのは本当に難しいものだと思いますし、今回の法改正でも、私の事務所にも、誤解もあれば不安もあるという、いろんなファクスの届いています。

私は何も、とにかく勧めればいいのかやめておいた方がいいとかいうことじゃなくて、こういう難しいものをどう乗り越えていくかということが、これは議会の責任でもあるし、また厚生労働省の皆さんの頑張つていただきたい点でもあると思いますので、そういったことを指摘させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○足立信也君 国民民主党の足立信也です。

質疑をずつと聞いていまして、本会議のときに申し上げましたが、二〇〇九年、一〇年頃は、ワクチンギャップ二十年と、これを何とかしようということをやつたわけですね。その後、あのときは六種類法定化、新たにされたと申し上げましたが、今年の十月にロタが入つたので七種類ですね。質疑を聞いていて、ワクチンギャップ二十年というのむべなるかなという感じを僕は受けましたね。

これ、何が原因かという、やつぱり委員会とか本会議で説明をしてもやつぱり足りないですよね、納得してもらわないと説明にならないですから。やつぱりどうしても受け入れられない方々を始めて、ちよつと説明の機会も含めてやつぱり足りない。何か大分昔に戻つたような感じがしないでもないんですよ、進めてきたのにね。そういう感覚を私はちよつと受けました。

その点については後で質問しますけれども、今はコロナのことですが、今、世界では大体六千万人が感染で、百五十万人が亡くなつていますね。大体四十人に一人ですか。日本は自慢げに、いいんだいいんだと言いますが、東アジア全体から見るとやつぱり結構高い方で、今、約十四万人が感染ですかね、亡くなつた方が二千人と。七十人に一人ですからね。四十人に一人と七十人に一人、そんなに威張れる話かという気が私はしています。

総理も、これコロナとGOTOのことを最初に聞きたいんですが、GOTOキャンペーンが感染

者を増加させたというエビデンスはないと総理は言いましたが、私がずつと気にしているのはこの全ゲノム解析の結果なんですよ。これが大きいと思つていまして、局長は、前回は、今ちょうど調べていると、これ三か月に一回やつていますからね。で、うわさではという話をされていましたが、これ結果いつ出て、今聞いているタイプ、増加のタイプ、どういうタイプなんでしょう。

○政府参考人(正林督章君) 済みません、大分ちよつと通告内容と違うので、タイプまではちよつと……(発言する者あり)済みません、まだ出ていません。

御質問は、いつ調査結果を報告するのかだつたと思いますが、前回の私の答弁で近々と申し上げました。本当に申し訳ありませんが、私はすぐ出るかなと思つて近々と申し上げましたが、もうあと数週間掛かるようです。かなりの数のゲノムの配列を調べているようですので、それなりに時間が掛かっているようです。ただ、できるだけ早く、私からも督促しようと思つていますので、公表できる段階になったらしっかりと公表していただくようにしたいと思つています。

○足立信也君 これ、私がなぜこれを言うかという、もう何度か申し上げたので皆さんもお分かりだと思つていますが、日本で最初の小さな波、武漢タイプから、武漢亜型と言つていますが、この波は一回終息、終わった息、終わる息ですね、なくなつた。その後、三月の終わりから四月、五月、これはヨーロッパ型ですね、解析の結果。これも、終わったとは言わないけど、収まる束ですね、こつちの収束です。で、七月、八月、いわゆるこれ第二波と言われているやつは、解析の結果、東京型ですね。あるいは東京・埼玉型という先生もおっしゃる。それが完全に下がる前に今の波がぐんと来ているわけですよ。

この波が、東京型が再燃しているのか、あるいは六月、ヨーロッパで今猛威を振るっているスペイン型と言われているこのタイプが増えているのか。この差によって、これ、東京型が再燃してい

たら国内で広がっているのは当たり前じゃないですか、移動すればするほど。でも、ヨーロッパ型、スペイン型が増えているんだとしたら海外から来ている、海外との交流ですよ。だから、このタイプがどっちなんだと、増えているの、今。第二波と言われているけど、完全に終わらず、終わらずにそのままこう上がってきたわけですよ。だから、この結果が非常に大事だと。

そこで、Gotoというのは、もし東京型の再燃であるならば、このタイプを全国に広く広めている可能性が高いわけですよ。だから、これが大事だというふうに私は申し上げているんです。

近々と、で、この前、局長が、どうも東京型とタイプは変わっていないようだということを聞いているとおっしゃったので、じゃ、日本国内で広がっているという話だと私は思いますよ。これ、結果出ていないからそれ以上は言いませんけどね。

次に、時間の問題。参考人もおっしゃっていました。海外でも未承認ですね。国内の臨床試験ももちろん必要、ワクチンについて分かっていることが多過ぎる、法案審議が早過ぎるんじゃないか。みんな思っていますよ。でもね、でも、そこでまた見解が違ふところがあるんです。

まずお聞きしたいのは、前回と申しますか新型インフルエンザの大流行のとき、これ海外でのワクチン承認がいつされて、ノバルティスとGSKですね、日本とのワクチン業者との契約はいつ結んで、法律の整備はいつやって、ワクチンの輸入開始はいつやったのか、この時間的経過をもう一回教えてください。

○政府参考人(正林督章君) お答えします。

平成二十一年から平成二十二年の新型インフルエンザA/H1N1大流行のときのいわゆる輸入ワクチンについては、グラクソ・スミスクライン社とノバルティス社のワクチンを輸入したところですよ。

時系列で御質問の点について整理すると、平成二十一年十月六日にGSK社、ノバルティス社と

の間でワクチンの輸入契約が成立しています。十月二十一日にGSK社のワクチンがカナダで承認されています。十一月五日にノバルティス社のワクチンがドイツで承認されています。十一月三十日に健康被害救済特別措置法が成立しています。平成二十二年一月二十日に輸入ワクチンを特例承認し、二月の三日から輸入ワクチンの供給が開始となっています。

○足立信也君 この流れと比べると、前回日本で新型インフルエンザが、まず初発例は五月の末でした。そこから、今の話ですと、十月、十一月の頃に契約と法案審議なんです。まあ五か月。今回のコロナウイルスは、日本で初めて患者さんが出たのは一月ですよ。それからもう十か月たっているわけですよ。だから、今回が急な事態で前回はまだ余裕があったというのは全然逆なんです。そしてまた、海外でも承認はまだされていませんね、三種類とも。承認がされているものを既にもう一つは契約をしたという話が今日午前中もありました。十月の六日、あつ、ごめんなさい、モデルナは十月二十九日に契約ですね。まだ承認もされていないです。

この時間的経過、今振り返ってみると物すごくバランスが悪いんですよ。実際輸入されると思われるのがちょうど十年前と同じ、来年その頃ですよ。丸々一年以上掛けてこうなる。前回は半年です。だから、物すごく時間的に進み方が遅いと逆に私は思っているんです、今回の方が。

そこで、石橋理事からの宿題で、損失補償契約に国会承認という話、これ、ちょっと二つ事実関係間違えているところがあると思うんです。まず、参考人の資料がちよつと間違いがあって、日にちがちよつと違いますし、それからこの法律、あのときの法律は、大臣は正確に答弁午前中されていましたが、予防接種法とそれから新型インフルエンザの健康被害救済のための特別措置法なんです。

このときに議論をして、当然条文に国会承認を前提に書いてあるわけですよ、損失補償契約を結ぶときは。ただ、これ五年の時限制ですよ。今回これをやらなかったのは、もう時限制だから国会承認は必要ないと、必要ないという判断だったのか、それとも、本来は、やっぱり考え方の違いで、国会承認のことをやっぱり条文に書いて、時限的でも構わないけれども、前回のように対処すべきだったんじゃないかと私は思うんですよ。大臣が、そこで、午前中の答弁で、あのときは比較的時間があつたけど、今回は急いで急いでという話をされましたが、さっき私申し上げたように、半年と一年の違いがあるんですよ。十分ある。

そこでお聞きしたいのは、まず一つ、今回、時限措置で、もう国会承認のことは抜けているけど、それは入れようと思わなかったのかというのが一点。それから、実際にあのとき答弁でも、国会承認の際には契約書を開示しますよということと、実際にその前の議論で、損失補償を本当にしないやいけないうときは国会で当然報告する義務があると言われているわけです。承認を受けなきゃいけないと私は思いますけど。二点目は、ごめんなさい、実際に損失補償をするときには国会の承認を得るつもりはあるんですか。

○国務大臣(田村憲久君) 言われますとおり、新型インフルエンザの場合は五年間ということで、言うなれば、いつ起こるか分からない、どれぐらいの量が必要か分からないというような中の債務に対する補償であつたわけでありまして。今回は、まず、もう既に疾病が起こっているということ、それからもう一つは、全国民という形で示しておりますから、一定程度そこは予測ができるということでありまして、それで国会承認というものは必要ではないというような判断をさせていただきました。

その上で、これ、執行するときに国会で報告をするつもりがあるかどうかということですか。承認を得ることはもうありませんが、報告するかどううか。まあ予算執行したときには当然のごとくそれは国会にお示しするという話になるんだと思うんですけれども、改めての報告という形態を取る

のかどうなのかというのは、ちよつとまだこれは検討しております。

○足立信也君 必要じゃないと、一点目の答え、判断された。私は必要だと思ふんです。あのときも、平成二十三年ですから、これ終息して一年以上たつて、その間に東日本大震災ありましたけれども、そのときの過去の経験を振り返って、やっぱり損失補償契約を結ぶときには国会の承認が必要だと我々は判断しました。でも、今の政権は必要ないと判断した。この違いは大きいですよ。そこは、これは意識的に必要ないとしたという答弁だったので、私は絶対に必要だと思ふんです。そこは申し上げておきたいと思ふます。

それから、総理は、これ消費税のことを私聞いたときに、国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡に該当しなければ消費税は課されない、今現在、各関係者と調整中という答弁をされているんです。

この資産の譲渡に該当しなければということなんですよ。私は、流通に関わっている方々も、それから実際にワクチンを接種する医療者、この方々も資産の譲渡だと私は思うんですね。具体的に言うと、そこに、やっぱり接種する人にとってはそれなりの報酬があるだろうし、流通業者にとつては、やっぱり流通していただく、保管も含め、そこは報酬はあるだろうしというふうに通うんですが、これが資産の譲渡に該当しないという、対価がないという可能性を想定されているんですかね。

○国務大臣(田村憲久君) 菅総理の答弁は、国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡に該当しなければ消費税が課されることはありません。これは一般論を申し上げたんだと思います。その上で、具体的な仕組みについて各関係者と調整を進めておりますということでありまして、例えば接種を行うという業務があれば、そこに対価が生じれば、消費税は当然のごとく生じるといふふうに考えております。

○足立信也君 そうなんですよ。当然対価が生じ

るので消費税の問題が出てくるということだろうと思う、当然のことながら。そこを明確に答えられないで今検討中ですというのは、これは国民の皆さんは大きな関心あると思いますよ、業者も、接種者も、そこに消費税掛かるのかよと。こんなことすら解決できていないというのは、それでこの法案審議があるということがまた驚きなんですよ、私としては。

さっき接種費用の話、次、行きますけど。あつ、じゃ、今大臣は、当然対価を払うわけだから消費税は掛かるだろうと。(発言する者あり)ということですから、皆さん。

で、接種費用は国が負担すると、で、市町村が実施するという事になっているわけですけど、先ほどちよつと答弁で、これ、流通の経費、接種費用も全部国が負担するのかなと。となると、流通のところのさっき損失補償の話されていましてけど、流通も全部国が負担するとなると、責任も全部そこは国が見るんですね。そういう意味なんですか、国が責任を取るといえるのは。

これ、実は前回の新型インフルのときに自民党の議員から、その流通のところは全部国が責任取るべきだと言われたんですよ。そこ、そのとおりなんですかね。(発言する者あり)

○委員長(小川克巳君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(小川克巳君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(正林督章君) ワクチンメーカーから医療機関までの流通については、ワクチンの確保主体である国及び国から委託を受けたメーカーや卸売業者が責任を担うこととしており、現在、メーカーや卸売業者と保管、流通の方法について協議を進めております。

また、新型コロナウイルスについては、接種に要する費用について国費により賄うこととしているほか、流通、保管等に必要な費用を含むワクチン確保に要する費用については、本年九月の予算

費により必要な措置を行ったところであります。○足立信也君 国がやります、皆さんただです、物すこく耳にはいいんですけど、じゃ、実際にやる行為者はどうなるのかという話なんですよ、責任の問題も、それに対する報酬の問題も。そこも全部国が見るんですね。(発言する者あり)

○委員長(小川克巳君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(小川克巳君) 起こしてください。

○政府参考人(正林督章君) 繰り返しですけど、ワクチンの確保主体である国及び国から委託を受けたメーカーや卸売業者が責任を担うことになりました。

○足立信也君 費用は国が持つけれども、責任はメーカー、国、卸が担う、そういうことですか。

○政府参考人(正林督章君) そのとおりです。

○足立信也君 おかしいですよ。普通に考えるとおかしいと思いますよ。やっぱり担う方々で分担するような話になってくるのか、国と地方で分けてくるのか、で、そう答えておきながら、最後は卸が見てくれみたいな、流通が見てくれみたいなことを懸念されている与党議員の方も多いですよ。だから、そこは前回は踏んで、こう変えなきゃいけないと思ったことは、やっぱり変わっていないのが残念なんですよ、いろいろ。ああいうふうに言われてきたのにというのがね、私の経験上。そう思います。

またちよつと損失のことにいきますけど、前回は製造上の欠陥あるいは故意によるものは損失補償契約の対象外だと、これはもう国会答弁でも何度も明確に答えているんですが、これも答えられませんか。対象外ですか。

○政府参考人(正林督章君) 具体的な範囲については、企業と交渉中で申し上げることはできませんが、故意に健康被害を生じさせた場合に代表されるような国民の理解が得られ難い損失を補償することは意図しておらず、御指摘、こうしたことも踏まえながら、引き続きしっかりと交渉を行ってまいりたいと考えています。

○足立信也君 ということは、あのときカナダでもありました、ロットの問題で、ちよつと不備があるみたいな、製造上の欠陥という話ですね。こういうのが証明できたら損失補償の対象にはならないですか。

○政府参考人(正林督章君) これ以上のことは、交渉に差し支えますので、お答えすることは差し控えたいと思います。

○足立信也君 前回はそういう欠陥は対象外です、補償の、国のね。それだけは言っておきます。まだ決められていないみたいですけど。

そこで、もう少し進みますと、相手方に重大な契約違反があったときは破棄できる、これは当然だと思います。今回は国産のもの、前回は海外だけでしたけど、今回は国産のもの損失補償の対象になります。そうすると、重大な契約違反があった場合は当然破棄できると思うんですが、想定の問題で申し訳ないですけど、重大な契約違反というのは例えばどういうことなんでしょう。答えられますか。

○政府参考人(正林督章君) 仮定のお話でありますので、また企業と交渉中ですので、お答えすることはできません。

○足立信也君 前回明確に答弁をこの法案の審議のときにしたことが答えられないことが物すこく多いんですよ、今回。それがやっぱり何なんだろうなと思うわけです。

さて、じゃ、予防接種、一つも消化しないで先に行くというのはつらいことがあるんですけども、今回、特例で臨時接種という形になります。が、元々、予防接種法には臨時接種、あるいは特措法上、これインフルの特措法の適用ですけど、特措法には特定接種というのがありますね。どちらもある。なぜこれを取らずに、今回新たな仕組みの特例という形の臨時接種にしたんでしょう。その理由は何でしょう。

○政府参考人(正林督章君) 今回のコロナワクチンについては、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導の下、身近な地域において接種を受

けられる体制を確保する、そうしたことを目指しています。

このため、改正法案においては、予防接種法を改正して臨時接種の特例を創設し、厚生労働大臣の指示を受けて、都道府県知事の協力により市町村、市町村長が予防接種を実施する仕組みを構築するとともに、接種に必要な費用を国が全額負担する、こうした枠組みにするために、今回臨時接種の特例としております。

○足立信也君 予防接種法の臨時接種との違いがよく分からないんですけど、今の説明だと。どこが違うんですか。僕がばつと浮かぶのが、費用負担と、それから健康被害の救済の金額ぐらいなんですが、今の説明だとそれはなかったの。どこが違うんでしょう。

○政府参考人(正林督章君) 現行の臨時接種の規定では、実施類型については、都道府県指示、都道府県の指示の下、都道府県又は市町村が実施するという形と、国の指示の下、都道府県が実施すると、この二類型しかございせん。かつ、実施費用について自治体と国が分担して負担するというふうになっています。

今回特例でやりたいことは、厚生労働大臣が指示をし、市町村が実施主体になる、それから国が全額負担すると。これは現行の臨時接種ではそのような枠組みではないため、特例という形で提出しています。

○足立信也君 大分分かりやすく今なったと思います。

健康被害救済についてはどうですか。

○政府参考人(正林督章君) 予防接種の副反応による健康被害は極めてまれではあるものの避け難いものであることを踏まえ、これまででも予防接種法に基づき、国と自治体の費用負担により、万一の健康被害が生じた場合の救済措置を講じています。

今回の改正案では、新型コロナウイルスの接種によつて健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象とし、御指摘の臨

時接種に準じて高い水準の給付、例えば死亡一時金は四千四百二十万円とか、障害年金一級、月額四十二万一千四百円とか、そうした高い水準の給付を行うこととしています。

費用負担については、特例的に全額国の負担としています。

○足立信也君 大体の内容は分かりました。その決定して実施するところの主体の違いと、予防接種法上の臨時接種に比べると高い方の健康被害救済に合わせると、で、費用は国が全部見ると、それが新たなこの仕組みだと、簡単にまとめるとそういうことだろうと思います。

そこで、今日も何度か出ておりましたが、A類の定期接種、それからB類疾病の中での臨時接種、今回は特例という形にしたんですが、これは、臨時接種を勧奨し、国民は接種の努力義務を負う。この形としては臨時接種と同じと考えてよろしいんでしょうか。もし積極的勧奨と勧奨に違いがあったら、そこも具体的に説明してほしいんですが。

○政府参考人(正林督章君) お答えします。

今回の改正法案において、新型コロナワクチンの予防接種は臨時接種の特例として実施するものであるため、原則として接種の実施主体である自治体が広報活動により接種を勧奨し、接種の対象者が接種を受けるよう努めることとするというふうにしています。その上で、新型コロナウィルス感染症に係るワクチンについては、必要に応じて例外的にこれらの規定を適用しないことを可能としています。

また、積極的勧奨とは、接種勧奨の中でも市町村が住民へ個別に通知することにより勧奨を行うことを意味しております。

○足立信也君 個別に。分かりました。

じゃ、もう一つ。これ、新型コロナウィルス感染症は新型インフルエンザ等特別措置法、特措法の適用でもありますけれども、この優先接種の話です。

あの特措法の中にある特定接種は取らない、そ

の仕組みは取らないと。特定接種というのは、対象者もほぼほぼ書かれていたり、あるいはその別表ですかね、書かれておりますね。つまり、あのときも短期間で相当苦勞して優先接種、順番決めていったんですね。こんなのを、まさに今渦中で優先を決めていくなんてのはやるべきじゃないなというの私の反省です。だから、決まったものを、そこを、若干の変更はいいでしょうが、踏襲していくというのがやっぱり緊急時は非常に大事な姿勢だと私は思っているんです。

そこで、今回は特定接種の枠組みは取らないということとは、そこにある行動計画も取らないということですから、全く新しく、全く新しく優先接種の順位を考えていくという方針なんですか。

○国務大臣(田村憲久君) 言われるとおり、新型インフルエンザ特措法で特定接種というのがございます。それは、特定の業種、こういう者を優先的に打っていくというような話であって、ある意味社会機能をどう維持するかという部分との整合性の中でお決めたことになっていただいたというふうな、そういうところであるわけですが、分科会で特定接種は取らないと、住民の方々を優先するというような形になっております。

しかれば、優先接種の中に、例えば医療関係者というよりかは、今分科会で出ている話は新型コロナウィルスの感染者の方々と接する医療関係者というふうな考え方になっておりますので、特定の業種というわけではないのかも分かりませんが、そういうところに優先的な接種を考えたとして、まだ決めたわけではありませぬけれども、考え方を示しておることでもあります。

これは、新型インフルエンザ対策政府行動計画でありますとかガイドラインにも、特定接種を実施しない場合、医療従事者や重症化するリスクの高い者から接種する等、複数の考え方が示されておるようであります。一方で、そういうことを考えますと、この行動計画における考え方も整合性という意味では一定あるのかなというふうにも

思うわけございまして、そういうようなものをいろいろと参考にさせていただきながらこういう方向をお示しをさせていただいたと。

しかれば、いつ最終的に決まるのかというのは、まだちょっとこれから分科会、審議会等々で御議論いただいて最終的な優先順位というものを決めていくと。これは多分、承認を、薬事承認をするしないのタイミングになってくるのではないのかなと思います。確かなことは言えませぬけれども、これから申請が出てきた中において最終的な判断になってくるというふうに思います。

○足立信也君 ワクチンの保存期間の話が今日ありました。過去の経験で言わせていただくと、まず、輸入して国家検定、検定をしますよね。それから出荷していくわけです。当初は百万。ところが、最終的には三百万ぐらい出荷です。二週間に一回ぐらいやるんですね。三週間かな。

その出荷する前に、今回出荷されるものはこういう方々の接種のためです、優先接種、それを周知するわけです。そうしないと誰に打つていいか分からないということが出て、俺にもやらせろという声が大変多くなつて、だから、今回出荷するものはこういう方々のためのものです、周知に二週間。実際に搬送して、さっきトラックの話がありました。搬送して実際に接種が始まるまでに二週間、計三週間なんです、前回。となると、十日間の有効期間だと間に合わない、超えてしまふ。

今回はこういう短縮の手段があつて、優先接種者を決めるというのはそういうことです。何よりも大事なことは周知です。それを入れるととても十日ではできないんじゃないかというのが経験者としての私の感覚なんです、どこをどれぐらいの期間でそれをやろうと。輸入して、検定して、出荷して、現場に届いて、そして打てるまで、どういう予定なんでしょう。

○政府参考人(正林督章君) 多少誤解があるかと思いますが、十日間というのは、冷凍庫から出したところから十日間ですので、冷凍庫は、何回

か答弁していますが、三千台用意してあちこちに設置しておこうと思っておりますので、そこまで運んでおいて、そこから出した瞬間から十日間ということですよ。

今回はもうできるだけ早く早めに市町村には準備体制を組んでいただいて、事前の準備がしっかりできていればきちんとした接種の体制が組めるのではないかと期待はしています。ただ、それに向けて早く早めに、市町村に対してどういうふうをやつたらいいとか、そのやり方について何らかのまとめたものを御教示したり、あるいは説明会を何度も開催したりとか、丁寧に説明していくと思っております。

○足立信也君 いや、局長も、前回も一緒にやつたのでそこは分かっていると思うんですけどね。つまり、最低のタイムを言うと、周知から始まって、もう輸入、検定は飛ばしてですよ、周知から始まって実際に打てるまでこの前は三週間だのと、それをどれぐらいに短縮しようとしているんですか。三週間だなどと思っているんですか。

○政府参考人(正林督章君) まだ現時点では具体的なイメージまでは持っていないんですが、できるだけ短い期間で、なおかつ、しっかりと周知しておけば対応は可能だと思っておりますので、きちんとした周知をしていこうと思っています。

○足立信也君 なかなか、おとなしい性格だからなかなか意欲的な答えが出てこないのは理解していますから、それはいいとして。

前回、物すごくきつく質問を繰り返して繰り返してやられたのは、アジュバントが入っているじゃないかと、不純物じゃないかと、こんなものが入っているワクチン認められるかと、相当やられました、自民党の方々に。

ちょっと僕もかなり調べたんですけど、よく分からない。今回のファイザー、モデルナ、メッセンジャーRNAですね。これはないかなと思うんですが、あるかもしれない、あるという記述もあるような気がするし。アストラゼネカはウィルスベクターですね。ここ、この三種の中にそのア

ジュバントは添加されているでしょうか、ものはあるのでしょうか。僕はあると思います。

○政府参考人(正林督章君) 今現在もワクチンは開発中であり、企業により公表、アジュバント云々については公表されていないと承知しておりますので、この場でお答えすることは困難です。

ただ、厚生労働省としては、国内外の治験データ等、最新の科学的知見を踏まえてワクチンの有効性、安全性等についてしっかりと確認した上で、承認に至ったワクチンについては、アジュバントの添加の有無も含めて、国民に対して必要な情報提供をしてまいりたいと考えています。

○足立信也君 私にはアジュバントは当然だろうという側面から、効果を高めるために。それで、何でこんな質問をされるんだろうというふうにずっと十年前思っていました。でも、入っていますよ。

それから、この前の参考人も、リコンビナントのものでも間違いなく入っている。これ、作用を増強させるためには当然僕が入っていると思いますよ。

だから、そこは、あのときあれだけ抵抗されたので、それはワクチンとしては効果を増強するためには必要欠くべからざるものであるような説明もやっぱりやっていかないと、同じことを繰り返しますよ。そこはきちっと伝えるべきだと私は思います。

前回、十年前は、結局、国内及び輸入ワクチン、たしか一億二千万回分購入したと思うんですね。で、三月三十一日、二〇一〇年の時点で、四千八百万回分廃棄したんです。思ったより毒性が強くなかったというのがありますし、輸入ワクチンのタイミングがやっぱり一か月ずれたのが非常に大きくて、受験生なんかは必要なときに打てなかったというのが多かったです。

ところが、もう一つ大きな原因は、ワクチンがこれ大事だ大事だといって重複して予約をして、実はやらなかった、キャンセルしたというのが物すごく多かったんです。

今回、国のお金でやるという話ですので、余剰を最小限にするための工夫って何かあるんですか。今の、予約で是非やりたいという話になると、前回のことを考えると、同じようなこと起きますよ。何か所にも予約しておいて、そして、実際これ余り必要なさうだとか、痛いらしいなとかいうことでやめちゃうんですよ。それに対する対策、何か考えていますか。

○政府参考人(正林督章君) 御指摘のように、平成二十一年から二十二年にかけての新型インフルエンザワクチンの接種時は、医療機関での接種の予約のキャンセル、それから需要と供給のミスマッチ、過剰な発注などにより在庫が発生したものと聞いております。

これらを踏まえ、今回は円滑なワクチン流通を実施する、実現するために、自治体、医療機関及び卸売業者の関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステム構築に取り組んでいます。また、同システムに登録された情報を用い、現在どの医療機関が予約受付可能ななどの情報を分かりやすく公開することも検討しています。

こうしたシステムの活用により、ワクチンの効果的、効率的な供給に努めてまいりたいと考えています。

○足立信也君 実際いろんな問題が出て、いろいろというのはかなり起きると思いますし、この前も申し上げたように、東アジアでなぜ少ないかとなると、やっぱり交差免疫の可能性が極めて高い。となると、交差免疫を既に持っている、通常の冬の風邪のコロナウイルスに対する免疫を持っているとなった場合に、一回接種でもかなり効果は得られるんじゃないかと私は思っているもので、そうなる、もう半分余るという話になっていく。

ここは、何よりも大事なのは臨床試験ですよ。治験、治験という言葉は、捉えようによってはどっちのチケンか分からなくなってくるんですが、臨床試験はやっぱり必要で、創薬の段階の一相、二相、三相の試験のやり方と、実際に使う

場合は、どのような患者さん、あるいは年齢、男女、基礎疾患、これは臨床試験で安全性、有効性を確認するという作業が絶対に必要。これはもう大臣も認めていることです。その結果が極めて大事、これをオープンにすることが極めて大事だと思います。

そのときに、前回もそうだったように、一回でもいいいんではないかということが出た場合はちゃんとエビデンスを取らなきゃいけない。もしそうだったなら国民にとっては恩恵ですから。

必ずそういうことをやってもらいたいのと、さつき、卸で流通をやる方も、それから実際に接種する方も、当然対価をもらうとありましたが、これは、この後、実際のその流通に関わる方の対価、それから接種をする人の対価というのはこれから決めていくんですか。どういう、それ審議会ですすけど。(発言する者あり)

○委員長(小川克巳君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(小川克巳君) 速記を起してください。

○政府参考人(正林督章君) 接種の対価については、これから予算措置を講じていきますので我々の方で決めることになりましたが、流通に伴う対価は卸とかその流通の関係者の間で決めることになるかと思えます。

○足立信也君 いや、それはやっぱりちよっとおかしいと思う声も出ていますし、ちよっと時間取ってもいいですから、そこは、ごめんなさいね、これは今突然というのか、さつき対価は当然あるという話だったので聞いたままで、ちよっと時間掛けても結構ですから。止めていただければと思います。

○政府参考人(正林督章君) 失礼しました。

今、卸の間でと申し上げましたが、それは間違いで、卸とメーカーとの間での……(発言する者あり)

○委員長(小川克巳君) 速記を止めてください。

(速記中止)
○委員長(小川克巳君) 速記を起してください。

○政府参考人(正林督章君) 失礼しました。全体の費用の中で、卸とメーカーとの間で、国民の関係が決まっていくものだというふうに承知しています。

○足立信也君 国が買い取ってそれを実際の接種する場所へ流通させる、その間に流通に関わるその対価はやっぱり国でしょう。(発言する者あり)

○委員長(小川克巳君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(小川克巳君) 速記を起してください。

○国務大臣(田村憲久君) 国は要するにメーカーと契約をいたします。メーカーはその中に流通費も含めて契約するわけで、メーカーが卸と契約する中に、卸の方は利幅も含めて契約をするわけでありまして、そういう形の中で全体が動いていくという、こういうような形であります。

○足立信也君 局長が答えられたように、実際の接種に関してはこれは国の話で、厚生労働省で決めていく、いいですね。はい、うなずいておられるので、そういう整理ですね。

では、残りの時間ちよっと。

今回、自己負担がないというのは実際の国民の側から見ると非常にいいことなんです。ただ、PCR検査にしても自己負担はない、行政検査だけれども、保険の方から、保険適用だということで保険料から出してもらう、こういうことが起きているわけですね。今回も自己負担がないということは、やっぱり保険の方から拠出はできない、保険診療ではないということがあるわけ。

私も、国会議員になつて最初の頃から予防医療を何とか保険でできるようにならないかなという思いが強くなったもので、そういうことを入れられるとしたらこれは保険適用で保険料の方からの拠出という可能性もあるし、となると、予防医療をきちんとやっていた人が実際に病気になる場

合と何もやらなかった人が病気になる場合のその診療報酬というものを考えるということも一緒にやってやるべきことだと私は思っているんですよ。広い意味で妊産性の保つために凍結をするとかですね、精子、卵子、これも予防医療の中であるし、これを保険適用しようという声もあるようだし。

となると、予防医療全体を入れ込んで診療報酬の体系をちよつと考え直すということもこの国にとつては必要なことなんではなからうかと私は思うので、これはもう決定事項なんか言う必要ないですから、大臣の、その点に関してどう思われるか。

○国務大臣(田村憲久君) なかなか難しいお話でございまして、予防、本来は治療するものを保険適用の中で診療報酬払うという話ではありますが、昔と比べると大分そこは曖昧というか、フレキシブルになりつつあるのかも分かりません。

ただ、一方で、大々的かというと、正面切つて予防を入れるという話になると、それはいろんな予防の概念がございまして、どこまで保険に入れるのだという話になってくるというふうに思います。

ですから、より効果のあるものの中において、具体的なものをどう保険の中で、予防ではないんですけれども、治療の一環として認めていくかという中において、予防的なものを今含めつつあるという状況だというふうに私は認識しております。

○足立信也君 田村大臣の間に是非議論をしたいなと、そういうふうに思います。

最後に、今日、GOTOのエビデンスというところからスタートして、最後もGOTOに行きたいんですけどね。

このGOTOキャンペーンを続けるかやめるかという議論は、感染者数を更に増やすか、そうしないベースかという議論であつて、感染者数を減らす議論じゃないんですよ。だから、私にとつては感染者数をいかに減らすかの議論の方が

大事であつて、やるやらないというのは何かちよつと本質的ではないんじゃないかと私は思っているんですよ。

そうすると、これ、治療薬の件、ワクチンの件も、やつぱりいかに重症者、死亡者を少なくするかという理屈になっていくわけじゃないですか。となると、今起きているのは、病院や高齢者施設での感染がやつぱり大きくて、そこは重症者、あるいは死亡しやすいわけですね。となると、そこで起きやすいということは、そこにいる従業員、従業員の方々が感染してないということが何よりも大事なんですよ。

だから、前から言っているように、そういう施設、リスクの高いと思われる人が入るような施設の職員は定期的にこのPCRあるいは抗原定量検査かをしていかないと、そこに安心がないうけですよ。このことこそ感染者数を減らす方策ですよ。増やすか維持かじゃなくて、減らすためにはそれしかないと思いますよ。実は、そういうことも含めたインフルエンザ特措法の改正案を、多分明日にでも、立憲民主党と国民民主党と共同で提出します。

定期的なそういう施設の検査を入れる、これをやらないと、感染者数を減らす手段というのが、残念ながら今、今のところ具体的なことはないですね。これが一月からもう十一月もたった現状で、私は極めて残念なことだと思っていることを最後に申し上げて、質問を終わります。

○倉林明子君 お疲れさまです。日本共産党の倉林です。

北海道の状況、医療提供体制が大変なことになってきているということで、今日お昼のニュースでも北海道医師会の会長がコメントしているのをちよつと、ちよつとだけ見たんですけれども、病院のクラスターが連続的に起こっていると。札幌、旭川と。

旭川のリハビリを担っていた病院で発生した大規模クラスター、これ更に広がっているということとで聞いているんだけど、十一月二十六日の

時点で入院患者の四割、全フロアから感染者出ています。さらに、職員の二割、五十人が職場離脱せざるを得ないと、感染で。これね、崩壊寸前だと思ふんですね。コロナ受け入れる市内の基幹病院でも、旭川、クラスターということですから、これは本当にどうしようもなくなつてきつつあるなど。地域医療の崩壊という現実が起こり始めているんだという物すごい危機感ですよ。で、北海道だけのことじゃないという危機意識は一定共有できると思うんですよ。

改めて、十一月に入つて以降、全国の医療機関や高齢者施設でどのぐらいクラスター発生しているのか。前と比べたら急増傾向向かないと思つていますが、数で押さえておきたい。

○政府参考人(正林督章君) 厚生労働省では、自治体のプレスリリース等を基に、同一の場で二名以上の感染者が出たと報道されている事案の件数を集計しています。

このうち、昨日十一月三十日時点で十一月中に新たに発生したと報道されている集団感染の事案の件数は六百七十七件であり、うち医療施設で発生したと報道されている事案の件数は九十二件、高齢者福祉施設で発生したと報道されている事案の件数は百二十件となっております。

○倉林明子君 これが本当に危機的な状況を加速させるという現状になっていきます。

医療従事者の声を聞いてくださいというハッシュタグを付けて、今そこにかくさん現場の声、集中されています。是非御覧になっていただければと思いますけれども、そうした中で、年内いっぱいには医療従事者の誇りと責任を胸に命を懸けて頑張ると、しかし、今の国の施策が続く限り医療は壊滅的になり、コロナの急拡大はもとより、コロナ以外の病気の診療、治療、手術、あるいは交通事故対応も早晩できなくなる、私たちにも大切な家族が存在する、経済との両立を進めるべきとの意見がいまだある以上、退職する以外に選択肢はないと、こういう絶望的な声ですよ。極めて苦悩のレベルというのはもう限界に来ているとい

うふうにさえて聞いて思いました。

それで、脇田参考人とのやり取りの中で、GOTOトラベル自身が感染を拡大したというエビデンスはないにしても、やはりこの状況になりますと、感染拡大地域とそうでない地域との間の移動、これ自粛進めていただきたいと、政府の対応をもつと踏み込んでほしいと、これ明確な御発言だったと思います。

私、やつぱり全国一律の今のGOTOキャンペーンという移動を後押しする、こういうことについてはやつぱり一旦中止ということであるべきだし、経済の問題との両立が盛んに言われるけれども、やつぱり休業と補償、で、自粛をと、これ一体で進めるといふ時期なんだということを強調したいと思うんですよ。

そこで、分科会がですよ、政府の分科会が踏み込んで求めている具体的な提案ありますね。関西圏、首都圏、中部圏、ここについて、やつぱりGOTOキャンペーン即刻中断の決断を私はすべきだと思ふ。厚労大臣、いかがです。

○国務大臣(田村憲久君) 脇田所長もおっしゃっているんですが、感染拡大地域における人の移動、こういうものに関しては控えるべきだと、こういう話でありました。今委員がおっしゃられたとおりであります。具体的に言う、分科会の方からいただいているのは第三ステージ相当という話でありまして、第三ステージ相当という意味では、本来は都道府県なんです、都市においても第三ステージ相当であればそれは控えるべきという話になっております。

そこで、北海道、札幌に関しては、そのような形で知事さんと話合いをする中で、もちろん札幌市の市長さんの中には御議論をされていた、だいたいいるんだと思いますけれども……(発言する者あり)いえ、ですから、それは発も着もGOTOトラベルというものに対して御遠慮いただくというようなことをお願いし、そして大阪市も同じ状況になつてまいりました。

そういう意味からすると、今度、関東といいま

すか東京というか、あとは名古屋なんですかね、具体的に名前が出てくるのは、というところに関しては、第三ステージ相当なのかどうなのかというのは、これはそれぞれ自治体と議論をする中で最終的にどのような判断、決定になっていくかという事になってくるわけでありまして、そういう話になれば、言うなればGOTOに関しても見直しという事はあり得ると思いますが、その判断は、話合いの中でどういう状況かということ議論をしているわけでありまして、少なくとも分科会からいただいたその御提言というもののひとつとして我々は肅々と検討をしているということ御理解いただければ有り難いと思います。

○倉林明子君 ちよっと御理解できないね。

行動規制、行動制限掛けて、その結果が出るのは二週間後ということになるんですね。これ、判断遅ければ遅れるほど、要は減るという展望が持てないんですね。現場だって。医療が正月、一体どんなことになっているのかと。今回の波の出方というのは高齢者も多くて、軽症や中等症や言うても手が掛かるという患者が増えてるし、現場の疲弊感というのは二波、最初の波のときよりも本当に重たくなっているというのを現場から聞いている声だし、重症者長期化しているという特徴があるのもそうだし、日本医師会の会長も想定できなかった重症者の増え方だということもおっしゃっていると思うんですね。

だから、行動規制ですよね。接触を防ぐということに対して後押しをするような政策をやめるというメッセージは、現場で働いている人たちに働き続けられるかどうかという強いメッセージにもなるということを強調したいと思うんですね。

医療提供体制に危機感を感じて、日本難病・疾病団体協議会、全国がん患者団体連合会、緊急要望も出ています。要は、コロナの病床確保をすることによって、他の治療のために確保している病床を縮小あるいは畳むしかないということが現実について起きているからこういう要望出ているんですね。

医療提供体制を維持するためにも、GOTOキャンペーンというのは政府はやっぱ一回旗下ろしましたと明確に今言うてくれと。もう一回。○国務大臣(田村憲久君) おっしゃられるとおり、医療提供体制が重症者患者が増加する中で大変逼迫しているというのは我々も十分に認識いたしておりまして、昨日も東京都知事さん、厚生労働大臣のところにお越しをいただきまして、今の状況をいろいろとお聞かせをいただきました。最大限マンパワー、専門医も含めて、また看護師等々も含めて対応、派遣という形で対応してまいりたいと思いますし、専門家という意味からすれば今一千二百名ほど確保ができておりますので、そういうものも含めて保健所等の対応もしてまいりたいと思っています。

GOTOというよりかは、これはまさに分科会でも我々提言いただいてありますが、GOTOトラベルというよりは、GOTOオートだとかいようなものがあります。それに対していろいろ対応を今それぞれ都道府県やっていたいておりまして、何よりも、東京もそうなんです、一番やつぱり感染のクラスターが起こっている幾つかある中の一つは、それはやはり接待を伴う飲食であつたりだとか、大きな声で飛沫を飛ばしながら対応するような夜のお店、そういうところに関してやつぱり時間制限を掛けていただいて、そういう感染リスクというものを減らしていただく。そういうようないろいろな対応をする中において、感染拡大を防ぎながら、医療提供体制の方は厚生労働省もしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○倉林明子君 いや、今働いている人が離脱するような事態をいかに止めるかと、それに対してメッセージが大事なんだと。行け言うてるのか、動け言うてるのか、動くなと言うてるのか伝わっていませんから、国民にもね。そこはしっかり受け止めて、決断を改めて求めておきたいと思っています。

で、法案です。

片山参考人が、コロナのワクチンについて、今の開発中のコロナのワクチンについて分かっていることという整理をしていただきました。一つは重症化阻止効果、二つが効果の持続期間、そして三つ目に十二歳以下の低年齢層の安全性、四つ目、副反応ということでした。

これ、いずれも、接種するかどうかと国民が判断する上で大変欠かせない情報ではないかというふうにお聞きもいたしました。厚労省の見解はどうですか。

○政府参考人(鎌田光明君) お尋ねの現在開発中の新型コロナワクチンについてでございますが、各社がそれぞれどんな治験の設計をしているのかですとか、あるいは途中段階の解析結果を公表しているということとは存じ上げておりますが、まだ申請もなされておられませんので、個別企業の開発中のワクチンに関する評価、見解につきましては従来から答弁を差し控えているところでございます。

○倉林明子君 答弁が差し控えるということが本当に多くなっている、国会の機能という点でも非常に懸念しております。

片山先生のお話ですと、最も懸念されている副反応について、今までも人体に接種されたことがないタイプのワクチンであることということで、開発から期間も短いので長期の検証はできていないと。これ、当然のことだと思います。理想的にはとおっしゃった上で、第三相試験を最後まで成立させて導入するのが本当のワクチンの導入方法だと。なるほどと思いました。

そこで、国民に対して接種勧奨と努力義務を課すということに、法律の立て付けになっておりますが、この規定について、政令で適用しないことができるというふうにされております。そして、大臣は衆議院の質疑で具体的なケースということ答弁されていて、一つが、有効性の程度が限定的など、有効性と安全性の比較考量を個人が慎重に行うような必要がある、行う必要があるような場合というのの一つ、もう一つは発症予防に年齢

差がある場合というふう具体的に挙げておられます。

そこで、海外の治験の対象には、先ほど議論ありましたが、低年齢層、妊婦は含まれておりません。そして、長期間の副反応がどう出るかというのは現時点では分かりません。それであるならば、最初から接種勧奨と努力義務ということになじむのだろうかという疑問が率直に湧いてまいります。ワクチンの安全性が明らかになるまでというのは、やつぱり政令で適用除外、外すということできるわけなので、その確保して、それから接種するところまで一定期間掛かることになるだろうと思うんだけど、情報も明らかにしてくる部分あるだろうと思うんだけど、こういうものがある以上、政令で適用除外、こういう判断あるんじゃないかと思います。どうですか。

○国務大臣(田村憲久君) 予防接種法の中において臨時接種の特例という形にしているわけであつて、その中でこれは接種勧奨と努力義務をお願いしているという形に、立て付けになっております。

これは、どういうワクチンがこれから承認申請してくるか分かりません。その承認申請してきたワクチンに対して安全性、有効性を十分にこれを判断した上で、その上で、そのデータ等々、臨床試験のいろんなデータを見た上で、最終的には、いつも言っておりますけれども、実例が少ないので、情報量が、仮に安全性に対する情報量が制約があつたりだとか、それから、接種は開始したにしても、したにしてもですよ、結果的に懸念を評価するようなそういうような情報があつた場合には、これは、有効性、安全性は一定程度これは薬事承認で認められていますけれども、しかし、比較考量した場合、これ十分にメリット、有効性というものがデメリットに対して十分にこれが認められないという話であればこれは例外的に外すという話でありますから、具体的にはこれからいろいろ

その中において日本がこれを国民分確保するという契約の中で結ばれておるものでございますので、一定程度、それぞれの企業が競争上制約が掛かるような情報に対して開示をするということは、ある意味企業にとってはマイナス、競争上マイナスということがあるので、今回このような形で機密保持契約を基に日本国民分の確保、ワクチンの量を確保するというところで、数社と国との間でいろんな対応を、あつ、ごめんなさい、二十三年は予防接種法でございました。済みません、新型コロナウイルスエンザ特措法じゃありません。訂正いたします。

いずれにいたしましても、そういうことでございますので、是非とも御理解をいただければというふうに思います。

○倉林明子君 ワクチン行政の歴史というのは、やっぱり国民がよくその安全性と有効性、そして危険性、これしつかり見極めて選択できるようにしてきた、進んできたという歴史の中には、やっぱりワクチン禍というのがあったんですよ。

だから、信頼できるためには情報の徹底開示、国民の理解促進、これ必要なんです。秘密契約をもつてして国民に説明できない、こういうことでは私は逆にワクチン接種進まないことにつながりかねないと警告して、終わります。

○委員長（小川克巳君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（小川克巳君） 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、自見君から発言を求められておりますので、これを許します。自見はなこ君。

○自見はなこ君 私は、ただいま可決されました

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種の判断は国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。また、ワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱いは決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。加えて、これらの周知を行うに当たっては、ホームページ、SNSその他の各種ネットサービス等の様々な媒体を活用し、国民がそれらの情報に容易にアクセスできる環境整備に努めること。

二、新しい技術を活用した新型コロナウイルスワクチンの承認審査に当たっては、その使用実績が乏しく、安全性及び有効性等についての情報量に制約があることから、国内外の治験結果等を踏まえ、慎重に行うこと。

三、新型コロナウイルスワクチンに関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査報告書については承認後速やかに公表するとともに、ワクチン承認の可否が判断される薬事・食品衛生審議会に係る議事録について、可能な限り早急に公表すること。

四、新型コロナウイルスワクチンによる副反応を疑う事象について、広く相談窓口を設置

し、国民に周知すること。また、海外における情報も含め、医療機関や製造販売業者等から迅速に情報を収集・把握し、情報公開を徹底するとともに、健康被害が拡大することのないよう、的確に対応すること。さらに、PMDAにおける副反応疑い報告の収集・分析能力を強化するため、関係部署における体制強化等を図ること。

五、新型コロナウイルスワクチンには、新しい技術を活用したワクチンが含まれることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速・円滑な運用に努めるなどの確に対応すること。

六、新型コロナウイルスワクチン確保のために製造販売業者等と損失補償契約を締結するに当たっては、損失補償を行わなければならない事態が発生した場合に、それが最終的に国民の負担となることを踏まえ、真に国が補償することが必要な損失として国民の理解が得られるものとなるように、製造販売業者等との交渉を行うこと。

七、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の選定及び優先順位の決定に当たっては、科学的根拠に基づいて行うとともに、その理由を国民に丁寧に説明すること。

八、新型コロナウイルスワクチン接種については、大規模に実施されることとなるため、実施主体となる市町村長が円滑に接種事業を行えるように、ワクチンの流通を含む接種体制の整備や実施方法の策定などについて、国が積極的な支援を行うこと。また、各都道府県・市町村における高齢者割合や人口分布等にそれぞれ違いがあることを踏まえ、都道府県、市町村、医療機関等が地域の実情に応じた体制を構築できるよう、実施体制の整備に係る分かりやすいガイドラインを示すとともに、国庫補助の運用について関係者の意見を聴取しつつ適切に対応すること。

九、新型コロナウイルス感染症の流行地域では、医療機関や保健所等の業務が逼迫することとも想定されることから、そのような状況においても予防接種が適切かつ円滑に実施されるよう、各市町村・都道府県をまたいだ広域的な支援体制の構築を進めること。

十、未知の感染症に対するワクチンの開発は、国民の生命の安全及び健康の確保という観点のみならず、危機管理の観点からも極めて重要であることから、産官学医が一体となつて、国内におけるワクチンの研究開発能力及び供給能力の強化に取り組むこと。また、次期予防接種基本計画の策定に当たっては、これらの観点も踏まえた検討を行うこと。

十一、海外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等に鑑み、水際対策を徹底するため、人員や検査機材の確保など検疫所の体制強化等に取り組むこと。あわせて、国際的な人の往来再開に向けては、デジタル技術の活用も含めた公衆衛生業務の更なる効率化を図りつつ、入国後の健康フォローアップ等の取組を強化すること。

十二、新型コロナウイルス感染症に関する国民への広報やリスクコミュニケーションについて、担当する組織の在り方も含め、検討すること。

十三、新型コロナウイルス感染症に関わる情報公表の在り方について、個人に関する情報の取扱いを含め、今後、専門家や関係者の意見を聴いて具体的に検討し、関係者の理解を求めること。

十四、新型コロナウイルス感染症に関し、緊急性や注目度の高い事例が発生したときは、特に国と当該地方自治体との情報共有及び情報発信に向けた緊密な連携が重要であることに鑑み、国及び地方自治体の間や、国及び医師会等の医療関係団体間で迅速に情報共有が図られるよう、あらかじめ発生時の対応や連絡窓口等を確認するとともに、情報交換窓口

する請願(第三四〇号) 一、医療・介護の負担増の中止に関する請願(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号) 二、七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号) 一、お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願(第四〇一号)(第四〇二号)(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号) 一、現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願(第四一四号)(第四一五号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号) 一、医療・介護制度の拡充に関する請願(第四二〇号) 一、若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願(第四二二号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第四三九号) 第三三〇号 令和二年十一月十三日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 名古屋市長井克明 外九百九十五名 紹介議員 田島麻衣子君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。 第二三二一号 令和二年十一月十三日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 東京都板橋区 曾根貴子 外千百名	紹介議員 福島みずほ君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。 第二三二二号 令和二年十一月十三日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 新潟市 谷田部雄二 外七百九十六名 紹介議員 森 ゆうこ君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。 第二三二三号 令和二年十一月十三日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 長野県安曇野市 市川誠 外三千五百九十九名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。 第二三三四号 令和二年十一月十三日受理 社会保障制度改革に関する請願 請願者 大分市 松本雅義 外千五百九十八名 紹介議員 衛藤 晟一君 この請願の趣旨は、第一九号と同じである。 第二三三五号 令和二年十一月十三日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 岩手県盛岡市 工藤敏 外八百九十八名 紹介議員 木戸口英司君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。 第二三三六号 令和二年十一月十三日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 福岡県遠賀郡水巻町 諏訪田由起子 外九百九十八名 紹介議員 野田 国義君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第二三七号 令和二年十一月十三日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 新潟市 小川淳子 外七百四十九名 紹介議員 森 ゆうこ君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。 第二三八号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 東京都葛飾区 松本道子 外九百九十九名 紹介議員 木戸口英司君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二三九号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 札幌市 鈴木祥乃 外千十六名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四〇号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 北海道江別市 池田奈津子 外千十六名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四一号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 岩手県奥州市 熊谷幸夏 外千十六名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四二号 令和二年十一月十三日受理	コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 栃木県足利市 林始子 外千十六名 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四三号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 福井県敦賀市 前川圭子 外千十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四四号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 兵庫県明石市 廣田弘子 外千十六名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四五号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 大阪府泉南郡熊取町 井上紗代 外千二十八名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四六号 令和二年十一月十三日受理 コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求めることに関する請願 請願者 東京都中野区 渋谷順子 外千十六名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。 第二四七号 令和二年十一月十三日受理
--	---	--	--

コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求める
ことに関する請願

請願者 東京都八王子市 岡田靖子 外千
十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二四八号 令和二年十一月十三日受理

コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求める
ことに関する請願

請願者 岩手県盛岡市 仲谷キヌ子 外千
十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二四九号 令和二年十一月十三日受理

コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求める
ことに関する請願

請願者 奈良市 中村ハツ子 外千十六名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二五〇号 令和二年十一月十三日受理

コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求める
ことに関する請願

請願者 高知市 曾根匡代 外千十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二五一号 令和二年十一月十三日受理

コロナ禍から命と暮らしを守る年金支給を求める
ことに関する請願

請願者 埼玉県草加市 飛田由美子 外千
十六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二五二号 令和二年十一月十三日受理
がんの治療と就労の両立に関する請願
請願者 神戸市 小林訓子

紹介議員 水岡 俊一君

以前は不治の病とまで言われたがんであるが、医療の進歩により今では長期生存や治癒が可能となり、治療をしながら仕事を続けるということが特別ではなくなってきた。しかし、仕事と治療の両立は簡単ではない。大企業では就業規則で整備されているところもあるが、中小企業においては前例がないことも多く、がん患者と会社で交渉していかないといけないのが実情である。そのため、がんと診断されると退職する患者が多い。また、就労を続けるために、がんであることを職場に隠して孤軍奮闘している患者も多くなる。職場の就業規則に沿って、がんの治療をするためには退職せざるを得なくなる場合、それを覆すには大変な努力を使う。育児・介護休業法のような法制度があれば、安心して働きながら治療に向き合える。働くことは経済的な面や、生きがい、社会との接点という面からも重要である。仕事と治療のバランスは人によって異なり、「働くことが生きがい」「社会や職場で自分が必要とされている」という充実感は、何よりの特効薬である。がんの治療は非常に長期にわたり、多額の費用が掛かる。先の見えない治療と日常生活を、患者はがんと二人三脚で歩んでいかなければならない。長い期間を治療だけと向き合って過ごしていたら、生きる意義を見失ってしまう。あと数年で、八人に一人が乳がんに罹患する時代がやってくると言われている。人はいつか亡くなる。就労は、自分らしい自分を残す大切な作業であり、がんになったからといってそのチャンスを手放すことはない。がんの治療と就労の両立において、一刻も早い法の整備を求める。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、育児・介護休業法のように、がんの治療をしなければいけない労働者が円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるように支援する制度を整備すること。

二、労働時間を柔軟にし、休暇を取りやすくすること。

三、がんの治療を理由とした解雇、降格、減給、その他の労働者に不利益な取扱いをしてはならないと規定すること。

四、所定外や時間外労働の制限、転勤への配慮を行うこと。

五、労働者が希望すれば、産業医・主治医で連携し、安心して働ける環境を整備すること。

第二五三号 令和二年十一月十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛知県小牧市 稲垣由理 外千百
三十名

紹介議員 伊藤 孝恵君

我が国では腎疾患（腎臓病）患者は千三百万人を超えると言われている。腎臓病は、沈黙の病とも言われ、早期発見が大変難しい病気であり、一旦発症すると、長期にわたり根気強い治療が必要となる。また、腎臓病は重症化しやすく、末期腎不全まで至ると、生命を維持するために人工透析治療を続けるか腎臓移植をするしか方法はない。そのような腎臓病患者を一人でも少なくし国民が健康な毎日を送るためには、腎臓病を発症してからの対策、医療ではなく、発症を予防するための施策が重要である。また、腎臓病を発症したとしても医療と施策によりその重症化をどめることが必要である。近年、糖尿病の合併症として腎不全を発症する患者が増加しているが、腎臓病はもともと、糖尿病も決して生活習慣だから発症する病気ではない。発症の原因を患者個人の責任にするだけでは腎臓病患者はなくなるらない。広く国民的課題として国を挙げた取組が必要である。また、腎臓病患者の高齢化が著しく、通院を始め療

腎疾患総合対策が確立し、国民が腎疾患から守られる日が早く達成されるよう求める。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、腎臓病の早期発見と重症化予防に向けた総合的な対策が進むように努めること。

二、腎臓病患者が必要な介護支援を受けられる介護保険制度になるよう検討すること。

三、透析患者で通院困難な患者の通院を保障する体制と必要なときに入所・入居できる施設を公的に整備するように努めること。

四、広域で大災害が発生しても人工透析治療を受けることができるよう、国、地方自治体が連携した災害対策への取組に努めること。

五、腎移植の推進及び再生医療の研究が進むように努めること。

第二五四号 令和二年十一月十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 山形市 志田晃一 外千百六十六
名

紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第二五五号 令和二年十一月十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都府中市 宮本義信 外九百
九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第二五六号 令和二年十一月十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 仙台市 西岡節子 外千七百二十
三名

紹介議員 石垣のりこ君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第二五七号 令和二年十一月十三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日 【参議院】

請願者 長野県上田市 小林幸男 外二千三十三名 紹介議員 羽田雄一郎君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二六三号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 山口県下関市 森哲治 外九百二十八名 紹介議員 江島 潔君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。 第二六九号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 埼玉県草加市 富岡優美子 外二千五百四十四名 紹介議員 古川 俊治君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	紹介議員 ながえ孝子君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。 第二七五号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 大阪市 横山武司 外四千八百八十五名 紹介議員 東 徹君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二五八号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 宮崎県延岡市 甲斐寿夫 外千三百六十九名 紹介議員 福島みずほ君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二六四号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 茨城県ひたちなか市 柳沼昭吉 外千二百一十一名 紹介議員 岡田 広君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二七〇号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 宮崎市 江藤津弥子 外千三百八十九名 紹介議員 松下 新平君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二八〇号 令和二年十一月十六日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 名古屋市中川武夫 外千名 紹介議員 田島麻衣子君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第二五九号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 兵庫県養父市 田中清恵 外二千五百二十九名 紹介議員 水岡 俊一君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二六五号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 茨城県那珂市 関郁夫 外千二百一十九名 紹介議員 上月 良祐君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二七一号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 福井県坂井市 吉村勝美 外三千五百三十七名 紹介議員 山谷えり子君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二八一号 令和二年十一月十六日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 愛知県豊田市 日比野武 外四百二十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第二六〇号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 新潟県三条市 横山幸男 外千二百八十四名 紹介議員 森 ゆうこ君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二六六号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 栃木県宇都宮市 大窪一郎 外千六百四十六名 紹介議員 高橋 克法君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二七二号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 岐阜県美濃加茂市 大矢正明 外五千五百八名 紹介議員 渡辺 猛之君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二八二号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 岐阜県土岐市 安藤明美 外四千九百八十七名 紹介議員 大野 泰正君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二六一号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 岡山県倉敷市 石井正昭 外千九百九十八名 紹介議員 石井 正弘君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二六七号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 福井県勝山市 竹原範夫 外三千六百十七名 紹介議員 滝波 宏文君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二七三号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 浜松市 西尾縫子 外千五百三三名 紹介議員 平山佐知子君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二八三号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 愛知県刈谷市 花井潔光 外千六百七十九名 紹介議員 酒井 庸行君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二六二号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 東京都大田区 上野茂 外千九百七十四名 紹介議員 石田 昌宏君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二六八号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 群馬県太田市 池田元希 外千四百四名 紹介議員 羽生田 俊君	第二七四号 令和二年十一月十三日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 愛媛県松山市 亀井恭子 外八百六十名	第二八四号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 和歌山県田辺市 藪中隆 外千二

百四十九名 紹介議員 鶴保 庸介君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 神戸市 中木村功 外二千五百二十九名 紹介議員 片山 大介君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三〇四号 令和二年十一月十七日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに に関する請願 請願者 静岡県賀茂郡東伊豆町 山田ちづる 外四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	請願者 奈良県桜井市 松本修 外二千八百二十名 紹介議員 堀井 巖君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二八五号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 群馬県伊勢崎市 渡辺眞一 外九百五十三名 紹介議員 中曽根弘文君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二九一号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 富山県滑川市 金川一志 外千八百六十三名 紹介議員 柴田 巧君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三〇五号 令和二年十一月十七日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 愛知県稲沢市 丹羽佐俊 外三百九十九名 紹介議員 田島麻衣子君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第三一〇号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 福島市 徳莉正夫 外四百四十名 紹介議員 増子 輝彦君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二八六号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 宮崎県えびの市 井上宣代 外千三百七十九名 紹介議員 長峯 誠君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二九二号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 群馬県高崎市 関口美恵子 外九百五十二名 紹介議員 清水 真人君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三〇六号 令和二年十一月十七日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 大分市 中島知美 外九百九十四名 紹介議員 足立 信也君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第三一二号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 富山県射水市 松井千鶴子 外千八百六十三名 紹介議員 山田 俊男君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二八七号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 鳥取県倉吉市 難波孝幸 外千八十三名 紹介議員 舞立 昇治君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二九三号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 神戸市 吉川博 外二千五百二十九名 紹介議員 室井 邦彦君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三〇七号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 神奈川県小田原市 鈴木健 外千九百九十四名 紹介議員 島村 大君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三一三号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 新潟市 野口武実 外千三百二十名 紹介議員 打越さく良君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二八八号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 香川県高松市 高尾育美 外千五百十九名 紹介議員 三宅 伸吾君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第二九四号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 広島市 岩井武憲 外千三百六名 紹介議員 柳田 稔君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三〇八号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 熊本市 道守隆文 外二千三十二名 紹介議員 馬場 成志君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三一四号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 茨城県かすみがうら市 大塚敏子 外百二十九名 紹介議員 郡司 彰君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第二八九号 令和二年十一月十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 福島県東白川郡棚倉町 佐藤政文 外四百三十八名 紹介議員 森 まさこ君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三〇三号 令和二年十一月十七日受理 社会保障制度改革に関する請願 請願者 大分県別府市 畔繁雄 外三千二百十九名 紹介議員 安達 澄君 この請願の趣旨は、第一九号と同じである。	第三〇九号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願	第三一五号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
第二九〇号 令和二年十一月十六日受理			

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日 【参議院】

請願者 山梨県甲府市 山本修 外二千二百七十四名 紹介議員 宮沢 由佳君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三三号 令和二年十一月十八日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 横浜市 金子徹 外六百六名 紹介議員 真山 勇一君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。 第三三九号 令和二年十一月十八日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 大阪市 山岸司郎 外四千八百七十六名 紹介議員 浅田 均君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三八五号 令和二年十一月十九日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 茨城県常総市 星野智之 外九百九十八名 紹介議員 横沢 高德君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第三一六号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 福岡県久留米市 牛嶋英徳 外三千四百九十三名 紹介議員 河野 義博君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三四号 令和二年十一月十八日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 北九州市 岡部幸雄 外千九百九十八名 紹介議員 古賀 之士君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第三四〇号 令和二年十一月十八日受理 全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願 請願者 新潟市 遠見繁也 外一万二千八百八十名 紹介議員 打越さく良君 我が国の社会保障制度は、広く国民生活に浸透し、私たちの生活基盤を支える重要な役割を担っている。その一方で、急速な少子高齢化の流れにあって、公費の比重の大きい高齢者医療・介護給付費の増により、給付と負担のバランスが損なわれ、将来世代に負担を先送りしている。超高齢社会の到来を目前にして、豊かな高齢社会を体現できる持続可能な社会保障制度の確立は、全ての国民共通の願いである。また、教職員の過重労働が社会的な問題となり、働き方改革の実効性が問われている。教職員が心身の健康を保持し、教育に専念できる環境を整えることについて、我が国の教育を充実させる観点から喫緊の対応が必要である。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、「社会的セーフティネット」として、安心・安定した暮らしを保障するため、「人生百年時代」を見据え、国民の誰もが、より長く、元気に活躍でき、全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度を確立すること。 二、女性の就労意欲を支援する環境整備と若者の就労支援を推し進めること。	第三八六号 令和二年十一月十九日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 名古屋市 池山淳 外千九百九十五名 紹介議員 大塚 耕平君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第三一七号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 名古屋市 長屋善彦 外千七百七十七名 紹介議員 里見 隆治君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三五号 令和二年十一月十八日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 山口市 西田幸雄 外九百九十二名 紹介議員 林 芳正君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三八号 令和二年十一月十九日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 奈良市 青山哲也 外五千五百九十名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。	第三八七号 令和二年十一月十九日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 奈良市 青山哲也 外五千五百九十名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第三一八号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 静岡県三島市 橋本勲 外千四百九十六名 紹介議員 榛葉賀津也君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三六号 令和二年十一月十八日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 徳島県西郡石井町 遠藤昭憲 外千五百六名 紹介議員 三木 亨君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三八号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 山口県宇部市 金子秀子 外六百八十八名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第三三八号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 山口県岩国市 藤本順子 外六百八十八名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。
第三一九号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 滋賀県長浜市 山形わさ子 外二千四百二十七名 紹介議員 嘉田由紀子君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三七号 令和二年十一月十八日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 島根県大田市 安藤正 外千六百七十名 紹介議員 三浦 靖君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三九〇号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 山口県宇部市 金子秀子 外六百八十八名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第三九〇号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 山口県宇部市 金子秀子 外六百八十八名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。
第三二〇号 令和二年十一月十七日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 大分県宇佐市 中村美恵子 外千六十九名 紹介議員 安達 澄君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。	第三三八号 令和二年十一月十八日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 愛知県愛知郡東郷町 永田兼祿 外千十五名 紹介議員 田島麻衣子君	第三九〇号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 山口県宇部市 金子秀子 外六百八十八名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第三九〇号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 山口県宇部市 金子秀子 外六百八十八名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

請願者 川崎市 山崎由紀子 外六百八十八名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	請願者 東京都東久留米市 大石佑介 外六百八十八名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	請願者 神奈川県大和市 佐々木関男 外六百八十八名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	請願者 広島市 山崎菜穂美 外二千三百六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。
第三九一号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 東京都豊島区 中沢紘子 外六百八十八名 紹介議員 岩淵 友君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第三九六号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 山口県宇部市 吉田和子 外六百八十八名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第四〇一号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 長野県上田市 金井忠一 外二千三百六名 紹介議員 井上 哲土君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。	第四〇六号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 東京都港区 斎藤章子 外二千三百六名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。
第三九二号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 新潟市 阿部桂子 外六百八十八名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第三九七号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 静岡県沼津市 酒井二三子 外六百八十八名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第四〇二号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 埼玉県深谷市 鈴木一枝 外二千三百六名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。	第四〇七号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 京都府京丹後市 葉狩郁子 外二千三百十五名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。
第三九三号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 新潟市 川内貴子 外六百八十八名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第三九八号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 東京都江東区 杉浦佳也子 外六百八十八名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第四〇三号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 京都府京丹後市 伊崎みとし 外二千三百六名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。	第四〇八号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 埼玉県北本市 藤野照子 外二千三百六名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。
第三九四号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 東京都北区 関谷京香 外六百九十八名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第三九九号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願 請願者 東京都八王子市 立岩智洋 外六百八十八名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第七五号と同じである。	第四〇四号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 広島市 山下由佳 外二千三百六名 紹介議員 岩淵 友君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。	第四〇九号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願 請願者 鹿児島市 末吉とよこ 外二千三百六名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第八八号と同じである。
第三九五号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願	第四〇〇号 令和二年十一月十九日受理 七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願	第四〇五号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願	第四一〇号 令和二年十一月十九日受理 お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願

請願者 さいたま市 山本章子 外二千三百六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第四一一号 令和二年十一月十九日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願

請願者 名古屋市長 勝地真 外二千三百六名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第四一二号 令和二年十一月十九日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願

請願者 鹿児島県鹿児島市 東膳興起 外二千三百六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第四一三号 令和二年十一月十九日受理

お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市 中大路政隆 外二千三百六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第四一四号 令和二年十一月十九日受理

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願

請願者 長野県下伊那郡高森町 中塚高 外七百五十一名

紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四一五号 令和二年十一月十九日受理

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願

請願者 宮崎市 安藤宇容 外六百六十名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四一六号 令和二年十一月十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市 池田キクエ 外千九百二十二名

紹介議員 福岡 資麿君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第四一七号 令和二年十一月十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県松本市 林久美子 外四千四十一名

紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第四一八号 令和二年十一月十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岩手県北上市 高橋澄 外二千四十七名

紹介議員 横沢 高德君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第四一九号 令和二年十一月十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市 古谷隆一 外二千二百九十九名

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第四二〇号 令和二年十一月十九日受理

医療・介護制度の拡充に関する請願

会保障費を抑制し、制度の改善を続けている。貧困と格差の拡大、医療・介護制度の改善が、資格証や短期証など無保険者やその予備軍を増大させている。医療や介護が受けられずに手遅れになる、死亡している状態で発見されるという深刻な事態も広がっている。世論調査でも、国民の一番の要求は社会保障制度の拡充である。これを踏まえれば、患者、利用者の窓口負担や保険料負担を増やすことはやめるべきである。その上で、経済的困難を抱えている人や子育て中の人も安心して生きられる社会に変えていくために、国の予算で社会保障を充実させる必要がある。

については、次の事項について実現を図られた。
一、国民健康保険への国庫負担を増額し、保険料を大幅に引き下げる。同時に保険料算定に当たった「均等割」「平等割」「世帯割」を廃止して低所得者の負担を軽減すること。また「資格証」や「短期証」の発行をやめること。
二、七十五歳以上の医療費の窓口負担を二割にしないこと。
三、国の制度として義務教育終了時までの子供医療費の無料制度を創設すること。
四、ケアプランの有料化、要介護一、二認定者のデイサービス・ヘルパーの総合事業化など介護保険制度の改善をやめること。また、介護保険料、利用料負担を引き下げること。

第四二一号 令和二年十一月十九日受理
若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願
請願者 奈良県磯城郡田原本町 日下大輔 外七百九十九名
紹介議員 倉林 明子君
金融庁が、老後の生活には年金だけでは足りないとして、若い頃からの投資などによる資産形成を国民に求めた。消費税を上げ年金を減らす一方で、自分で二千万円蓄えるという、こんなひどい話はない。二〇〇四年に、公明党の坂口厚生労働大臣(当時)が百年安心年金として導入したマクロ

経済スライド制度は、年金給付を自動的に削減する仕組みである。二〇一九年度の年金は、物価が％上がっているというのに僅か〇・％増の改定にとどまった。この六年余りで物価は五・％上がったにもかかわらず、年金は〇・％も下がった。現在の基礎年金は満額でも「健康で文化的な生活」(憲法第二十五条)には程遠く、そこから医療・介護保険料が差し引かれて可処分所得は減り続け、高齢者の貧困が広がっている。
については、現在の高齢者と若い人の将来の生活を成り立たなくする年金引下げの仕組みを一新し、若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度をつくるため、次の事項について実現を図られた。
一、年金引下げはやめること。際限のない年金引下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。
二、六十五歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
三、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。
四、当面、基礎年金の国庫負担分三・三万円を全ての高齢者に支給すること。
五、年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。
六、年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること。

第四三九号 令和二年十一月十九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜県各務原市 猪股公平 外四千九百九十二名
紹介議員 渡辺 猛之君
この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、労働者協同組合法案(衆)

労働者協同組合法案

労働者協同組合法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 労働者協同組合

第節 通則（第二条 第六条）

第節 事業（第七条 第八条）

第節 組合員（第九条 第二十条）

第節 設立（第二十一条 第二十八条）

第節 管理

第一款 定款等（第二十九条―第三十一条）

第二款 役員等（第三十二条―第三十五条）

第三款 決算関係書類等の監査等（第三十六条―第三十七条）

第四款 組合員監査会（第三十八条 第三十九条）

第五款 総会等（第四十条―第四十一条）

第六款 出資一口の金額の減少（第四十二条 第四十四条）

第七款 計算（第四十五条―第四十七条）

第六節 解散及び清算並びに合併（第四十八条 第四十九条）

第三章 労働者協同組合連合会（第五十条―第五十二条）

第四章 雑則（第五十三条 第五十四条）

第五章 罰則（第五十五条―第五十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に關し、設立、管理その他必要な事項を定め

ること等により、多様な就労の機会を創出することと促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

第二章 労働者協同組合

第節 通則

（人格及び住所）

第二条 労働者協同組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基本原理その他の基準及び運営の原則）

第三条 組合は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。

一 組合員が出資すること。

二 その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。

三 組合員が組合の行う事業に従事すること。

2 組合は、前項に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

一 組合員が任意に加入し、又は脱退することができると。

二 第二十条第一項の規定に基づき、組合員との間で労働契約を締結すること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を有すること。

五 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

3 組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

4 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

5 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

6 組合は、次に掲げる団体に参加しないものではない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号に掲げる暴力団をいう。次号において同じ。）

二 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（第二十五条第五号において「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

（名称）

第四条 組合は、その名称中に労働者協同組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 何人も、不正の目的をもって、他の組合であると誤認されるおそれのある名称を使用してはならない。

4 前項の規定に違反する名称の使用によつて事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある組合は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（登記）

第五条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（組合員の資格）

第六条 組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

第節 事業

第七条 組合は、第三條第一項に規定する目的を達成するため、事業を行うものとする。

2 組合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第一条第二号に掲げる労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適當でないものとして政令で定める事業を行うことができない。

第八条 総組合員の五分の四以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならない。

2 組合の行う事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならない。

第節 組合員

（出資）

第九条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一 組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五を超えてはならない。ただし、次に掲げる組合員は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の百分の二十五に相当する出資口数まで保有することができる。

一 第四條第一項の規定による組合員の予告後当該組合員の脱退前に当該組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受ける組合員

二 第二十条第一項の規定による組合員の脱退後一年以内に当該組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受ける組合員

4 前項の規定は、組合員の数が三人以下の組合の組合員の出資口数については、適用しない。

5 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

6 組合員は、組合員の申込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第十条 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）で厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生

第七部

厚生労働委員会会議録第六号

令和二年十二月一日

【参議院】

労働令で定める方法により表示したものの閲覧又は閲覧の請求

(議決権及び選挙権)

第十一條 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第六十二條第一項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働令で定めるものをいう。第二十九條第二項第三号を除き、以下同じ。により行うことができる。

4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(加入)

第十二條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されよりも困難な条件を付してはならない。

2 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に組合員となる。

(持分の譲渡制限)

第十三條 組合員の持分は、譲渡することができない。

(自由脱退)

第十四條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第十五條 組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の行う事業に従事しない組合員

二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員との旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻し)

第十六條 組合員は、第十四條又は前条第一項の規定により脱退したときは、定款で定めるところにより、その払戻出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における組合財産によつて定まる。

3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その未払出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(時効)

第十八條 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時より二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻しの停止)

第十八條 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第十九條 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 第十六條及び第十七條の規定は、前項の場合について準用する。

(労働契約の締結等)

第二十條 組合は、その行う事業に従事する組合員(次に掲げる組合員を除く。)との間で、労働契約を締結しなければならない。

一 組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員

二 監事である組合員

2 第十四條又は第十五條第一項(第二号を除く。)の規定による組合員の脱退は、当該組合員と組合との間の労働契約を終了させるものと解してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第二十一條 組合は、組合員(組合員であつた者を含む。)であつて組合との間で労働契約を締結してその事業に従事するものが、議決権又は選挙権の行使、脱退その他の組合員の資格に基づく行為をしたことを理由として、解雇その他の労働関係上の不利益な取扱いをしてはならない。

第四節 設立

(発起人)

第二十二條 組合を設立するには、その組合員になろうとする三人以上の者が発起人となることを要する。

(創立総会)

第二十三條 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設置その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、厚生労働令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 第十條の規定は創立総会について、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百三十一條、第八百三十四條、第十六号及び第十七号に係る部分に限る。、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項、第八百二十七條、第八百二十八條並びに第八百四十六條の規定は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(理事への事務引継)

第二十四條 発起人は、理事を選任したときは、遅滞なく、その事務を当該理事に引き継ぎなければならない。

(出資の第一回の払込み)

第二十五條 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を交付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第二十六條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第二十七條 組合は、成立したときは、その成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員及び住所を行政庁に届け出なければならない。

(設立の無効の訴え)

第二十八條 会社法第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項、第八百二十七條から第八百二十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。

第五節 管理

第一款 定款等

(定款)

第二十九條 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事業を行う都道府県の区域

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法 十 就労創出等積立金に関する規定 十一 教育課題金に関する規定 十二 組合員の意見を反映させる方策に関する規定 十三 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定 十四 事業年度 十五 公告方法 組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないもの）とされているものを除く。第百十一条第一項第十号において同じ。）をする方法という。 以下この条及び第七十三条第三項において同じ。） 2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的の財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。 3 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。 一 官報に掲載する方法 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（《会社法》第三十四条に掲げる電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に掲げるものをとる方法をいう。以下この条において同じ。） 4 組合が前項第五号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。 5 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。 一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日 6 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十一条及び第九百五十五条の規定は、組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前項の規定にかかわらず、これ」とあるのは「労働者協同組合法第二十九条第五項の規定にかかわらず、同項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 7 第一項及び第二項の事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。（規約） 第三十条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。 一 総会又は総代会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定	三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項（定款等の備置き及び閲覧等） 第三十一条 組合は、定款及び規約（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備え置かなければならない。 2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に応じることが可能な措置として厚生労働省令で定めるものをもつている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。 第一款 役員等 （役員） 第三十二条 組合に、役員として理事及び監事置く。 2 理事の定数は三人以上とし、監事の定数は一人以上とする。 3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創設終結において選挙する。 4 理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、組合員にならうとする者でなければならない。 5 組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一 当該組合の組合員以外の者であつること。 二 その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をする）ができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式）についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第六十二条第一項第四号ロにおいて同じ。）の過半数を有する会社をいう。同号において同じ。）の取締役、会計参与、会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員、執行役若しくは使用人であつたこと。 三 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。 7 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中異議がないときは、指名推薦の方法によつて行うことができる。	10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。 12 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款で定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。 （役員の変更の届出） 第三十三条 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。 （組合員と役員との関係） 第三十四条 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。 （役員の本務） 第三十五条 次に掲げる者は、役員となることができる。 一 法人 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める者 三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定若しくは暴力団員による不当行為の防止等に関する法律の規定（同法第二十一条の第七項及び第三十二条の十一、第一項の規定を除く。）に違反し、又は事再犯法（平成十一年法律第百二十五号）（第二百五十五号、第二百五十六号、第二百五十八号から第百六十六号まで若しくは第二百六十二号の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五号、第二百六十六号、第二百六十八号から第二百七十一条まで若しくは第二百七十四条の罪若しくは刑法（明治四十四年法律第四十号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七号の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 四 前号に掲げる法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） 五 暴力団の構成員等 （役員任期） 第三十六条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。 2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。 3 設立当時の役員の任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。 4 前三項の規定は、定款によつて、これらの規定の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。 （役員に欠員を生じた場合の措置） 第三十七条 この法律又は定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員としてその職務を行へべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるときは、行政庁は、
--	--	--

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日

【参議院】

組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時役員として役員職務を行うべき者を選任することができる。

(役員職務及び権限等)

第三十八条 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 会社法第三百五十七條第一項、同法第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一條第一項(第五号から第五号までを除く。)、及び第四項の規定は理事について、同法第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百八十一條、第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十一条第二項本文、第一項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十五條第一項及び第二項中「会計監事」とあるのは「理事」と、同法第三百八十二条中「取締役」「取締役会設置会社」にあつては、「取締役会」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十一条中「監査役設置会社」「監査役」の監査の範を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。」「とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の権限等)

第三十九条 組合は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

3 組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の決議)

第四十条 理事会の決議は、議決に加わることがでる理事の過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとする。

4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。))は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めすることができる。

5 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

6 会社法第三百六十六條及び第三百六十八條の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録)

第四十一条 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書

面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合は、理事会の日(前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。))から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。))をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることと可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものとするときは、この限りでない。

5 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 議事録等書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(代表理事)

第四十二条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事(以下この条及び第四十五条第五項において「代表理事」という。))を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えられた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 第三十七条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び会社法第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。

(監事の兼職禁止)

第四十三条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等)

第四十四条 理事は、次の各号に掲げる場合には、理事会において、当該各号の取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者ととの間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 民法(明治二十九年法律第八十九号) 第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員組合に対する損害賠償責任)

第四十五条 役員は、その任務を怠つたとき、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議を認めないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該責任を負う役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事

二 代表理事以外理事

三 監事

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。))に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六條(第四項から第六項までを除く。))及び第四百二十七條の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六條第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。))の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議。))とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議。))とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員第三者に対する損害賠償責任)

第四十六条 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたとき、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事

二 次に掲げる行為

イ 第五十一条第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
(役員の連帯責任)

第四十七条 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(補償契約)

第四十八条 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失

二 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができる。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するときは当該損害に係る役員が当該組合に対して第四十二条第二項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第一号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

三 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該費用に係る役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同様の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

四 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

五 第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

六 民法第八八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第四十九条 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く、第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

二 第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結

する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

三 民法第八八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

(役員の責任を追及する訴え)

第五十条 会社法第七編第二章(第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第一号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第一号及び第二号を除く。)の規定は、役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「(法務省令)とあるのは(厚生労働省令)」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 決算関係書類等の監査等

第五十一条 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

二 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案等は損失処理案(以下この条において「決算関係書類」という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

三 決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

四 組合は、決算関係書類を作成した時から十一年間、当該決算関係書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

五 第二項の決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

六 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

七 理事は、通常総会の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

八 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

九 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

十 組合は、各事業年度に係る決算関係書類等(決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。))を、以下(二)条において同じ。)を通常総会の日の一週間前の日から五年間、主たる事務所に備置しなければならない。

十一 組合は、決算関係書類等の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所に掲げる次項第二号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

十二 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(会計帳簿等の作成等)

第五十二条 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

二 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

三 組合員は、総組合員の百分の三(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(役員の改選)

第五十三条 組合員は、総組合員の五分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

二 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

三 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出しなければならない。

四 第一項の規定による改選の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承認を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

五 第一項の規定による改選の請求があつた場合(第二項の書面の提出があつた場合に限る)には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

六 第一項の規定による改選の請求があつた場合(第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る)には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

七 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日

【参議院】

8 第五十九条第二項及び第六十条の規定は、第五項又は第六項の場合について準用する。この場合において、第五十九条第二項中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定め、場合にあつては、その割合、以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき）」とあり、及び第六十条後段中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合、以上の同意を得たとき）」とあるのは、「（第五十二条第一項の規定による役員の変更の請求があつたとき）」と読み替へるものとする。

第四款 組合員監査会

（組合員監査会の設置及び権限）

第五十四条 第三十二条第一項の規定にかかわらず、組合員の総数が二十人を超えない組合には、定款で定めるところにより、監事に代えて、理事以外の全ての組合員をもつて組織する組合員監査会（以下この款において「監査会」という。）を置くことができる。

2 監査会を組織する組合員（以下この款において「監査会員」という。）は、二人以上でなければならない。監査会は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監査会は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 会社法第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十一条、第三百八十三条第一項及び第三項、第三百八十四条並びに第三百八十五条の規定は、監査会について準用する。この場合において、同法第三百八十一条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「（理事会）」と、同法第三百八十四条中「（法務省令）」とあるのは「（厚生労働省令）」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（監査会の決議等）
第五十五条 監査会の決議は、監査会員の過半数をもって行う。
2 理事が監査会員の全員に対して監査に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査会へ報告することを要しない。
3 会社法第三百九十一条及び第三百九十一条の規定は、監査会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
4 監査会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
5 第四十一条第二項から第五項までの規定は、前項の議事録について準用する。

（監査会員）
第五十六条 監査会員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
2 監査会員は、組合に対し、監査会の職務の執行に關して行う事務について相当な報酬を請求することができる。
3 監査会員が、監査会の職務の執行に關して行う事務について、組合に対して次に掲げる請求をしたときは、当該組合は、当該請求に係る費用又は債務が監査会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができる。
一 支出した費用の償還の請求
二 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

4 監査会を置く組合、次条及び附則第五条第四項第四号において「監査会設置組合」という。）は、監査会員に対し、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号に掲げる請求があつた場合であつて、当該請求に係る時季に監査会の職務の執行に關する事務を行うことが事業の正常な運営を妨げるときその他厚生労働省令で定めるときは、当該時季を変更することができる。
一 監査会の職務の執行に關し、雇用關係に基づく業務上の命令をすること。
二 当該監査会から労働時間中に監査会の職務の執行に關する事務を行うために必要な時間の請求があつた場合において、当該請求を拒むこと。
三 監査会の職務の執行を理由として、解雇その他の労働關係上の不利益な取扱いをすること。
（監査会設置組合に關する読替等）
第五十七条 監査会設置組合に係る第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定、第四十条第四項、第四十一条第一項及び第四十五条第七項（これらの規定を第九十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定、第五十一条第五項、第六項及び第八項並びに第六十七條（これらの規定を第九十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定並びに第九十四条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と替へる。

第一十条第一項（第一号）	監事である	監査会の職務の執行に關する事務のみを行う
第四十条第四項	監事	監査会
第四十一条第一項	監事	監査会
第四十五條第七項	各監事	監査会
第五十条	第三項第一号及び第二号並びに読み替へる	第二項各号及び、同法第八百四十九條第三項中「次の各号に掲げる株式会社」の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「（監査会）」と読み替へる
第五十一条第五項	監事	監査会
第六十七條	監事	監査会
第九十四條第二項	監事	監査会
第九十四條第三項	第三項第一号及び第二号並びに読み替へる	第二項各号及び、同法第八百四十九條第三項中「次の各号に掲げる株式会社」の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「（監査会）」と読み替へる

2 会社法第一百五十一条の規定は、監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五款 総会等

（総会の招集）

第五十八条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十九条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合、以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。）
3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、その提供をした組合員は、当該書面を提出したものと同みなす。
4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く。）により行われた第一項の書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第六十条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行つて者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たときも同様とする。
（総会招集の手続）
第六十一条 総会の招集は、会日の十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。
2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。
3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（通知又は催告）
第六十二条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。
2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
（総会の議決事項）
第六十三条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）
イ 当該全部又は一部の譲渡により譲渡株式又は持分の帳簿価額が当該組合の総資産額として厚生労働省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えるとき。

ロ 当該組合が、当該全部又は一部の譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

五 労働者協同組合連合会への加入又は労働者協同組合連合会からの脱退

六 その他定款で定める事項

2 規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

3 組合は、定款を変更したときは、その変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。

(総会の議事)

第六十四条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとする。

2 議長は、総会において擔任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に拘わる権利を有しない。

4 総会においては、第六十二条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第二項に規定する場合は、この限りでない。

(特別の議決)

第六十五条 次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡

五 第九条第三項ただし書の承諾

六 第四十五条第五項の規定による責任の免除

(総会への報告)

第六十六条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。

2 理事は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日後最初に招集される総会に報告しなければならない。

一 就業規則の作成 当該就業規則の内容

二 就業規則の変更 当該変更の内容

三 労働協約の締結 当該労働協約の内容

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四章に規定する協定の締結又は委員会の決議 当該協定又は当該決議の内容

(理事及び監事の説明義務)

第六十七条 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しな

いものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第六十八条 総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第六十一条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第六十九条 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものとするときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第七十条 会社法第八百三十一条、第八百三十一条、第八百三十四条（第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十五条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

(総代会)

第七十一条 組合員の総数が二百人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代会の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が二千人を超える組合にあつては、二百人）を下つてはならない。

4 第三十二条第七項及び第八項の規定は、総代の選挙について準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総会に関する規定は、総代会について準用する。この場合において、第十一条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は第六十五条第二号若しくは第四号の事項について議決することができる。

第六款 出資 一口の金額の減少

(貸借対照表の作成等)

第七十二条 組合は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(債権者の異議)

第七十三条 組合が出資一口の金額の減少をする場合には、組合の債権者は、当該組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資 一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十九条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。附則第六条第六項において同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

第七十四条 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）、及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百二十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。

第七款 計算

(会計の原則)

第七十五条 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(準備金及び就労創出等積立金並びに教育繰越金)

第七十六条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分之一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 組合は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出のために必要な費用に充てる

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日

【参議院】

ため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を就労創出等積立金として積み立てなければならない。

5 組合は、組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に繰越さなければならない。

（剰余金の配当）

第七十七条 組合は、損失を填補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の就労創出等積立金並びに同条第五項の教育繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

第七十八条 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）

第七十九条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算並びに合併

第八十条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。

（解散の事由）

一 総会の決議

二 組合の合併（合併により当該組合が消滅する場合に限る。）

三 組合についての破産手続開始の決定

四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

五 第三十七条第三項の規定による解散の命令

2 組合は、前項の規定による場合のほか、組合員が三人未満となり、そのなった日から引き続き六月間その組合員が三人以上にならなかった場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 組合は、第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事由による事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（休眠組合）

第八十一条 休眠組合（組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に厚生労働省令で定めるところにより行政庁の事業を廃止しない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしなるときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。

2 行政庁は、前項の規定による公告をした場合には、休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（組合の継続）

第八十二条 組合は、第八十条第一項第二号又は第四号に掲げる事由により解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとなされた場合を含む。）には、その清算が終了するまで、前条第一項の規定により解散したものとなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後二年以内に限り、（総会の決議によって、組合を継続することができる。

2 第六十五条の規定は、前項の規定による組合の継続について準用する。

3 前項の規定により組合が継続したときは二週間以内にその旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併契約）

第八十三条 組合は、総会の議決を経て、他の組合と合併することができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

（吸収合併）

第八十四条 組合が吸収合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この節において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する組合（以下この節及び附則第二十六条において「吸収合併存続組合」という。）及び吸収合併により消滅する組合（以下この節及び附則第二十六条において「吸収合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 吸収合併存続組合の出資一口の金額

三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

五 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）

六 その他厚生労働省令で定める事項

（新設合併）

第八十五条 二以上の組合が新設合併（二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この節において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する組合（以下この節において「新設合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 新設合併により設立する組合（以下この節及び附則第二十六条において「新設合併設立組合」という。）の事業、名称、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額

三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

五 その他厚生労働省令で定める事項

（吸収合併消滅組合の手続）

第八十六条 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の会日の二週間前の日

二 第五項において準用する第七十三条第一項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二

二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定め

することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅組合の組合員は、吸収合併消滅組合に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

5 第七十三条の規定は、吸収合併消滅組合について準用する。

6 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。

7 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日、変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前日の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日（の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

8 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第九十条の規定を適用する。

（吸収合併存続組合の手続）

第八十七条 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の会日の二週間前の日

二 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日

三 第七項において準用する第七十三条第一項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第二

二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定め

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。

4 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

- 5 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
 - 6 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続組合の組合員は、吸収合併存続組合に対し、当該吸収合併をやることを請求することができる。ただし、吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併する場合（第四項の規定による通知があった場合を除く。）は、この限りでない。
 - 7 第七十三条の規定は、吸収合併存続組合について準用する。
 - 8 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
 - 9 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 10 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- （新設合併消滅組合の手続）
- 第八十八条 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 一 第一項の総会の日の二週間前の日
 - 二 第二項において準用する第七十二条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第五号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 5 第七十三条の規定は、新設合併消滅組合について準用する。
- （新設合併設立組合の手続等）
- 第八十九条 第一章第四節（第二十六条を除く。）の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。
 - 2 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
 - 3 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。
 - 4 第六十五条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。
 - 5 第三十二条第四項本文及び第五項の規定は、第一項の規定による委員の選任について準用する。
 - 6 新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した新設合併消滅組合の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
 - 7 新設合併設立組合は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 8 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- （合併の効力）
- 第九十条 吸収合併存続組合は、効力発生日に、吸収合併消滅組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。）を承継する。
 - 2 新設合併設立組合は、その成立の日、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。
- （合併の届出）
- 第九十一条 組合は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（新設合併設立組合にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨、新設合併設立組合にあっては、その旨並びに役員の氏名及び住所）を行政庁に届け出なければならない。
- （合併の無効の訴え）
- 第九十一条 会社法第八百一十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十七条まで、第八百四十三條（第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第六項、第八百七十条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第

- 八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十一条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。
- （清算人）
- 第九十三条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。
- （会社法等の準用）
- 第九十四条 会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八條第一項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九條第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十三条から第五百七条まで、第五百七条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場において、同法第四百七十九條第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上同意を得た組合員」と、同法第四百九十一条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告」とあるのは「公告」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 2 第三十四条、第二十五条、第三十七條、第三十条第一項及び第二項、第三十九條から第四十七條まで（第四十一条第四項を除く。）、第五十条（第一項及び第十項を除く。）、第五十九條第一項から第四項まで、第六十条並びに第六十七條並びに会社法第三百五十七條第一項、同法第二百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項、同法第二百六十一條第一項（第六号から第五号までを除く。）及び第四項、第三百八十一条第一項、第二百八十一條、第三百八十二條第三項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條、第三百八十五条、第三百八十六條第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定は、組合の清算人について準用する。この場合において、第五十一条第三項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、同法第二百八十一條中「取締役（取締役会設置会社）」とあるのは「事務報告書」と、同法第二百八十一条中「取締役（取締役会設置会社）」とあるのは「取締役会」と、同法第二百八十四條中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 3 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七條第一項、第八百四十七條の二、第八百四十九條第一項、第三項第二号及び第五号並びに第八百五十一條第一項第一号及び第二号を除く。）の規定は、組合の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 第三章 労働者協同組合連合会
- 第九十五条 労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、法人とする。
 - 2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日

【参議院】

（特定の政党のための利用の禁止）

第九十六条 連合会は、特定の政党のために利用してはならない。

（名称）

第九十七条 連合会は、その名称中に労働者協同組合連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、その名称中に労働者協同組合連合会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（登記）

第九十八条 連合会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（会員の資格）

第九十九条 連合会の会員たる資格を有する者は、組合又は連合会であつて定款で定めるものとする。

（事業）

第一百条 連合会は、会員の指導、連絡及び調整に関する事業を行うものとする。

（出資）

第一百一条 連合会は、定款で定めるところにより、会員に出資をさせることができる。

2 第九条第三項及び第四項を除く。）の規定は、出資について準用する。この場合において、同条第五項中「その」とあるのは、「第二百四十四条の規定による経費の負担のほか、その」と読み替えるものとする。

（会員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第一百二条 第十條（会員に出資をさせない連合会（以下この章において「非出資連合会」という。）の会員名簿にあつては、同条第一項第三号を除く。）の規定は、連合会の会員名簿について準用する。

（議決権及び選挙権）

第一百三条 会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、会員たる組合の組合員数に基づいて、定款で別段の定めをすることができる。

2 第十一条第二項前段及び第二項から第六項までの規定は、議決権及び選挙権について準用する。

（経費の賦課）

第一百四条 連合会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて連合会に対抗することができない。

（加入）

第一百五条 連合会の会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたりも困難な条件を付してはならない。

2 会員に出資をさせる連合会（以下この章において「出資連合会」という。）に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき連合会の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込みを完了した時に会員となる。

3 非出資連合会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき連合会の承諾を得た時に会員となる。

（脱退）

第一百六条 会員は、三十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 第十四条第二項及び第十五条の規定は会員の脱退について、第十六条から第十八条までの規定は出資連合会の会員の脱退について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第一項第号中「死」とあるのは「解散」と、同条第二項第号中「に従事しない」とあるのは「を利用しない」と、同項第号中「出資の払込み」とあるのは「出資の払込み、経費の支払」と読み替えるものとする。

（出資口数の減少）

第一百七条 出資連合会の会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 第十六条及び第十七条の規定は、前項の場合について準用する。

（発起人）

第一百八条 連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の組合又は連合会が発起人となることを要する。

（創立総会）

第一百九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、前項の規定は、適用しない。

3 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

4 第二十三条第一項から第五項まで及び第二十五条の規定は創立総会について、会社法第八百三十三条、第八百三十四条、第八百三十五条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十三条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（設立）

第一百十條 第十四条から第二十八条まで（非出資連合会の設立にあつては、第二十五条を除く。）の規定は、設立について準用する。

（定款）

第一百一条 連合会の定款には、次に掲げる事項（非出資連合会にあつては、第六号、第八号及び第九号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所所在地

四 会員たる資格に関する規定

五 会員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告方法（連合会が公告する方法をいう。）

2 第十九条第二項から第七項までの規定は、連合会の定款及び公告について準用する。

（規約）

第一百二条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

（定款等の備置き及び閲覧等）

第一百三条 第三十條の規定は、定款及び規約について準用する。

（役員）

第一百四条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。

（役員の職務）

第十五条 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、連合会のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

（理事会の権限等）

第一百六条 連合会は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

3 連合会の業務の執行は、理事会が決する。

（代表理事）

第一百七条 理事会は、理事の中から連合会を代表する理事（次条第一項において「代表理事」という。）を選定しなければならない。

（準用規定）

第一百八条 第三十二条第三項及び第四項並びに第六項から第十二項まで、第三十二条から第二十七条まで、第三十八条第三項並びに第四十五条から第五十条までの規定は役員について、第四十条及び第四十一条の規定は理事会について、第四十二条第一項から第五項までの規定は代表理事について、第四十四条及び第五十一条第七項から第九項までの規定は理事について、第四十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第三十二条第四項本文中「組合員」とあるのは「会員たる組合又は連合会の役員」と、同項ただし書中「組合員にならうとする者」とあるのは「会員にならうとする組合又は連合会の役員」と、同条第八項中「二人」とあるのは「選挙権一個と読み替えるものとする」。

2 第五十條（第七項から第九項までを除く。）、第五十二条及び第五十三条の規定は、連合会について準用する。

（総会）

第一百九条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

2 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

3 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 四 経費の賦課及び徴収の方法 五 連合会への加入又は連合会からの脱退 六 その他定款で定める事項 4 次に掲げる事項は、議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。 一 定款の変更 二 連合会の解散又は合併 三 会員の除名 四 前条第一項において準用する第四十五条第五項の規定による責任の免除 5 第五十九条第一項から第四項まで、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第三項、第六十四条並びに第六十七条から第七十条までの規定は、総会について準用する。 （出資一口の金額の減少） 第二百二十条 第七十二条から第七十四条までの規定は、出資連合会に係る出資一口の金額の減少について準用する。 （計算） 第二百二十一条 第七十五条の規定は、連合会の会計について準用する。 2 第七十六条第一項から第三項まで及び第七十七條から第七十九条までの規定は、出資連合会の計算について準用する。この場合において、第七十七條第一項中「前条第一項の準備金及び同条第四項の就労創出等積立金並びに同条第五項の教育繰越金」とあるのは「第三百一十一条第一項において準用する第七十六条第一項の準備金」と、同条第二項中「に従事した程度」とあるのは「の利用分量の割合」と読み替えるものとする。 （解散の事由） 第二百二十二条 連合会は、次に掲げる事由によって解散する。 一 総会の決議 二 連合会の合併（合併により当該連合会が消滅する場合に限る。） 三 連合会についての破産手続開始の決定 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生 五 第四百二十七条第三項の規定による解散の命令 六 会員がいなくなったこと。 2 連合会は、前項の規定による場合のほか、会員が一人となり、そのなった日から引き続き六月間その会員が二人以上とならなかった場合においても、その六月を経過した時に解散する。 3 連合会は、第一項、第二号、第三号及び第五号に掲げる事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。 （解散及び清算並びに合併） 第二百二十三条 第八十一条から第九十四条までの規定は、連合会の解散及び清算並びに合併について準用する。 第四章 雑則	（決算関係書類等の提出） 第二百二十四条 組合及び連合会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法に記載した書面及び事業報告書並びにこれらの附属明書を行政庁に提出しなければならない。 2 前項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。 （報告の徴収） 第二百二十五条 行政庁は、組合又は連合会から、当該組合又は連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴収することができる。 （検査等） 第二百二十六条 行政庁は、組合若しくは連合会の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合若しくは連合会の運営が著しく不当である疑いがあるとき、当該組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。 2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （法令等の違反に対する処分） 第二百二十七条 行政庁は、第二百二十五条の規定により報告を徴し、又は前条第一項の規定により検査した場合において、組合若しくは連合会の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは連合会の運営が著しく不当であるとき、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 2 組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。 3 行政庁は、組合若しくは連合会が第一項の命令に違反したとき又は組合若しくは連合会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上以内で事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、当該組合又は連合会に対し、解散を命ずることができる。 4 行政庁は、組合若しくは連合会の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができ、 5 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から十日を経過した日にその効力を生ずる。（意見聴取） 第二百二十八条 行政庁は、組合について第三条第六項各号に該当する疑い又は組合若しくは連合会の役員若しくは清算人について第三十五条第五号、第九十四条第二項、第二百二十三条において準用する場合を含む。）又は第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、行政庁が厚生労働大臣である場合においては警察庁長官、都道府県知事である場合においては警視總監又は道府県警察本部長次条においては警察庁長官又は警察本部長という。）の意見を聴くことができる。 （行政庁への意見） 第二百二十九条 警察庁長官又は警察本部長は、組合について第三条第六項各号に該当すると疑うに足りる相当な理由又は組合若しくは連合会の役員若しくは清算人について第三十五条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が当該組合又は連合会に対して適当な措置をとることが必要であると	認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。 （指針） 第二百三十条 厚生労働大臣は、組合及び連合会の適正な運営に資するため、必要な指針を定めるものとする。 2 厚生労働大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。 3 厚生労働大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 （厚生労働省令への委任） 第二百三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による届出の手続その他この法律を實施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。 （所管行政庁） 第二百三十二条 この法律中「行政庁」とあるのは、第九十条第一項、第二百三十三条において準用する場合を含む。）の場合を除いては、組合についてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事、連合会については厚生労働大臣とする。 第五章 罰則 第二百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十九条第六項（第百三十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する社法第九百五十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等と同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかった者 二 第二百二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 三 第二百二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 四 第二百二十七条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、若しくは拒み、又は忌避した者 第二百三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。 第二百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。 一 第十九条第六項（第百三十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 正当な理由がないのに、第二十九条第六項（第百三十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十一条第一項各号又は第九百五十五条第一項各号に掲げる請求を拒んだ者 第二百三十六条 次に掲げる場合には、組合又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 一 第五十条第一項又は第九十八条第一項の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。 二 第七十条第一項の政令で定める事業を行ったとき。 三 第十條（第百三十一条において準用する場合を含む。）の規定、第三十條（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三十條（これらの規定を第百三十一条において準用する場合を含む。）の規定、第五十一條（同条第一項（第百三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十二条第二項若しくは第三十條（これらの規定を第九十四条第二項（第百三十一条において準用する
--	---	--

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日

【参議院】

場合を含む。）又は第百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条（第百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条（第九十四条第二項（第百二十一条において準用する場合を含む。）又は第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第百二十二条（第百二十条において準用する場合を含む。）の規定又は第百八十六條第一項若しくは第二項、第八十七條第一項、第二項若しくは第八項から第十項まで、第八十八條第一項若しくは第二項若しくは第百八十九條第一項から第八項まで（これらの規定を第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。 四 第十五条第一項（第百六条第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第五十二条第二項若しくは第六項（これらの規定を第百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反しとき。 五 第二十三条第七項の規定、第四十一条第二項（第九十四条第二項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第六十九條第一項、第百十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定、第九十四条第一項、第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百九十一条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 六 第二十条（第百十條において準用する場合を含む。）の規定、第三十三条（第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第六十二条第二項（第百十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定、第八十条第三項の規定、第八十二条第二項若しくは第九十一条（これらの規定を第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定又は第百三十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 七 第二十條第六項（第百十條第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百四十條の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。 八 第三十三条第五項、第八十九條第五項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第三十二条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。 九 第三十二条第六項、第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。 十 第三十三条第三項、第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百四十條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。 十一 第三十八條第三項、第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百八十八條第二項若しくは第百八十九條の規定、第九十四條第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第百九十一条第一項の規定又は第九十四條第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第百八十一条第二項若しくは第百八十二条の規定による調査を妨げたとき。	十二 第四十一条第五項（第九十四条第二項、第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五十二条第二項（第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第百八十九條第四項（第百十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。 十三 第四十一条（第九十四条第二項、第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反しとき。 十四 第四十四条第一項又は第四十五条第六項（これらの規定を第九十四条第二項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。 十五 第四十四条第三項（第九十四条第二項、第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。 十六 第五十八條又は第百九十九條第一項の規定に違反しとき。 十七 第六十六条の規定に違反して、総会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。 十八 第七十一条第二項若しくは第七十二条第五項（これらの規定を第百十條において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資の金額を減少し、又は第百八十六條第五項、第八十七條第七項若しくは第百八十八條第五項（これらの規定を第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する第七十二条第五項の規定に違反して合併をしたとき。 十九 第七十三条第二項、第八十一条第五項、第八十七條若しくは第百八十八條第五項（これらの規定を第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百九十一条において準用する会社法第百四十九條第五項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する第七十三条第二項から第四項まで（これらの規定を第百二十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第七十六条第四項若しくは第五項の規定又は第七十七條（第百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。 二十 第七十九條（第百三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組合員又は会員の持分を取得し、又は買収の目的としてこれを受けたとき。 二十一 第九十四條第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。 二十二 清算の終了を遅延させる目的で、第九十四條第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百四十九條第九項、第九十條第一項の期間を不当に定めたとき。 二十三 第九十四條第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百五十二條の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。 二十四 第九十四條第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百五十二條の規定に違反して、組合又は連合会の財産を分配したとき。 二十五 第九十四條第一項（第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第百五十二條の規定に違反して、組合又は連合会の財産を分配したとき。 二十六 第百九十一条に規定する事業以外の事業を行つたとき。 二十七 第百九十四條第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。 二十八 会社法第百七十六條に規定する者が、第三十八條第一項（第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百八十一条第三項の規定による調査を妨げたとき、前項と同様とする。	第一 第四十七條第二項の規定に違反して、労働者協同組合であると認認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者 第二 第四十三項の規定に違反して、他の組合であると誤認されるおそれのある名称を使用した者 第三 第九十七條第一項の規定に違反して、労働者協同組合連合会であると認認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三十二条の規定は、公布の日から施行する。 （施行前の準備） 第一条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第百二十条第一項及び第百八十八條第一項の規定の趣により、同条第一項の指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 3 第一項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日（附則四の条において「施行日」という。）において第百三十条第一項及び第一項の規定により定められた指針とみなす。 （特定就労継続支援を行う組合の特例） 第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第十四項に規定する就労継続支援に係る同法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス又は同法第三十条第一項（第二号に掲げる基準該当障害福祉サービス）以下の条において「特定就労継続支援」という。）を行う組合については、当分の間、特定就労継続支援を受ける者は、第八條第二項に規定する組合の行う事業に従事する者の総数に占める組合員の数の割合の算定の基礎となる組合の行う事業に従事する者及び組合員に算入しない。 （組織変更） 第四条 この法律の施行の際現に存する企業組合（中小企業等協同組合法昭和二十四年法律第百八十二号）第三十四号に掲げる企業組合をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十一年法律第七号）第一条第一項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、施行日から起算して三年以内に、その組織を変更し、組合になることができる。 （企業組合の組織変更計画の承認等） 第五条 企業組合は、前条に規定する組織変更（以下単に「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。 2 前項の場合においては、中小企業等協同組合法第五十三条に規定する議決によらなければならない。 3 第一項の総会の招集に対する中小企業等協同組合法第四十九條第一項の適用については、同項中「十日」とあるのは、「二週間」と、《事項》とあるのは「事項、組織変更計画の要綱及び組織変更後の労働者協同組合の定款」とする。 4 企業組合の組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 企業組合の組織変更後の組合（以下この条から附則第十三条までにおいて「組織変更後組合」という。）
---	--	---

の事業、名称及び事務所の所在地

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後組合の定款で定める事項

三 組織変更後組合の理事の氏名

四 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が監査会設置組合である場合にあっては、その旨）

五 組織変更をする企業組合の組合員が組織変更之際して取得する組織変更後組合の出資の口数又はその口数の算定方法

六 組織変更をする企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

七 組織変更がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

八 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

（企業組合の組織変更の議決の公告等）

第六条 企業組合が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

二 組織変更をする企業組合の債権者は、当該企業組合に対し、組織変更について異議を述べることができ、これを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
四 前項の規定にかかわらず、組織変更をする企業組合が同項の規定による公告を、官報のほか、中小企業等協同組合法第二十三条第四項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

五 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、組織変更について承認をしたものとみなす。

六 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする企業組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害すおそれがないときは、この限りでない。

（企業組合の組織変更に関する組合員の持分払戻請求権）
第七条 組織変更をする企業組合の組合員で、附則第五条第一項の總會に先立って当該企業組合に対し書面をもつて組織変更を反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該企業組合を脱退することができる。

二 中小企業等協同組合法第二十条から第二十二条までの規定は、前項の規定による組合員の脱退について準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

三 前項の場合には、効力発生日を中小企業等協同組合法第二十条第一項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

（企業組合の組合員への出資の割当て）
第八条 組織変更をする企業組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く、以下この条において「同じ。」は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後組合の出資の割当てを

受けるものとする。

二 前項の出資の割当ては、組織変更をする企業組合の組合員の出口口数に応じてしなければならない。

（準備金として計上すべき額等）

第九条 企業組合の組織変更の際に準備金として計上すべき額その他企業組合の組織変更の際に計算に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（債権の効力等）

第十条 企業組合の持分を目的とする質権は、附則第七条第一項の規定による請求（第三項の規定により当該請求をしたものとみなされる場合を含む。）に係る払戻しによつて組合員が受けることができる金銭について存在する。

二 企業組合は、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、その旨を当該企業組合の持分を目的とする質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

三 組織変更をする企業組合の組合員で、当該企業組合の持分を目的とする質権を設定しているものが、附則第七条第一項に規定する期間内に同項の規定による請求をしないときは、当該期間の末日に当該請求をしたものとみなす。

（企業組合の組織変更の効力の発生日等）

第十一条 組織変更をする企業組合は、効力発生日に、組合となる。
二 組織変更をする企業組合の組合員は、効力発生日に、附則第五条第四項第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後組合の組合員となる。

三 前二項の規定は、附則第六条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合に、適用しない。

（企業組合の組織変更の届出）

第十二条 企業組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を中小企業等協同組合法第二百一十條第一項（第五号に係る部分に限る。）に規定する行政庁に届け出なければならない。

二 第二十七條の規定は、企業組合が組織変更をしたときについて準用する。

（企業組合の組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第十三条 組織変更後組合は、附則第六条に規定する手続の経過（効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

二 組織変更後組合の組合員及び債権者は、当該組織変更後組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第三号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後組合の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（企業組合の組織変更の無効の訴え）
第十四条 会社法第八百一十八條第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百一十四條（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第

八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、企業組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

（企業組合の組織変更の登記）

第十五条 企業組合が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

二 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（特定非営利活動法人の組織変更計画の承認等）

第十六条 特定非営利活動法人は、組織変更をするには、組織変更計画を作成して、社員総会の議決により、その承認を受けなければならない。
二 前項の場合においては、特定非営利活動促進法第二十条の二に規定する議決によらなければならない。

三 第一項の社員総会の招集に対する特定非営利活動促進法第十四条の四の適用については、同条中「五日」とあるのは「二週間」と、「事項」とあるのは「事項、組織変更計画の要綱及び組織変更後の労働者協同組合の定款」とする。

四 附則第五條第四項（第五号及び第六号を除く。）の規定は、特定非営利活動法人の組織変更計画について準用する。
（特定非営利活動法人の組織変更の際の出資の第一回の払込み）
第十七条 理事は、前条の規定により組織変更計画が承認されたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

二 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による出資の第一回の払込みについて準用する。
（組織変更時財産額の定款（への記載等））
第十八条 特定非営利活動法人の組織変更後の組合（以下この条から附則第二十七條までにおいて「組織変更後組合」という。）の定款には、第二十九條第一項の事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 組織変更時財産額（当該特定非営利活動法人が効力発日に解散するものとした場合において特定非営利活動促進法第二十二條の規定によれば国若しくは地方公共団体に譲渡され、又は同法第二十一條第三項各号に掲げる者若しくは国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。）

二 特定残余財産（当該組織変更後組合が解散した場合における残余財産のうち、組織変更時財産額（組織変更時財産額から、附則第二十条第一項（同条第四項又は附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の確認（附則第二十一條から第二十三條までにおいて単に「確認」という。）に係る事業に係る損失の填補に充てた額の合計額を控除して得た額をいう。附則第二十六條において同じ。）に相当する額の財産（当該財産の額が当該組織変更後組合の残余財産の額を上回っているときは、当該残余財産をいう。以下同じ。）の処分に関する事項

二 前項第一号に掲げる事項中に特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他特定非営利活動促進法第二十一條第二項各号に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

（企業組合の組織変更に関する規定の準用）
第十九条 附則第六條（第九條及び第十一條から第十五條までの規定は、特定非営利活動法人の組織変更について準用する。この場合において、附則第六條第四項中「中小企業等協同組合法第二十三條第四項」とあるのは「特定非営利活動促進法第二十九條の二第二項」と、附則第二十二條（効力発生日に、附

第七部 厚生労働委員会会議録第六号 令和二年十二月一日

【参議院】

則第五条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い」とあるのは「効力発生日に」と、附則第十二条第一項中「中小企業等協同組合法第百十一條第一項（第五号に係る部に限る。）に規定する行政庁」とあるのは「特定非営利活動促進法第九条に規定する所轄庁」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（確認）

第二十條 附則第十六条第一項の承認を受けた特定非営利活動法人は、厚生労働省令で定めるところにより、当該承認に係る組織変更後組合の行う事業が特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。次項において同じ。）に係る事業に該当することにつき、行政庁の確認を受けることができる。

2 行政庁は、前項の組織変更後組合の行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当すると認めるときは、同項の確認をするものとする。

3 行政庁は、第一項の確認に係る事業が行われなくなったと認めるときは、同項の確認を取り消すことができる。

4 前三項の規定は、組織変更後組合について準用する。

（剰余金の処分の特例）

第二十一條 剰余金のうち組織変更時財産額に係るものは、確認に係る事業による損失（確認に係る事業以外の事業による利益がある場合であつて、当該損失の額が当該利益の額を超えるときは、その差額に相当する部分の損失）の填補に充てる場合のほか、使用してはならない。

（確認に係る事業以外の事業の区分経理）

第二十二條 確認に係る事業以外の事業に関する会計は、確認に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（組織変更時財産額に係る使用状況の報告）

第二十三條 確認を受けた組織変更後組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、行政庁に対し組織変更時財産額に係る使用状況報告を提出しなければならない。

（特定残余財産の帰属）

第二十四條 解散した組織変更後組合の特定残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、行政庁に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に特定残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、行政庁の確認を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（特定非営利活動促進法の準用）

第二十五條 第九十四条の規定にかかわらず、組織変更後組合の解散及び清算については、特定非営利活動促進法第三十一条の三から第三十二条の八まで（第三十二条及び第三十三条の七を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更後組合が合併をした場合に関する読替え等）

第二十六條 組織変更後組合又は組織変更後組合に係る吸収合併存続組合若しくは新設合併設立組合が合併をした場合における吸収合併存続組合（組織変更時財産残額を有しない組合のみが吸収合併消滅組合であるものを除く。）及び新設合併設立組合についての附則第十八条及び第二十一条から前条までの規定の適用については、附則第十八条第一項一号中「当該特定非営利活動法人」とあるのは「吸収合併消滅組合及び吸収合併存続組合」と、「場合」とあるのは「場合又は新設合併消滅組合が新設合併設立組合の成立の日に解散するもの」とした場合」と、「残余財産の額」とあるのは「特定残余財産の額の合計額」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 附則第二十条の規定は、組織変更後組合又は組織変更後組合に係る吸収合併存続組合若しくは新設合併設立組合が合併をした場における吸収合併存続組合（組織変更時財産残額を有しない組合のみが吸収合併消滅組合であるものを除く。）及び新設合併設立組合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（運用上の留意）

第二十七條 附則第十八条から前条までの規定の運用に当たっては、特定非営利活動促進法の精神にのっとり、組織変更後組合による組織変更時財産額に係る使用が公益の増進に寄与するよう留意しなければならない。

（実施規定）

第二十八條 この附則に特別の規定があるものを除くほか、この附則の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（過期）

第二十九條 次に掲げる場合には、企業組合若しくは特定非営利活動法人の役員又は附則第二条第四項第一号組織変更後組合若しくは附則第十八条第一項の組織変更後組合の理事は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第五条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、組織変更の手続をしたとき。

二 附則第六条第一項若しくは第三項これらの規定を附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定又は附則第十条第二項の規定による公告、催告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告、催告若しくは通知をしたとき。

三 附則第六条第六項（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組織変更をしたとき。

四 附則第十二条（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定又は附則第二十三条（附則第二十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 附則第十三条（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書面若しくは電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六 附則第十三条第一項（附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

（労働者協同組合の名称の使用制限に関する経過措置）

第二十二條 この法律の施行の際現にその名称中に労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第四条第一項の規定は、附則第四条に規定する期間内は、適用しない。

（労働者協同組合連合会の名称の使用制限に関する経過措置）

第三十一條 この法律の施行の際現にその名称中に労働者協同組合連合会であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第九十七條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第三十二條 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十三條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 労働者協同組合に関すること。

第九條第一項第四号中「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）」の下に、「労働者協同組合法（令和二年法律第 号）」を加える。

（会社法の一部改正）

第二十四條 会社法の一部を次のように改正する。

第九百四十二條第一号中「並びに資金決済に関する法律」を、「資金決済に関する法律」に改め、「第六十三條の二十第七項」の下に、並びに労働者協同組合法（令和二年法律第 号）第二十九条第六項（同法第百十一條第一項において準用する場合を含む。）」を加える。